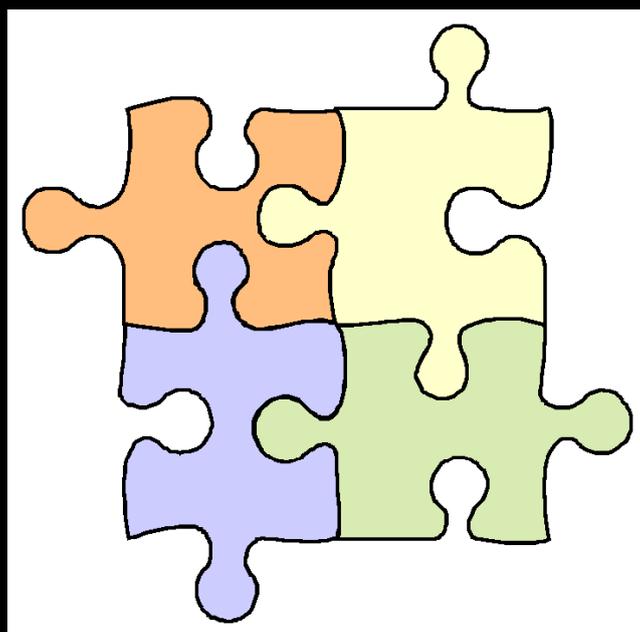


問題行動等対応マニュアル

～ 児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～



平成19年(2007年)2月
山口県教育委員会

はじめに

学校は、本来、子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければなりません。

しかしながら、現実には、生死にかかわる重大な事件、とりわけ、いじめを背景として自ら命を絶つという痛ましい事案や、暴力行為・万引き・性の逸脱行為・家出などの様々な問題行動等が学校内外で発生しており、こうした事案への適切な対応は、喫緊の教育課題であります。

また、問題行動等の態様・背景は多様化・複雑化しており、各学校では、指導や対応に苦慮するとともに、初期対応の拙さから解決が長引き、学校・教師不信に陥り、さらに、新たなトラブルに発展するなどの状況も見受けられます。

こうしたことから、県教委では、一昨年本県で発生した重大な事件・事案への対応や反省等も踏まえ、管理職・生徒指導主任のリーダーシップのもと、迅速・的確かつ組織的に対応することによって、児童生徒・保護者との信頼関係がより一層深まることを目的として「対応マニュアル」を作成いたしました。

もちろん、問題行動等の未然防止という考え方が最優先されなければならないことは言うまでもありません。しかしながら、どのような予防のための対策を講じたとしても、絶対に起こらないという保障はありません。困難な状況はどの学校でも起こり得る、という危機意識を全教職員がもつとともに、学校全体の組織的対応システムの整備・構築を図り、また、事案発生時には、学校が組織として対応する中で、教職員一人ひとりが適切に対処できる力を身に付けることが必要であります。

各学校においては、本マニュアルを積極的に活用いただくことはもとより、有効な対処方法や成功事例を新たに加えるなど、是非改良に努めていただきたいと考えております。

県教委では、今後、それらの情報を集約し、より充実したマニュアルに改訂することとしております。

各学校において、家庭・地域社会・関係機関等との連携を緊密にし、子どもたちの健全育成及び安心・安全な学校づくりに向けた取組がより一層推進されるよう、切望します。

平成19年2月

山口県教育委員会

教育長 藤井俊彦

目 次

マニュアルの特徴・活用方法等	1
1 学校危機対応について	2
（1）学校危機の内容・分類	2
（2）学校危機対応の目的	3
（3）学校危機対応のポイント	3
（4）学校危機・トラブルの誘因や原因	4
2 問題行動等に対応するための事前準備	4
（1）事前準備のポイント	4
（2）校内の組織体制と役割分担	5
（3）緊急連絡体制の整備	6
（4）関係機関等との連携	7
3 問題行動等発生時の対応・連携図	11
4 事例別マニュアル	13
（1）重大事案発生時の基本的な対応	13
（2）生徒間暴力・対人暴力	19
（3）対教師暴力	23
（4）器物損壊	27
（5）いじめ	31
（6）万引き	43
（7）校内での盗難	47
（8）薬物乱用	53
（9）男子生徒の性の逸脱行為	57
（10）女子生徒の性の逸脱行為	61
（11）家出	67
（12）インターネット上の誹謗中傷等	71
（13）小学級崩壊	75
（14）小中出席停止	79
（15）懲戒処分<高停学・小中高訓告>	83
（16）高中途退学<問題行動等による自主退学勧告・懲戒退学>	87
（17）高中途退学<自らの申し出>	91
（18）児童虐待	93
（19）警察による逮捕・事情聴取等にかかわること	97
（20）保護者・地域からの苦情等への対応	99
（21）緊急保護者会の開催	101
（22）重大事案発生時の報道機関への対応	105



参考

危機時の異常な反応への理解	16
ころろだってケガをすることがあるんだよ	17
「非暴力的危機介入法 [®] 」について	22
自己責任と少年法の改正のポイント	26

重大な少年事件の前兆行動等	26
日本式「ゼロトレランス」とは	30
LD・ADHD・高機能自閉症等の有無の視点	38
いじめに関するQ & A	38
「いじめ」と「人間関係のトラブルやケンカ」の違い	41
自殺予告等の深刻な相談情報に対する基本的姿勢	41
「一言」が子どもを変える影響力を持つ教師になるために	41
保護者との連携を「阻む態度」と「促す態度」	45
「働く」ということ	46
心を育てる生徒指導～犯人探しが目的ではない～	50
リフレーミング・エクササイズ～盗癖のある児童と関わる場面で～	51
「持ち物検査」について	52
薬物の種類	56
性非行について	59
性の商品化とメディア	60
「出会い系サイト」による犯罪から自分の身を守るための3つのNO!	64
携帯電話が子どもにもたらす弊害	64
インターネットの有害情報から子どもたちを守るために	66
子どもの話を聴くときは	69
インターネット上でのコミュニケーション	73
教師の「表現作法」	74
ベストを尽くす～速やかな行動と丁寧な対応が必要～	77
割れ窓理論	78
「叱る」生徒指導あれこれ	82
学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方	86
「体罰」に係る判例	89
学校における虐待対応について	96
しつけか虐待か	96
「聴き上手」とは～言葉の中身や意味ではなく気持ちを聴きましょう～	100
危機時のストレス反応	104
心の傷を広げないために（二次被害の防止）	104

資料編

資料1	生徒指導に関する法令	107
資料2	生徒指導に関する通知等（文部省・文部科学省）	109
資料3	生徒指導に関する山口県作成資料一覧	111
資料4	学校メンタルサポート事業	112
資料5	山口県における青少年相談機関一覧	113
資料6	非行少年発見から家庭裁判所送致まで	117
資料7	家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで	118
資料8	生徒指導に関する事故報告について	119
	（1）事故報告を要する児童生徒の問題行動等の内容	
	（2）「事故報告」様式	
	（3）「速報」様式	
資料9	各学校における緊急連絡先一覧の作成について	121

マニュアルの特徴・活用方法等

【特徴】

問題行動等発生時の基本的・具体的な対応について明示
時系列（初期、初期・中期、中期・長期）で構成し、各時点での対応の具体及び留意点を明示
教職員「個人の資質」が、学校という「組織力」を發揮する中で生かされるという視点で作成
チェックシート方式とし、学校が実際場面で活用できる構成
最近の事件・事案における対応及び反省を盛り込んだ内容
時代を反映した課題を掲載

【活用方法】

校内研修会で活用

危機対応に関する校内研修会等において、研修教材として活用する。

問題行動等発生時に活用

該当するページをコピーし、関係者に配布する。

事件・事故収束後に活用

事例検討会等において、対応は正しかったか、対応に関する漏れはなかったか等を確認するとともに、今後の事件・事故への対応に生かす。

【留意事項】

可能な限り時系列に並べているが、状況に応じて優先順位を判断すること
現場ではマニュアルにこだわり過ぎず、混乱した場合は「子どもを守る」ことを第一に考えて行動すること

特別支援学校の小・中・高等部は、小・中・高等学校に対応

事例別マニュアル（p13～106）の表記について

児童、児童生徒、生徒

「生徒」と表記

（ただし、学級崩壊・児童虐待等では「児童」）

教員、教師、教職員

「教職員」と表記

生徒指導主事、生徒部長、生徒指導課長等

「生徒指導主任」と表記

該当する校種

小・小中・高などと表記

1 学校危機対応について

(1) 学校危機の内容・分類

学校で起こることが予想される危機の内容は、下図に示すように、『児童生徒に関係する事態』、『教職員に関係する事態』、『火災・自然災害に関係する事態』等多様である。

本マニュアルは、『児童生徒に関係する事態』のうち、「児童生徒の問題行動等」が発生した際の基本的・具体的な対応について示すものである。

学校危機の分類

児童生徒に関係する事態

不審者の侵入・占拠 児童生徒への危害	→	学校への不審者侵入に伴う被害 等
学校施設・設備等の 被害(自然災害を除く)	→	学校施設の爆破及び爆破予告 器物損壊に伴う施設・設備の被害 備品類等の盗難・紛失 薬物・毒劇物の盗難・紛失 等
事 故	→	交通事故 授業・部活動・修学旅行等での事故 学校外での事故 等
学校における集団疾病	→	学校内における食中毒 インフルエンザの集団発生 等
問 題 行 動 等	→	いじめ・暴力行為 万引・窃盗 性の逸脱行為 家出 等

教職員に関係する事態

事 故	→	死亡・負傷 安否不明(海外旅行中での事故等) 等
非 違 行 為	→	飲酒運転等交通法規違反 体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント 等

火災・自然災害に関係する事態

火 災	→	火災の発生及び施設の被害
自 然 災 害	→	地震・台風等による学校施設・設備の被害

(2) 学校危機対応の目的

「学校危機対応」とは、各学校の教育目標の達成を阻害する要因を除去するために、学校が下記の目的をもって組織的に取り組むことをいう。

児童生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること

迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと

学校・教職員と児童生徒・保護者・地域社会等との信頼関係の向上を図ること

危機を人生の試練の場と前向きにとらえ、危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

(3) 学校危機対応のポイント

学校教育の目的を達成するためには、学校が子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならない。

しかしながら、現実には、学校全体を揺るがす事件・事故等の危機は頻繁に起こっており、このことを全教職員が十分認識することはもとより、発生時には、常に最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応しなければならない。

迅速かつ的確な初動対応

初動対応が以後の展開を大きく左右する。

指揮系統の明確化

危機対応はトップダウンが基本である。

情報集約・情報管理の徹底

校長がリーダーシップを発揮するためには、正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。

情報の共有と役割分担の明確化

緊急対策会議等をもち、全教職員の共通理解のもと組織的に対応する。

保護者・関係機関等との密接な連携

必要に応じて、躊躇することなく支援を要請する。

(4) 学校危機・トラブルの誘引や原因

教職員による不適切な発言や文書

- ・ 全体集会や学年集会等での不用意な発言、不十分な説明等が誤解を招き、保護者からの指摘を受ける。また、それに対する学校の対応が誠意あるものとならない場合、かえって事態を悪化させる。
- ・ 学年通信や学級通信等家庭向けの文書の中に、不適切な文言があり、保護者の指摘を受ける。活字となっているため、大きな事態に発展する可能性がある。

担任や部活動顧問による問題の抱え込み

- ・ 一人で問題を解決しようと抱え込んだり、事態の深刻度の認識が希薄であったりすると、対応が遅れ解決が困難となる。この背景には、学年間や校務分掌単位で課題を共有する姿勢や組織力が弱いことなどがある。

初動対応の遅れ

- ・ 週休日や祝祭日、夜間であっても、迅速で正確な事実確認を行い、一刻も早く保護者と接触を図ることなどはきわめて重要である。これが遅れると、些細な事案が一夜にして悪化することがある。早めに接触すれば誠意が伝わり、タイミングを計って校長が対応することで早期解決が図られるケースは少なくない。

特別指導（小中出席停止・高停学を含む）の在り方

- ・ 問題行動の事実確認や特別指導が配慮を欠いている場合、指摘を受けることがある。また、特別指導が試験や学校行事等と重なった時などの配慮も重要である。

保護者との話し合いや対応

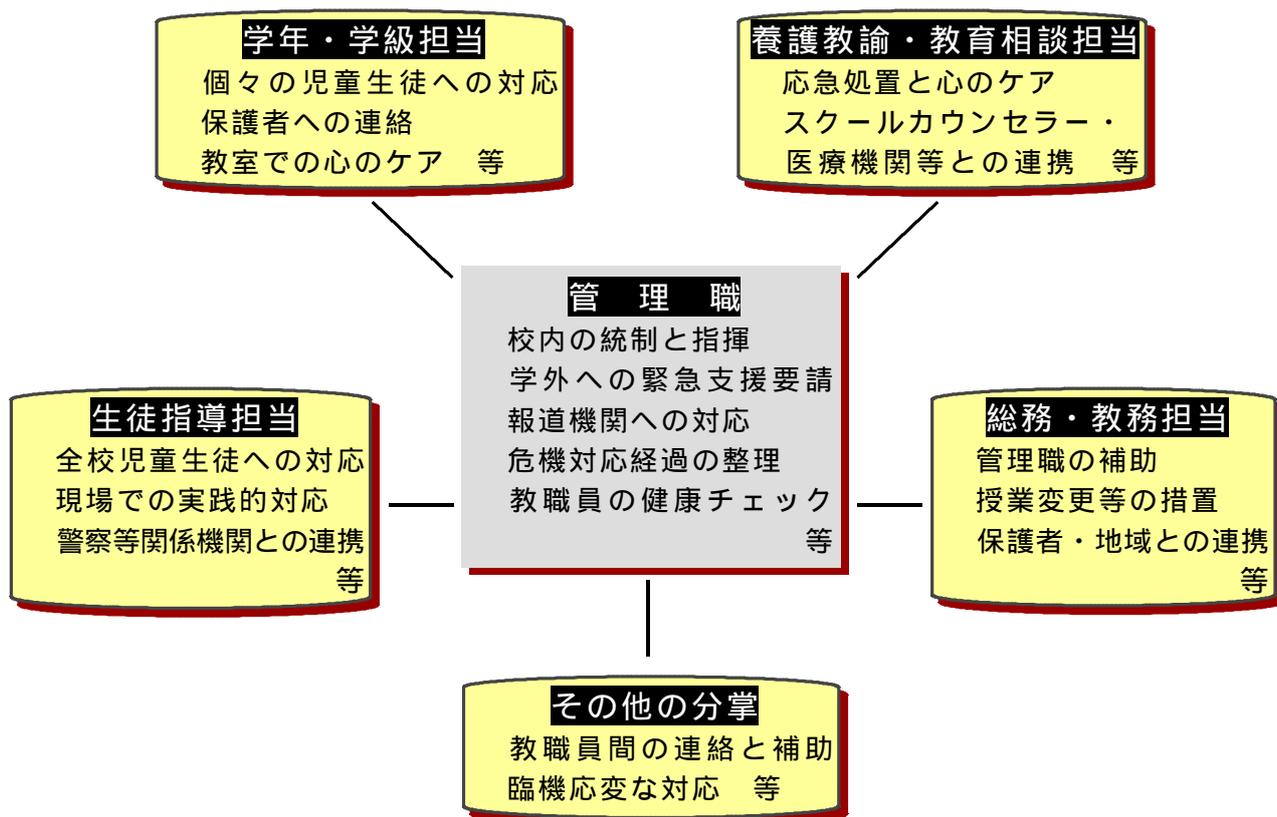
- ・ 学校側の真意や誠意がきちんと伝わらず、事態が悪化するケースは少なくない。特に、経験不足や保護者への対応が得意ではない教職員の場合、管理職や学年主任等の同席やフォローは欠かせない。

2 問題行動等に対応するための事前準備

(1) 事前準備のポイント

どの学校でも起こり得る！	平時における危機意識の高揚
リーダーシップとチームワーク！	校内の組織体制と役割分担の明確化
備えあれば憂いなし！	定期的な訓練・校内研修等の実施
変化をいち早く察知！	児童生徒の多面的理解と情報の一元化
日ごろの教育活動の充実を！	児童生徒・保護者との信頼関係の構築
「抱え込み」から「連携」へ！	教職員間の情報共有と関係機関との連携
過去の対応や反省を生かす！	指導・対応記録の整理・蓄積と分析

(2) 校内の組織体制と役割分担
 ア 校務分掌に沿った緊急時の組織体制



イ 事前準備における役割（校務分掌別チェックリスト）

管理職

年度当初、校務分掌に沿った危機対応チームを組織し、各自の役割を明確にする。その際、役職で分担せず、個々の力量を的確に判断して組織づくりを行う。

教職員の緊急連絡網を整備する。

危機対応に関係する地域の関係機関との緊急連絡体制を整備し、平時から連携を図る。

危機対応に係る教職員用資料を作成・配布し、平時から訓練・校内研修等を実施する。

日常的に発生する小さな問題行動に対し、平時から組織として対応する訓練をしておく。

教職員に対して、事件・事故発生時には、内容を時系列に沿って詳細かつ正確に記録するよう徹底しておく。

管理職が不在の場合に指揮を執る教職員を、あらかじめ決めておく。

教務・総務担当

管理職が不在の場合、代行・代決できる体制を整えておく。

日ごろから、学校通信やPTAだより等を活用し、保護者に対して危機対応への理解と協力を呼びかけておく。

保護者による支援組織と危機対応時の協力を、あらかじめ要請しておく。

生徒指導担当

日ごろから、校内で危機を誘発する可能性のある様々な事象への注視を怠らない。情報は、職員朝礼等を活用し、共有する。

危機発生時の全校児童生徒への緊急連絡方法、指導及び支援の実践的プランを準備する。

これまでの指導記録を整理・分析し、今後の対応に生かす。

「生徒指導主事」の位置付け

学校教育法施行規則（第52条の2）

生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

学年・学級担当

日ごろから、児童生徒にしっかりと寄り添い、変化を敏感に感じ取るとともに、安心・安全な学級の雰囲気づくりに努める。

児童生徒へ心理的・物理的危機をもたらす可能性がある事物は、教室から取り除く。

教職員研修へ積極的に参加し、応急処置や心のケアが行えるようなスキルや基本的知識を高める。

学級・学年の保護者全員への緊急連絡網を整備する。

養護教諭・教育相談担当

地域の救急医療や精神保健などの専門機関と連携し、協力体制を確立する。

基本的な応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AEDの使用等）や、カウンセリングの基本等について、校内研修会を計画的に実施する。

（3）緊急連絡体制の整備

ア 連絡体制の整備

教職員

- ・ 連絡系統をフローチャート等で示す。
- ・ 自宅電話や携帯電話で確実に連絡がとれる体制を構築する。
- ・ 全教職員に配布する。

保護者

- ・ 担任・部活動顧問等は、自宅電話・携帯電話等の一覧表を作成する。
- ・ 個人情報に配慮し、各保護者への配布については、事前に了解を得るなど慎重に行う。（「個人情報の保護に関する法律」2003.5.30施行）
- ・ 必要に応じて、メール配信制度等を研究し、希望者に配信する。

児童生徒

- ・ 担任・部活動顧問等は、必要に応じて、児童生徒の了解を得た上で、児童生徒の携帯電話の一覧表を作成する。
- ・ 個人情報に配慮し、各児童生徒への配布については、事前に了解を得るなど慎重に行う。（「個人情報の保護に関する法律」2003.5.30施行）

イ 関係機関との連絡体制の整備

連絡先・担当者及び関係機関の役割等の一覧表を作成する。

校長室・職員室・事務室・保健室・体育教官室・プール管理室等の電話近くに備え付けるとともに、設置場所を全教職員に周知する。

個人情報には十分配慮し、児童生徒や外部からの訪問者等の目に触れないよう留意する。

管理職・生徒指導主任等が、関係機関等を日ごろから定期的に訪問するなど、連携を密にしておく。

ウ 連絡方法及び報告内容のポイント

迅速・確実な連絡

- ・ 第一報は「巧遅より拙速」を優先する。
（第一報の不完全さ、不正確さを決して叱ってはいけない）
- ・ 分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（できればペーパーで）
- ・ 「情報は私物ではない」ことを全教職員が認識する。

報告の内容（5W1H）と優先順位

- 何が あった のか（WHAT）
- 誰が 関係している のか（WHO）
- いつ 発生した のか（WHEN）
- どこで 発生した のか（WHERE）
- なぜ 起こった のか（WHY）
- 現在どのような状況なのか（HOW）

（4）関係機関等との連携

生徒指導上の諸問題の解決に当たっては、外部関係機関等との緊密な連携が非常に重要である。学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補完し合い、一体となった取組をするためには、各関係機関等の役割や機能を理解するとともに、平素から積極的な情報交換を行うことが不可欠である。

ア 連携を必要とする関係機関等

（ア）日ごろから緊密な連携が必要な関係機関

近隣の学校、スクールカウンセラー、PTA、地元警察署（派出所・交番を含む）、民生委員・児童委員、主任児童委員、同窓会、交通機関（通学バス・鉄道等）等

（イ）問題行動等が発生した場合

保護司、児童相談所、児童自立支援施設、少年鑑別所、家庭裁判所、少年院、市町福祉関係課等

（ウ）児童生徒の心身のケアが必要な場合

県教委（学校メンタルサポート事業）、ふれあい教育センター、医療機関、CRT（クライシス・レスポンス・チーム）、精神保健福祉センター、臨床心理士会等

（エ）その他

地域の自治会、商業施設等

イ 警察

（ア）学校から警察へ連絡する具体的事案

- 生徒間暴力・対教師暴力等により、周囲の児童生徒及び教職員等が被害を負い、教師の指導にも従わず、周囲に更なる危険が予測されると判断した場合
- シンナーの吸引、覚せい剤の所持・使用等が発覚した場合
- 暴走族グループの構成員となり、当該児童生徒の安全確保及び周囲の被害防止のために連絡が必要であると判断した場合
- 児童生徒が犯罪に巻き込まれたり、児童虐待やストーカー行為等により被害者となったりすることを防止するため、警察との連携が必要と認められる場合
- その他、校長が警察への連絡が必要であると判断した場合（自殺予告等）

（イ）学校からの連携方法等

連絡担当者

- ・ 原則は校長であるが、事案の内容により、教頭または生徒指導主任、担任等を連絡担当者として指定する。

連絡する内容

- ・ 当該児童生徒の氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別、学年、学級、問題行動等の内容、これまでの経過、その他健全育成に資するため学校が必要と認める事項

記録の作成

- ・ 連絡・情報交換した内容は、必ず記録する。

留意事項

- ・ 情報提供は、個人情報保護の観点から、慎重に行う。
- ・ 連絡担当者は、職務上知り得た個人情報を漏らしたり、目的以外に利用したりすることはできない。（国家公務員法100条、地方公務員法34条）

- ・ 連絡する内容は、問題行動等を解決または防止し、被害の拡大を防ぐために必要な最小限の情報に限る。
 - ・ 連絡した内容については、必要に応じて、当該児童生徒及び保護者に伝える。
 - ・ 関係した児童生徒への対応に当たっては、当該児童生徒に不利益な措置や対応が行われることのないよう、配慮を要請する。
- (ウ) 警察から学校への連絡制度(やまぐち児童生徒サポートライン)
- 施行：平成16年4月1日
- 目的：警察から学校への連絡の対象事案を明確にするものであり、警察と学校が一層の連携を保ち、児童生徒の被害及び非行の防止に努め、健全育成を図ることを目的とする。

(エ) 少年サポートセンター

少年の重大な非行を防止する上で、問題行動の初期段階での適切な対応が極めて重要であるため、女性警察官や少年警察補導員等が、盛り場・公園等非行の行われやすい場所に重点を置いた街頭補導活動を実施し、非行少年や不良行為少年の発見・保護、指導、被害少年やその家庭に対する支援活動等を専門的に行っている。また、少年の非行等に関する相談も受け付けている。

【山口県内の施設】

東部少年サポートセンター(岩国警察署内): 岩国・周南地域
 中部少年サポートセンター(県警本部少年課内): 山口・萩地域
 西部少年サポートセンター(下関警察署内): 宇部・下関地域

ウ 矯正施設

(ア) 少年鑑別所

主として家庭裁判所での観護措置の決定によって送致された少年を、最高8週間収容し、少年が問題を起こすに至った原因や、今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるかを、医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識や技術に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設である。鑑別の方法は、医学的な診断や性格検査等を行うと同時に、所内での様々な活動を細かく記録し、集められた各種の資料を総合して、最も有効・適切と考えられる保護・矯正・更生などの指針が決定される。

その結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用される。

(イ) 少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年が収容され、少年個々の心身の発達状況、問題行動の要因、将来の生活設計等を総合的に検討し、少年が社会生活に順応するための矯正教育を受ける法務大臣管理の施設である。

< 少年院の種類 >

初等少年院：心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満の者

中等少年院：心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者

特別少年院：心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者

医療少年院：心身に著しい故障のある、14歳以上26歳未満の者

エ 児童相談所

満18歳未満の児童(児童福祉法において「児童」は18歳未満)を対象に、児童の福祉に関する様々な問題について家庭・学校等からの相談に応じ、児童がもつ悩みや問題、児童の置かれた環境等を的確にとらえ、個々の児童・家庭に最も効果的な処遇を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として設置された都道府県の行政機関である。

また、必要に応じて、児童を一時保護し、行動観察や生活指導等を行ったり、児童養護施設・児童自立支援施設等に入所または里親等に委託したりして、安定した生活の確保を図る。

【山口県内の施設】(市町名は担当地域)

岩国児童相談所：岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町
田布施町、平生町

周南児童相談所：周南市、下松市、光市、

中央児童相談所：山口市、防府市、美東町、秋芳町、阿東町
宇部市、美祢市、山陽小野田市

県内で「一時保護所」を併設しているのは、中央児童相談所
だけである。

下関児童相談所：下関市

萩児童相談所：萩市、長門市、阿武町

オ 児童福祉施設

すべての児童が、心身ともに健やかに成長することを目的とする施設であり、健全な遊びを通して児童の情操を育む施設や、家庭的に恵まれない児童や精神・身体等に障害のある児童を通園又は入所させて、適切な保護指導を行う施設である。

(ア) 乳児院

1歳未満の、保護者がいない、保護者のもとで養育できない乳児を入所させて、養育する施設である。

【山口県内の施設】

下 関 市 : なかべ学院乳児部

(イ) 児童養護施設

1歳以上18歳未満の、保護者がいない、保護者のもとで養育できない児童、虐待を受けている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、自立を支援する施設である。

【山口県内の施設】

周 防 大 島 町 : あげぼの寮

周 南 市 : 共楽養育園

山 口 市 : 山口育児院、吉敷愛児園、清光園

防 府 市 : 防府海北園

山陽小野田市 : 小野田陽光園

下 関 市 : 下関大平学園、なかべ学院養護部

長 門 市 : 依山湯の家

(ウ) 児童自立支援施設

以前は「教護院」と呼ばれていたが、児童福祉法改正(平成10年4月1日)により名称が変更となった。

入所の対象児童は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童であり、保護者のもとからの通所も認められている。

設置の目的は、種々の原因で社会に対して適応が困難な状況にある児童に対し、生活指導・学習指導及び職業指導を一体的に行い、児童の自立を支援することである。

また、小舎制を原則としており、職員が起居を共にしながら、自由で開放的な雰囲気の中で、自立を支援している。

【山口県内の施設】

山口県立育成学校

施設内には、入所児童の年齢に応じて、山口市立大内中学校氷上分校、同大内小学校氷上分教室を開設している。育成学校入所と同時に、児童生徒に係る学籍は大内中学校・大内小学校に移り、転校（転入）することになる。

(エ) 情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期入所させ、または保護者のもとから通わせて、情緒障害を治すことを目的とする施設である。

【山口県内の施設】

山 口 市 : 山口県みほり学園

カ CRT (クライシス・レスポンス・チーム)

CRTとは

一個人や一家族の危機ではなく、小・中・高等学校といったコミュニティの「こころの危機」に即応する専門家チームである。

山口県で最初に生まれ、山口県CRTの活動実績を受け、現在、静岡県・長崎県等で活動を開始しており、全国へ拡大しつつある。

メンバー

職種は、精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等である。CRTに登録されている山口県精神保健福祉センター職員は、業務として活動に加わる。

活動内容

県内の小・中・高等学校で災害・事件・事故が発生し、多くの子どもたちが被害にあったり、被害を目撃したりした場合に、その心的被害の広がりを食い止め、学校というコミュニティが機能不全に陥ることを防止するため、3日間限定、24時間態勢で支援に当たる。一言で言うと「二次被害の拡大防止とこころの応急処置」である。

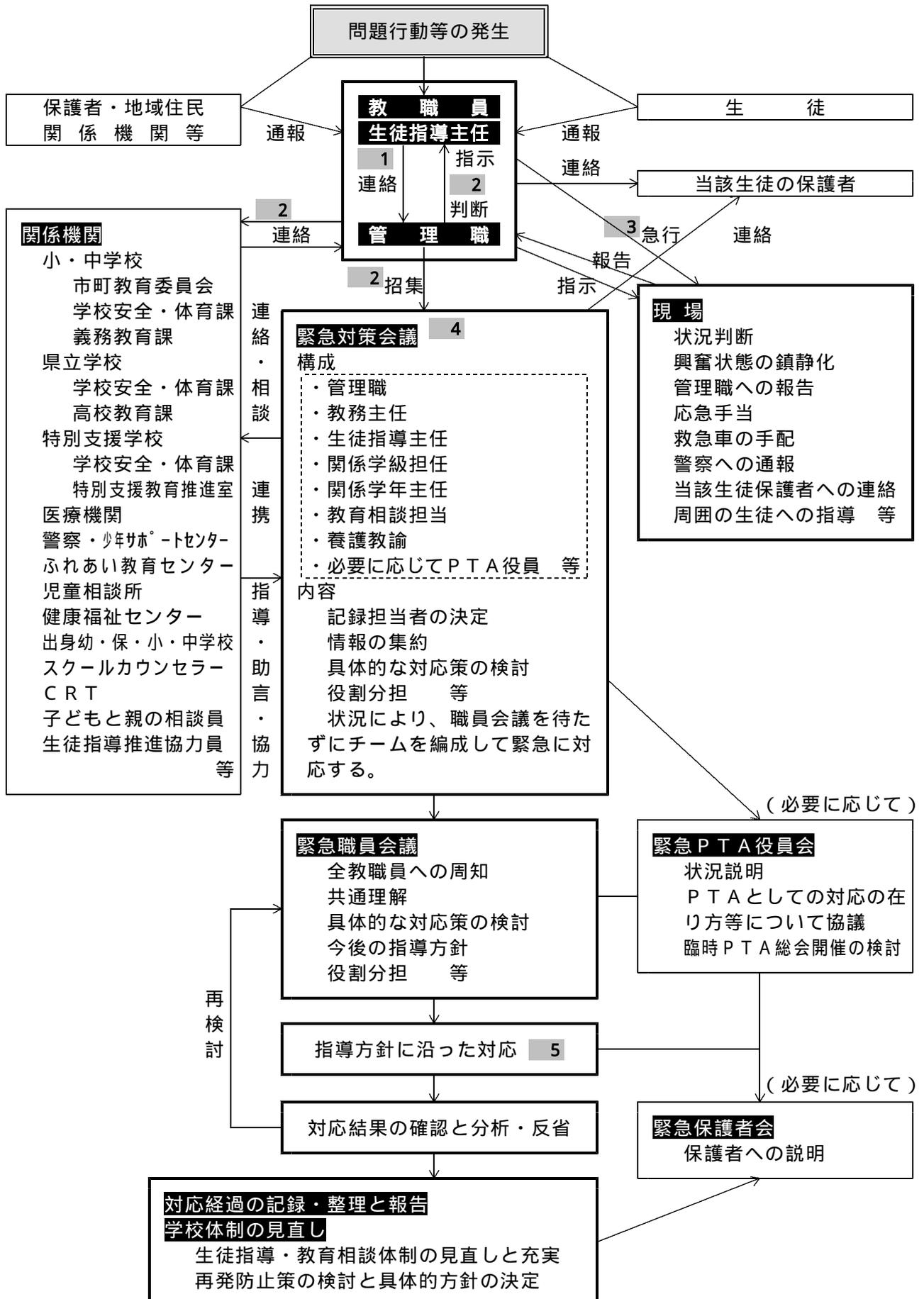
具体的には、教職員をしっかりとサポートし、被害を受けた子どもの重症度を評価し、どのようなケアをするかのプランづくりを行うと同時に、教職員への助言や心理的サポートを行う。また、保護者への説明会を開いた場合やマスコミに対して専門家としてコメントしたり、説明資料づくりを援助したりする。

出勤要件

死亡、重傷を負う事故、レイプ、誘拐などを体験・目撃または直面し、強い恐怖感や無力感または戦慄を感じた場合を「外傷性ストレス」と呼ぶが、多くの子どもたちがこれに曝されたことがCRT派遣の要件である。いじめ・暴力・自殺未遂・自傷行為等は対象外である。

(URL : <http://www.h7.dion.ne.jp/~crt/>)

3 問題行動等発生時の対応・連携図



1 管理職への連絡

報告の優先順位

何があったのか (WHAT) 誰が関係しているのか (WHO)
いつ発生したのか (WHEN) どこで発生したのか (WHERE)
なぜ起こったのか (WHY) 現在どのような状況なのか (HOW)

第一報は「巧遅より拙速」を優先（できればペーパーで）

2 管理職（不在の場合や軽微な事案については生徒指導主任）の判断

現場に派遣する教職員の選定（複数）

養護教諭派遣の必要性（けが等の有無や程度に応じて判断）

連絡を受けた時点での関係機関等への緊急連絡の必要性

- ・ 重大なけが等生命にかかわる危険性がある場合 119番
- ・ 事態の鎮静化が図れない場合及び事件性が考えられる場 警察
- ・ 人的支援を必要とする場合、警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合 教育委員会

緊急対策会議開催の必要性

3 教職員の急行と対応

< 教職員の派遣は管理職の指示が原則だが、緊急時は、生徒指導主任を中心に教職員が各自で判断する >

状況判断（教職員の増員・養護教諭の必要性、関係機関への連絡等）

生徒の興奮状態の鎮静化

けが等の応急手当（必要に応じて心肺蘇生等も実施）

救急車の手配や医療機関への連絡

119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用

「発信地表示システム」（H18現在、県内6箇所の消防署が整備）により、通報位置が特定できる。携帯電話は場所の特定にやや時間を要する。

警察への通報

緊急の場合は110番通報が基本であるが、管内の警察署へ通報する場合は、110番ではなく、083 - . . . - 0110で連絡する。（実際に対応する署と直接やりとりができる）

周囲の生徒への指導（現場から遠ざける等）

4 緊急対策会議の開催

< 状況を踏まえた今後の対応の在り方の原案を検討する >

記録担当者の決定（時系列で、詳細かつ正確に記録し、情報管理を徹底）

情報集約（現段階での状況の把握と整理）

具体的な対応策・方針等の検討（生徒への具体的な指導内容、保護者への協力依頼の内容等）

役割分担の決定（病院派遣、警察対応、情報収集の窓口、報道対応、保護者対応等）

5 対応に当たっての留意点

必要に応じて、教育委員会に助言を求める。

医療機関・警察等関係機関との緊密な連携を踏まえて対応する。

次の側面から、対応を総合的に検討する。

- ・ 「規律の維持」の側面
 - 学校における対応**
全体指導及び個別対応
 - 県教委のサポート**
小中高 危機管理緊急加配教員の配置
（学校で発生する緊急事態への対応）
 - 小中** 生徒指導緊急加配教員の配置
- ・ 「心のケア」の側面
 - 学校における対応**
全体指導及び個別対応
 - 県教委のサポート**
小中高 学校メンタルサポート事業【112ページ参照】
（CRT・SCの緊急派遣、アフターケアチームの派遣）

個人情報の保護に留意する。

- ・ プライバシーを侵害することのないよう十分配慮すること
- ・ 公表することにより被害が拡大することのないよう十分配慮すること（二次被害防止）
- ・ 生徒に関することについては、保護者の了解を得た上で公表すること

(1) 重大事案発生時の基本的な対応

< 校内での殺傷事件、生徒の死亡等 >

対応のポイント

- a 起きたことで非難されるよりも、対応の在り方が問題視される傾向が強い
- b 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- c 躊躇なく関係機関へ支援を求める(「CRT派遣要請」を念頭に置く)
- d 生徒・保護者へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する
- e 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
- f 全国CRT提供の「学校危機対応教職員ハンドブック」を活用する

初 期 対 応

管理職への速報及び情報管理

5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える(できればペーパーで)危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる(緊急時は、生徒指導主任 教頭 校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ)様々な情報を一元的に集約(情報管理の徹底)し、時系列で、詳細かつ正確に記録する(生徒指導主任または教頭)

状況把握

- 校長が確認する
- ・出張等の場合は、現場に直行しながら教頭等と連絡を取り合い、詳細を確認する。現場を保存する
- ・警察による現場検証のため、片付け・清掃などはしない。
- ・状況によっては、現場を隠したり、立て札で近づかないようにしたりするなど配慮する。

管理職または管理職の指示を受けた教職員による連絡・指示

負傷者等への対応及び119番通報

- ・通報は、できるだけ固定電話を使用する。
- ・現場では、できる限りの応急手当(止血等)救命処置(心肺蘇生・AED使用等)を施す。
- ・救急車には、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添い、管理職へ状況を逐一報告する。
- ・誰がどこの病院へ搬送されたかを記録し、一覧表を作る。

110番通報

全教職員への連絡・指示

- ・生徒の生命の安全を守ることを最優先に行動する。
- 生徒への連絡・指示及び生徒の確認
- ・担任・授業担当者・全校放送等により集合(避難)場所を連絡する。
- ・集合後、生徒の確認は、名表等を用い確実にチェックする。

教育委員会へ速報・支援要請、CRT派遣要請

該当生徒の保護者への連絡

- ・事実を正確に伝えるとともに、搬送病院名等の情報を連絡する。

P T A 会長、同窓会長、地域の関係者等への連絡

危機に当たった際の校長の行動・姿勢

陣 頭 指 揮：強力なリーダーシップを発揮し、陣頭に立って指示を出す。

決 断 力：「不決断」は「誤判断」よりも悪いことがある。

大胆にして細心：「マクロ的頑固さ」と「ミクロ的柔軟さ」が必要である。

泰 然 自 若：緊急事態にあっても、顔を上げ、落ち着いて自然な動作で行動することが、教職員・生徒に安心感を与える。

具体的な対応

- 対策本部（校長室）の設置及び緊急対策会議
- ・ 全校集会・緊急保護者会開催、休校措置・学校再開時期の決定等について検討する。
 - ・ 緊急職員会議の開催
 - ・ 状況の共通理解を図る。
 - ・ 具体的な対応策の共通理解と役割分担の確認等を行う。
 - ・ 学校外との対応の窓口を一本化し、教職員が、自己の判断で学校外へ情報を伝えないことを確認・徹底する。
- 生徒への説明・指導
- ・ 憶測や噂話・デマが広がり、二次被害が生じる可能性があるため、早急を実施する。
 - ・ 座った状態で、事実を正確に、短時間（20分以内）で、年齢に応じた言い方で伝える。
 - ・ 学級単位等の小集団で行う場合は、説明内容等について、事前に打合せを行う。
 - ・ 必要に応じて（夏季の場合熱中症防止、極度の緊張や恐怖等の混乱状態の鎮静化など）、ペットボトル飲料等飲み物の準備について考慮する。

留意事項

< 全校集会を実施する場合 >

- ・ 緊急時の校長のメッセージは集中して聞くはずである。学校の取組姿勢を示すとともに、緊急時をプラスに生かし、信頼感につなげるチャンスでもある。どんな言葉を使ったかではなく、どんな気持ちで語ったかが重要である。悲しみや苦しみ、辛さは表に出した方がよい。
- ・ 出席は強制しない。出席したくない（できない）生徒を把握するとともに、待機場所（保健室等）を設け、教職員が必ず付き添う。甘い食べ物・飲み物等の用意も考慮する。

< 学級ごとに実施する場合 >

- ・ 教職員は、「辛い」「悲しい」など自分の感情を率直に表現し、生徒にも自分の感情を表現してもよいことを伝える。感情の表出を許すことによって、生徒はより早く正常な状態に戻れるようになる。
- 発生初期には、集団が大きいと、様々な反応やパニックが発生し收拾がつかなくなる可能性があるため、小さい集団（学級単位等）で実施することが望ましい。
（特に、年齢差が大きい小学校）

- ・（必要に応じて）下校させる。（各家庭への連絡、迎え依頼等）
保護者への連絡・説明
- ・ 全保護者へ、その日のうち（できれば報道発表前）に連絡する。
- ・ 保護者向け「学校通信」を作成する。（事案の概要、生徒の様子、学校の思い、家庭での留意事項、緊急保護者会の案内、相談窓口等）
- ・ 保護者用パンフレット「ころもってケガをすることがあるんだよ」を配布する。
【17ページ参照】
- ・ 学校全体・当該学年・当該学級・当該部活動等、対象を決定し緊急保護者会を開催する。
【101ページ参照】

電話・来校者への対応【99ページ参照】

- ・ 応答文案を作成する。
- ・ 対応窓口を一本化する。
- ・ 詳細に記録する。（名前、学校との関係、内容、時刻等）
報道機関への対応【105ページ参照】

初 期 ・ 中 期 対 応

心のケア

- スクールカウンセラー等派遣要請（「学校メンタルサポート事業」を活用）
- ・ カウンセリング・家庭訪問・電話相談等を通じて、生徒・保護者・教職員の心のケアに努め、二次被害を防止する。

「心のケア研修会」の開催（緊急保護者会開催時、教職員向け等）
心のケアに係る資料作成・配布（生徒向け、保護者向け、教職員向け等）

留意事項

- ・子どもたちが、大きな事件の中でも平然としていること自体、すでに無理をしていることになる。「そっとしておこう」とすることはよいが、言いたい子どもに対して言わないようにという指導は、言いたいことを言えなくする可能性がある。溜め込むと屈折するので、吐き出させる必要もある。
- ・学級での話し方は、辛い思いをしている人がいるので、その人に合わせることを原則であることを伝える。
- ・気持ちや体に変化の出てきた子どもに対し、そのことは当然であり、自分で抱え込まずに、相談することが大切であることを伝える。
- ・教職員自身の思いを子どもたちに対して出して構わない。教職員も辛く、悩んでいることを伝えることが、子どもの安心感につながる。教職員と子どもの距離感が縮まることもある。

死への対処

説明・話し合いに際しての留意事項

- ・静かに、そして率直な態度で、生徒と死の意味や影響について話し合う。
- ・様々な感情表出を促す。
- ・不必要なことを詳細にわたって話すことはしないが、すべての質問に答えるよう努める。
- ・身体的接触が慰めになる生徒もいる。
- ・死者の残した品や思い出について話し合うことも大切である。
- ・宗教的な言葉は避けるようにする。また、生徒個人の様々な信仰等を認めることも大切である。

保護者宛通信文の配布

- ・家庭におけるサポートや話し合いの大切さを記載する。
- ・援助機関や相談電話のリストを掲載する。
- ・カウンセリングの有効性を説明する。

葬儀への参加

- ・参加の連絡範囲・規模等について、当該生徒の保護者の希望や了解を事前にとる。
- ・葬儀への出欠席の選択は、あくまでも生徒自身が決める。
- ・参加する生徒には、葬儀のエチケット等を事前に指導する。

その他

- ・遺族の思いに十分配慮し、「不幸中の幸い」「幸いにも」等の言葉は絶対に使わない。

自殺への対応

- ・自殺現場の様子や自殺の手段等についての詳細は、絶対に話さない。
- ・死を美化しない。心情に共感すると誘発を招くことがある。
- ・配慮を要する生徒に十分注意を払い、後追い自殺やその他の二次被害を防ぐ。

その他

臨時休校後の学校再開

- ・安心・安全な登下校について、十分配慮する。
- ・事案発生場所の整備、代替教室の決定等、平常授業再開に向けた環境整備を行う。

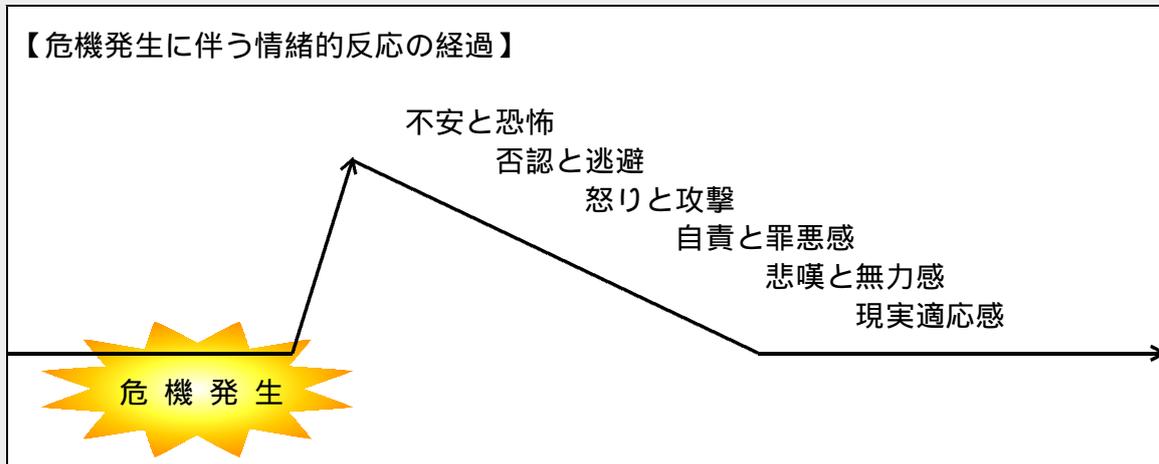
当該保護者（遺族）への対応

- ・誠意ある継続的な対応・支援を行う。（家庭訪問、援助機関の紹介、法要への出席等）

👉 危機時の異常な反応への理解

危機は、一時的に精神的混乱状態を引き起こす。危機時には、個人の自我機能（現実適応能力機能）が低下し、下記のような心理的兆候が見られる。

ただし、危機時のこのような心理的兆候は精神的疾患の症状に類する異常反応とは見なされない。危機という異常事態に見舞われた際の、一過性の正常な反応と理解すべきものである。



不安と恐怖

危機による強い衝撃は、不安と恐怖を最初に引き起こす。危機へどのように対処すればよいのか、通常の実践機能が思うように働かず、深刻な事態においては、死への強烈な不安と恐怖に襲われる。

否認と逃避

危機に対し、現実の出来事として認めることができず、否認しようと一生懸命になる。「まさかそんなことが起こるわけがない!」「嘘だ!」「夢ではないか!」と事実ではないことを願望し、危機から逃れようとする。現実逃避のための自己防衛の機能が強く働く状態が起こる。

怒りと攻撃

危機が逃れられない現実であることを悟ると、危機を引き起こした原因探しを始め、その対象への激しい怒りと攻撃心を表出するようになる。時には抑制しがたい復讐心に駆られる場合もある。なぜ自分だけが犠牲になり不幸にならなければならないのか、と計り知れない不満が鬱積する。

自責と罪悪感

同時に、これは天罰ではないかと自分自身を責め、過去を振り返り、悔いる言動を思い出し、罪悪感に苦しむようになる。

悲嘆と無力感

どうあがいても、危機は自分に降りかかった現実であることを、日常の生活で改めて実感する。自己の無力感を悟り、あきらめの気持ちから悲嘆に暮れる。

現実適応感

このような決して尋常でない、激しい情緒的反応の表出を周囲に温かく受け入れてもらうことによって、現実適応感が再び蘇るようになる。

< 上地安昭 「教師のための学校危機対応実践マニュアル」2003年 >

こころだってケガをすることがあるんだよ

(保護者や周囲の方々へ)

このパンフレットは、子どもたちが友だちの思いがけない死や、学校内や通学路で自分や他人の生命に関わるような衝撃的な出来事を体験した、あるいは目撃した場合(直後)を想定して作成したものです。

予期せぬ出来事を体験すると、子どもの心と体にいろいろな反応や症状が出ます。これらは「衝撃的な出来事へのごく自然な反応」であり、その多くは一時的なものです。しかし、その出来事があまりに辛かったり、適切な対応を受けていないと、反応が長引いたり、こじらせてしまうことがあります。

子どもの心と体にどんな変化が起こるのか、その時どう接してあげるとよいのかを、このパンフレットでお知らせします。

こころとからだにおこること

遊び・勉強

遊びや勉強、好きだったことをするのに集中できない

食べる・寝る

食欲がない
なかなか眠れない

からだ

頭が痛い
お腹が痛い
体がしんどい

ピリピリ

物音にビクつく
イライラする
すぐに腹を立てる

退行

一人でいるのをこわがる
幼い子のように甘える
一緒に寝たがる

ぼーっ

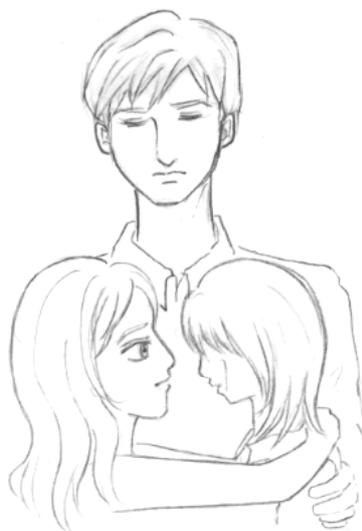
ぼーっとしている
話をしなくなる

強がり

まるで何もなかったかのように普通にふるまう
急にはしゃぎだす

こわい・不安

こわがりになる
寝ているときにうなされる
こわい夢を見てとびおきる



悲しみと怒り

自分を責める
他人を責める

周囲が落ち着いて接してあげることが大切です

まわりの人が落ち着いて接することで、本人も落ち着きを取り戻していきます。しかし、周囲の人が落ち着くということは、自分の気持ちを抑えることではありません。周りが自分の気持ちを抑えつけていると、本人もそれを真似してしまいます。涙が出たり感情がこみあげてきたりする時には、「自分は、今こんなふうに感じている」と、相手に分かる言葉で説明してあげてください。

また、衝撃的な話を聞くと、周囲の人のほうが耐えられなくなることもあります。そのような場合は、別の人に話を聞いてもらうことも必要です。それでも辛い時には専門家に助けを求めましょう。

話す？ 話さない？ 本人が話そうとしている時は、しっかり聞いてあげましょう

何度も同じ話を繰り返すかもしれませんが、話すことで頭の中が整理されます。もちろん話したがない人もいます。話したがない時には無理に聞き出そうとせず、「話したくなったらいつでも聞くからね」と伝えてあげてください。

正確な情報 情報は正確に伝え、うわさはやめましょう

事実をどう伝えるべきか、悩むところです。きちんとした説明がないと、うわさ話が広がり、いろいろな想像をさせ、かえって不安にさせてしまいます。そんな時は、学校からの「お知らせ」も参考にしてください。

からだの手当 体の症状を訴えている時は、体への手当をしてあげましょう

体の症状の治療のために病院に連れて行くことが大切です。苦痛を和らげるとともに、手当をしてもらうことで「守られている」という安心感を与えます。

ひとりぼっちにしない そばにいてあげましょう

小さい子のように甘えたり、一人になりたがらない時は、突き放さないでそばにいてあげてください。甘えることで心が癒されるので、たいていは徐々に落ち着いてきます。もちろん、一人になりたい時はそのように対応します。

しからない 強がっていても不安でいっぱいです

まるで何事もなかったかのように普通にふるまったり、逆にしゃぎすぎたりするので、驚かされることがあります。これは、悲しみやショックを心で受け止めることができずに、それを打ち消そうと必死で抵抗しているのです。本当は不安でいっぱいなのです。「悲しいね」と気持ちを代弁してあげてください。いい言葉が見つからない時は、手を握ったり、背中をさすったりするなど、接してあげましょう。

ふだんの生活 日常生活を保つことも大切です

予期せぬ出来事を体験すると、目に映る世界がそれまでとは違って見えてきます。だから、学校も家庭も可能な限り普段どおりの生活になるようにしてあげてください。食事、睡眠、勉強、遊びといった、いつもしていることを続けてください。これは悲しみやショックを無視するものではありません。悲しみを中心にしながらも、日常生活を保つことで回復していく力を低下させないためです。もちろんショックが強くて日常生活を保つことができないことがあります。その場合は専門家(カウンセラーや医療機関)に相談してください。

これまで説明したことは、ほんの一部です。心配なこと、困ったこと、分からないことがある時は、一人で悩まず、まず学校に相談してください。

(2) 生徒間暴力・対人暴力

初期対応のポイント

- a 複数の教職員で対応し、負傷者の救助を第一に、教職員の安全にも十分留意する
- b 興奮状態にある生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる
- c 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- d 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- e 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

初 期 対 応

初 動 対 応

暴力行為の制止

- 複数の教職員で対応し、生徒の興奮状態の鎮静化を図る
- ・周りの生徒を遠ざける。グループ同士であれば分ける。
 - ・90cm 前後の距離（手が届かない距離）を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
 - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
 - ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに排除し、別の場所へ移動させる

同時進行

負傷者への対応

負傷者の確認・救助・安全確保を第一に行う
 養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確かめる（判断は慎重に）

- 重度** ・救急車を手配（119 番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
 ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
 ・付き添い教職員は、管理職へ状況を逐一報告する。
- 中度** ・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
 ・付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
- 軽度** ・養護教諭等が処置し、経過を観察する。

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（できればペーパーで）
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任 教頭 校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任または教頭）
- 被害・加害生徒の保護者への緊急連絡
- ・病院に搬送された場合は、事件の概要及び病院名等を正確に伝える。
- 教育委員会への速報【120 ページ参照】
- ・校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
- 警察への通報
- ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、教育委員会との連携のもと、躊躇なく 110 番通報する。
 - ・その際、110 番通報（現行犯逮捕）か、事後に「被害届」を提出するかで加害生徒への処遇も変わるので、適切に判断する。
- 関係学校への連絡
- ・関係者に他校の生徒がいる場合は、直ちに関係校に連絡を取り、連携して対応する。

事実確認

聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない

聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した生徒、背後関係 等

被害生徒から聴取

複数の教職員（担任・養護教諭等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う

- ・教職員が必ず安全を守ることを伝え、報復を恐れずに真実を語るように支援する。
- ・被害生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）にしっかりと耳を傾ける。

加害生徒から聴取

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が、別室で行う

- ・「暴力は絶対に許されない行為である」（社会で許されないことは学校でも許されない）という毅然とした姿勢を示す。
- ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
- ・発言中は逐一判定を下さず、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける。
- ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の生徒・関係者等から聴取

複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う

- ・周囲で見ていたすべての生徒から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約

被害生徒・保護者への対応・支援
加害生徒・保護者への指導・支援
他の生徒への対応

指導方法・高懲戒処分等の原案作成

小中出席停止の検討

緊急職員会議の開催

全教職員への周知と共通理解

- ・概要をまとめた資料を用意する
 - ・今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・高懲戒処分等の決
小中出席停止の検討

初期・中期対応

生徒・保護者への対応

被害生徒への対応

病院等への見舞い

- ・校長がいち早く出向く。
 - ・入院の場合、できるだけ毎日見舞う。（生徒・保護者の意向や精神的負担等を考慮する）
 - ・共感的理解に基づく指導・支援
 - ・教職員が支えることを約束し、人間関係の回復に努めるよう促す。
 - ・仕返しも暴力行為であることを伝え、絶対しないように伝える。
 - ・暴力を誘発するような行為を被害者側も認めた場合には、その問題点についても話し合い、気付かせる。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

被害生徒の保護者への対応

電話による概要説明

- ・生徒が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。
- ・家庭訪問の了解を取る。
- ・家庭訪問の実施
- ・担任と管理職等複数で実施する。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
- ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
- ・加害者に対する学校の指導方針、全校生徒への指導内容等を説明する。
- ・警察署への「被害届」の提出等について話し合う。（要「診断書」）

連携した対応・支援

加害生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
- ・担任等加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
- ・形式的なものではなく、被害者に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

加害生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
 - ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
 - ・被害者への対応（謝罪等）について相談する。

その他

- 全体指導
- ・日時・場所・対象生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
 - ・被害者・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
 - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
 - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
- 関係機関等への支援要請
- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校・園等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合 ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合 児童相談所
- 教育委員会との連携
- ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
 - ・**小中**「出席停止」の措置【79 ページ参照】
 - 緊急保護者会の開催【101 ページ参照】
 - 記者会見の実施等報道機関への対応【105 ページ参照】
 - 教育委員会への報告書提出【119 ページ参照】

中 期 ・ 長 期 対 応

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない（ゼロトレランス）」の考え方を共通理解
- ・基準の明確化
 - ・生徒・保護者への周知徹底
 - ・毅然とした粘り強い指導
- 生徒・保護者等との信頼関係の構築
- 【30 ページ参照】

- ・ 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ・ 小中高「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
- ・ 高「仲間づくり指導講師招へい事業」の活用
- ・ 非行防止教室の開催
- ・ 指導力向上のための事例検討会の実施
- ・ 保護者との連携強化

関係機関との連携

- ・ 生徒の動向の把握
- ・ 生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
- ・ 近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
- ・ 管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、JR等の交通機関、生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
- ・ 訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。

「非暴力的危機介入法[®]」について

非暴力的危機介入法[®]とは

学校でキレて暴力行為などに至る子どもに対して、暴力を使わずに対処する方法。1970年代中頃にアメリカで開発され、すでに200万人以上の教師が受講している。

人間の危機的行動を理解し、具体的な対応訓練としてプログラム化されたものであり、普段接している人たちに対して、よりベターな対応ができるようにすることを主眼に置いている。

具体的な内容

前兆行動の発見法、発見した際のかかわり方、反抗的態度をとる子どもに対するコミュニケーションの構築法（積極的傾聴法、怒りのメカニズムの理解、相手の行動へのブレーキのかけ方など）、実際に暴れ出した子どもへの介入法等について、具体的なスキルを身に付ける。

非暴力的危機介入法[®]のポイント

不安を高め、暴力行為に発展させないように、相手の「他人に入られたくない空間」を尊重する。

向き合って立つと、相手は「攻撃されている」「脅かされている」と感じる。自分の姿勢に注意する。

自分のしぐさ・表情・動き・声の質などを、相手が脅威に感じないものにする。

相手の感情に対し善悪の判断をせず、尊重するような接し方をすると、行動が理解できる。

相手の言葉を確認するように繰り返す質問を投げかけ、真のメッセージを聞くようにする。

相手の挑発的な態度や質問は無視する。正面から答えると、言い合いの泥仕合に陥りがちとなる。

相手にできるだけ大量のエネルギーを放出させるため、可能なときは言葉で発散させる。

広がり

アメリカ・イギリス・カナダ等では、全教職員の必須トレーニングとして位置付けている教育委員会も多く、大学では教職課程の必修コースに取り入れているところもある。

日本においても、三重県・大阪市・京都府八幡市・東京都大田区など多くの教育委員会での導入が始まっている

< 「C P I 危機予防研究所 (URL <http://crisisprevention.jp>)」資料より >

(3) 対教師暴力

初期対応のポイント

- a 複数の教職員で対応し、対応教職員の安全にも十分留意する
- b 興奮状態にある加害生徒の鎮静化を図り、別の場所へ移動させる
- c 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- d 「暴力は絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- e 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

初 期 対 応

初 動 対 応

暴力行為の制止

- 複数の教職員で対応し、生徒の興奮状態の鎮静化を図る
- ・周りの生徒を遠ざける。グループであれば分ける。
 - ・90cm 前後の距離（手が届かない距離）を保ちながら、やや斜めの位置に立ち、「やめなさい」等の単純で明確な指示を繰り返す。
 - ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
 - ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。別の場所へ移動させる

同時進行

負傷への対応

教職員の救助・安全確保を第一に行う
養護教諭の指示のもと、負傷の程度を確かめる（判断は慎重に）

- 重度** ・救急車を手配（119 番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用）するとともに、その場の教職員ができる限りの応急処置を施す。
 - ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
 - ・付き添い教職員は、管理職へ状況を逐一報告する。
- 中度** ・養護教諭等が応急処置をした後、携帯電話を所持した教職員が病院へ連れて行く。
 - ・付き添い教職員は、管理職へ状況を報告する。
- 軽度** ・養護教諭等が処置し、経過を観察する。「診断書」をとる
 - ・警察署への「被害届」提出の際に必要となる。

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（できればペーパーで）
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任 教頭 校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任または教頭）
- 教育委員会への速報・相談【120 ページ参照】
- ・校長が報告する。（TEL・FAX等）
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。
 - ・警察への通報についての相談や、通報により保護者との軋轢が予想される場合等、教委と十分に連携して対応する。
- 警察への通報
- ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、躊躇なく110番通報する。
 - ・その際、110番通報（現行犯逮捕）か、事後に「被害届」を提出するかで加害生徒への処遇も変わるので、適切に判断する。
- 加害生徒の保護者への緊急連絡

事実確認

聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない

聴取内容

事件の状況、原因（動機）、事件に至るまでの経過、関係した生徒、背後関係 等

被害教職員から聴取

管理職が行う

- ・加害生徒に対する日頃の指導状況等について聞き取る。
- ・警察署への「被害届」の提出をためらわない。

加害生徒から聴取

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担する）が、別室で行う

- ・「暴力は絶対許されない行為である」（社会で許されないことは学校でも許されない）という毅然とした姿勢を示す。
- ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
- ・発言中は逐一判定を下さず、加害生徒の思い（当該教職員との人間関係等）にもしっかり耳を傾ける。
- ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。

周囲の生徒・関係者等から聴取

複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が、別室で行う

- ・周囲で見ていたすべての生徒から事実関係（はやし立てる、けしかける等も）を聴取する。
- ・現場にいた教職員からも聴取する。

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約

被害教職員への対応・支援
加害生徒・保護者への指導・支援
他の生徒への対応
指導方法・**高**懲戒処分等の原案作成
小中出席停止の検討

緊急職員会議の開催

全教職員への周知と共通理解

- ・概要をまとめた資料を用意する。
 - ・今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定
小中出席停止の検討

初期・中期対応

生徒・保護者への対応

加害生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
- ・担任等加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
- ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。

連携した対応・支援

加害生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
（できれば、被害教職員も同行する）
- ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
- ・暴力行為には毅然とした姿勢を示すが、これまでの指導や接し方等に原因や動機が認められる場合は、公平に接する。

- ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
謝罪方法についての話し合い
- ・形式的なものではなく、被害者に対して真に謝罪の気持ちもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

- ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。
今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
- ・学校の指導・支援の在り方について説明する。(学校ができることと、その限界についても明確にする)

その他

- 全体指導
- ・日時・場所・対象生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
 - ・加害者のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
 - ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
 - ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
関係機関等への支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校・園等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合 ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合 児童相談所
教育委員会との連携
 - ・報道対応や関係機関との連携等、必要に応じて支援要請
 - ・小中「出席停止」の措置【79 ページ参照】
緊急保護者会の開催【101 ページ参照】
記者会見の実施等報道機関への対応【105 ページ参照】
教育委員会への報告書提出【119 ページ参照】

中期・長期対応

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない(ゼロトレランス)」の考え方を共通理解
- ・基準の明確化
 - ・生徒・保護者への周知徹底
 - ・毅然とした粘り強い指導
- 生徒・保護者等との信頼関係の構築 【30 ページ参照】
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ・小中高「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
 - ・高「仲間づくり指導講師招へい事業」の活用
- 非行防止教室の開催
教職員の指導力向上のための取組
保護者との連携強化

自己責任と少年法の改正のポイント

平成13年4月1日から改正少年法が施行された。特に、重要な改正点の一つとして、それまでは刑事処分が科せられるのは16歳以上の少年に限られていたものが、14歳以上16歳未満の少年も対象とされるようになったという点である。また、16歳以上の少年が、殺人・傷害致死・強盗致死等の故意の犯罪により被害者を死亡させた罪の事件については、検察官に送致（逆送）されることが原則とされた。

こうした法改正を受けて、子どもたちの健全な成長を図るための児童生徒や保護者等への主な指導助言としては、次のような事項が挙げられる。

年齢区分の見直し

刑事処分の対象年齢の下限が14歳まで引き下げられ、少年の社会生活における責任の自覚が一層求められる

凶悪重大犯罪を犯した少年（16歳以上）に対する処分の見直し

故意に人を死亡させる行為は、反社会性・反倫理性の高い、重大な罪を犯したものととして、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を明示

家庭裁判所等の保護者への適切な措置の明文化

少年の再非行防止の観点から、家庭裁判所が保護者に対して訓戒・指導その他適切な措置をとることができることを明文で規定

我が国の法律では、現在、刑事責任年齢を満14歳以上と定めている。しかし、これは刑法上の罪であるので、それ以下の年齢でも民事上の責任能力が認められることもある（民法712条）し、また、保護者には保護者本人の不法行為責任や、監督責任（民法714条）が認められることもある。

また、道徳的な自立や責任は、小学校でも求められるものであり、自制・自立、義務や責任といった基本的な態度や能力は、義務教育段階から、その発達段階に応じてしっかりと学んでいくことが大切である。

< 国立教育政策研究所生徒指導研究センター

「生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書～規範意識の醸成を目指して～」2006年>

重大な少年事件の前兆行動等

以下の前兆行動が見られるからといって、少年事件を起こすとは限らず、偏見や誤解が生じないように十分配慮する必要がある。ただ、以下の行動が見られる時には、教職員をはじめとした周囲の大人たちは、特に子どもを注意深く見守る必要がある。

ア 犯行類似行動（暴行や脅迫等から重大犯罪にエスカレートする）

イ 犯行準備行動（犯行実験、犯行計画メモ又は犯行予告文）

ウ 友人やインターネットでの犯行のほめかし

エ 周囲から見て常軌を逸している特異・不審な行動

オ 周囲への相談や日記での悩みの表現

カ 凶器の収集・携帯・使用

キ 動物虐待

ク リストカット等の自傷行為

ケ 暴力的なゲームやビデオ又は本・雑誌等へののめり込み

< 文部科学省・警察庁

「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」2006年>

(4) 器物損壊 < 加害者が不明の場合 >

初期対応のポイント

- a 発見した教職員は、状況を確認した後、現状保存に努める
- b 管理職及び生徒指導主任は、直ちに現場を確認する
- c 教育委員会へ速報するとともに、警察へ通報し、「被害届」を提出する
- d 学校生活に支障がある場合は、応急修理または生徒が近づかないよう安全面の配慮をする
- e 業者に依頼するなどして、できるだけ早く元の状態に戻す

初 期 対 応

発見直後の対応

損壊現場の確認・保存と記録

- 発見した教職員は、状況を確認した後、現状保存に努める
- ・足跡・指紋・遺留品等を保存するとともに、立ち入らない、触れない、動かさない。
 - ・生徒の通学や授業等の支障となる場合や危険が予想される場合は、最小限の応急修理を施すか、あるいは、張り紙や立て札等で近づかないよう配慮する。
 - ・生徒を誹謗中傷する内容の落書き等は、絶対に生徒の目に触れないよう隠す。
 - ・池の鯉・ウサギ・鳥などを殺傷したりする行為も「器物損壊罪」となる。
- 発見時の状況や損壊の程度など、写真等も用いて記録に残す
他の教職員の協力を得て、現場以外にも被害がないか確認する

連絡・通報等

- 管理職（校長・教頭・事務長）・生徒指導主任への連絡
- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
 - ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。（緊急時は、生徒指導主任 教頭 校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任または教頭）
- 管理職（校長・教頭・事務長）・生徒指導主任による現場確認
関係者による緊急対策会議の開催
- ・情報を集約し、警察へ通報すべき事件かどうか判断する。
 - ・全校生徒への対応の在り方について協議する。

警察への通報

- ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、教育委員会との連携のもと、躊躇なく110番通報し、「被害届」を提出する。

教育委員会への速報【120ページ参照】

- ・校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
- ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

業者への連絡

- ・自動販売機等が壊された場合は、業者へ連絡する。

緊急職員会議の開催

- 全教職員に対して事実を周知する。
生徒への伝え方・指導方法等について協議する。

警察による現場検証後の対応

全体指導

日時・場所・対象生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する
学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない
校内で器物損壊があったことについて、正確な情報提供に努める
指導

- ・「器物損壊は暴力行為であり、絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。
- ・倫理観に基づいた行動の大切さを訴える指導を行う。
- ・憶測や噂話を自重するよう指導する。

調査

- ・「犯人探し」が目的ではないが、関連の情報があれば、話しに来て欲しいことを伝える。
秘密は絶対に守ることを併せて伝える。

片付け・修理等

業者に依頼するなどして、一日も早く元の状態に戻す
・生徒を誹謗中傷する内容の落書きは、現場検証後直ちに消す。

損壊の程度が甚だしい場合

全保護者への周知

- ・事実と問題点等について文書を配布する。
(必要に応じて) 緊急PTA役員会の開催

初期・中期対応

加害生徒が申し出た場合の対応

加害生徒から聴取

複数の教職員(生徒指導主任等を中心に役割分担を決める)が行う

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない。
- ・自ら申し出たことを評価する。
- ・動機、事件に至るまでの経過、関係者等を詳細に聞き取る。
- ・「絶対許されない行為である」(社会で許されないことは学校でも許されない)という毅然とした姿勢を示す。
- ・家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる。
- ・行為について追及するのではなく、事実を明らかにするという態度で聞く。
- ・発言中は逐一判定を下さず、加害生徒の思いにもしっかり耳を傾ける。
- ・聴取が長時間に及ばないよう、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。
- ・「被害届」を出していれば、警察署と連携して対応する。



関係者による緊急対策会議の開催

情報集約
加害生徒・保護者への指導・支援
他の生徒への対応
指導方法・懲戒処分等の原案作成



緊急職員会議の開催

全教職員への周知と共通理解
・概要をまとめた資料を用意する。
今後の対応策の検討と役割分担
・今後の対応の方向性を定めた原案
を用意した上で協議する。
指導方法・懲戒処分等の決定

生徒・保護者への対応

加害生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
- ・担任等加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
- ・形式的なものではなく、被害者に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

加害生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
 - ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
 - ・弁償責任についての理解を得る。

その他

関係機関等への支援要請

- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校・園等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合 ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合 児童相談所
- 教育委員会との連携
- ・報道対応や心のケア等のための支援要請
 - ・小中「出席停止」の措置【79 ページ参照】
 - 緊急保護者会の開催【101 ページ参照】
 - 記者会見の実施等報道機関への対応【105 ページ参照】
 - 教育委員会への報告書提出【119 ページ参照】

中期・長期対応

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない（ゼロトレランス）」の考え方を共通理解
- ・基準の明確化
 - ・生徒・保護者への周知徹底
 - ・毅然とした粘り強い指導
- 生徒・保護者等との信頼関係の構築
- 【30 ページ参照】
- 非行防止教室の開催
指導力向上のための事例検討会の実施
保護者との連携強化

日本式「ゼロトレランス」とは

「ゼロトレランス」は、直訳すると「寛容度ゼロ」となる。元々、アメリカ産業界の「不良品を絶対に許さない」という品質管理の言葉であり、レーガン大統領時代の1980年代、スラム地区の荒廃した学校に導入され、1997年、クリントン大統領が全米に導入を呼びかけ広まった。問題行動の軽重に応じた懲戒規定を事細かに設け、例外を認めず処分することで、その行為は、学校では絶対受け入れられないという明確なメッセージを送り、学校の規律維持を図った指導方法である。

このように、ゼロトレランスは元々アメリカの指導方法であるが、それを日本式に解釈したものが、「寛容の名のもとに行われている曖昧な指導をしない」ということである。

ゼロトレランスを「指導の厳格化」と受け取るのではなく、「当たり前に行うべき事を疎かにせずきちんと行うこと、その反面、「ならぬことはならぬ」として毅然とした粘り強い指導を行うこと」というように、「指導の徹底化（ブレない指導）」と受け取ることが正しい。一般に「排斥」のイメージが強いが、小さな問題行動にもしっかりと対応するというとらえである。生徒指導の根幹である「ダメなものはダメ」という指導にブレを生じさせないということである。また、すべての教職員が一丸となった粘り強い指導こそが大切であり、最もエネルギーをかけるところである。

この考え方のねらいとするところは、生徒指導において、子どもたちの規範意識を高めるためには、子どもたち自身に自己指導能力（自立、自主、自律）を身に付けさせることにある。

守るべき学校の基準をあらかじめ明確にし、それを指導の前から子どもたちはもちろん保護者等の関係者に周知し、子どもたち自身がそのあらかじめ定められた基準を自主的に守るように仕向け、そのことを通じて自分の行動を自ら律することを学ばせ、ひいては遵法意識を自主的に身に付けさせることにある。

しかし、現実的には、それができない子どもは必ず出てくるから、その場合には、小さなことも疎かにせず、「ダメなものはダメ」として、違反行為に対してはあらかじめ定められた罰則を適用し、指導がブレることなく、毅然とした粘り強い指導を行うことが必要である。

つまり、「凡事徹底」を図り、「ならぬことはならぬ」として、「寛容の名のもとで曖昧な指導をすることがない」ようにし、それを教職員が一丸となって指導のブレが生じないようにすることをもって、日本式の「ゼロトレランス」としている。はっきり言って、なんら新しいことではなく、当たり前のことである。

< 文部科学省 >

(5) いじめ

対応のポイント

- a 教職員は、いじめの発見・解消に向けて積極的に介入する
- b 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- c いじめられている生徒の立場に立って指導・援助を行う
- d 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- e いじめへの対応は、学校及び教職員の生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な問題であることを、全教職員が認識する
- f 学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる
- g 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

いじめの定義

現在、文部科学省において改訂作業中

自分より弱い者に対して一方的に、
身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
相手が深刻な苦痛を感じているもの。
起こった場所は学校の内外を問わない。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うこと。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による)

また、に該当しない程度であっても、状況を的確に把握し、行為がエスカレートしないよう早めに対応することが重要である。

「いじめ」は大人社会でも起こる問題であり、教職員間であっても、また、教職員と生徒の間でも発生する問題であることを自覚しなければならない。

特に、教職員と生徒の関係では、立場や発言力が大きく違うため、絶対にあってはならないことである。教職員の何気ない言動が生徒に大きな影響力をもつことに十分留意し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするようなことがないよう留意しなければならない。

いじめ発見に向けた積極的な姿勢

いじめの特徴の理解

「いじめ」が起こっていることが分かりにくい

いじめの多くは、同じ学級で、仲のよいもの同士の間で起こっている。

被害は特定の子どもに集中し、加害者側は複数であることが多い。

人のいないところで起こりやすい(人が見ていると遊んでいるように振る舞う)。

被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいることが多い。

「いじめる側」にいじめているという意識が薄い(ない)

加害者側は被害者の苦しみを理解せず、ゲーム感覚で行うケースが多い。

長期間に及ぶ場合も多く、陰湿でしつこい(「潜在化」と「偽装化」)。

「いじめる側」と「いじめられる側」が混在している

被害者と加害者の立場が入れ替わることがある。

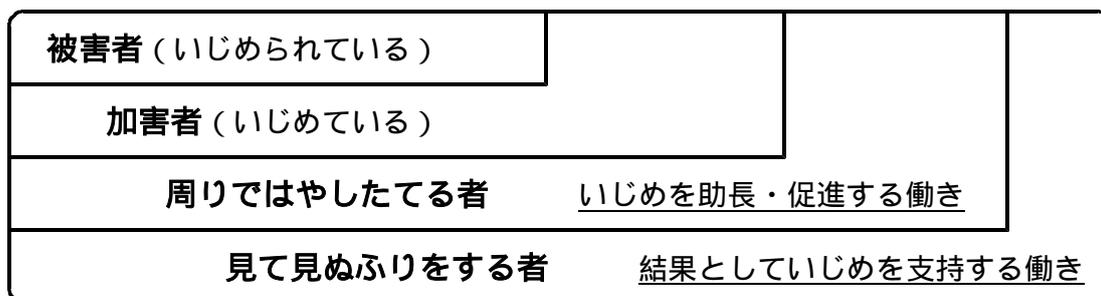
いじめは「四層構造」となっている

事実関係だけではなく、他の生徒のかかわり方や全体的な構造等を把握することが必要である。

いじめの「四層構造」

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている生徒が孤立している。

いじめを受けている生徒から見れば、周りではやしたてる者も見えて見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。



これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層をどうやって育てていくかが、いじめ防止指導の課題である。

積極的な情報収集

定期的なアンケート調査の実施

- ・項目は生徒の負担にならない簡便なものが望ましい。
- ・率直な回答を得るため、自宅へ持ち帰らせて記入させるなど配慮する。
- ・選択肢は、「ある」「ない」だけではなく、「いじめだったかもしれない」「いじめたつもりはないが、相手はいじめと感じたかもしれない」などの中間的な項目を加え、実態をより詳細に把握することができるよう工夫する。
- ・いじめに特化した調査では、正直に答えない生徒も多い。日常生活の様子を聞く調査から情報を得る方法もある。
- ・回収方法については、記入内容が他の生徒の目に触れないよう、十分留意する。

担任を中心とした関係教職員による定期的な情報交換会の実施

いじめを受けていると思われる生徒からの聞き取り

- ・観察により、33 ページのようなしぐさや行動特徴が見られる場合、コミュニケーションを深めたり、一層の注意を払ったりする必要がある。
- ・ただし、何でも「いじめ」を疑ってアプローチすると、生徒のプライドを傷つけるので、そっと見守るなどの配慮が必要な場合もある。その場合は、保護者と相互に情報交換を行うなど、連携を密にする。

周囲の生徒からの情報収集

- ・いじめの情報収集とは知られないように留意する。
- 担任へ提出する生活ノートや日記等からの情報収集
- 保護者への電話等での問い合わせ
- 登下校中の様子の観察・聞き取り
- ・登下校指導の際、生徒の様子を観察する。
- ・学校安全ボランティア、日ごろから登下校の安全を見守っている保護者、近所の商店等から、何か変わった様子はないかを聞き取る。

情報の取扱い

- ・生徒及び保護者から知り得た情報の取扱いには十分留意する。特に、知り得た情報をもとに学級全体で話し合うなどの対応を図る場合には、事前に、本人及び保護者等にそのねらいや期待される効果等を十分説明した上で、必ず了解を得る。

日常的な観察（学校においていじめの被害者を見取るポイント）

登校時から始業時までの観察ポイント

他の生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。
いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。
自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
元気がなく、顔色がすぐれない。
理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

授業・学級活動等の時間の観察ポイント

授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
うつむきかげんで発言しなくなる。
指名されると、他の生徒がニヤニヤする。
教職員が誉めると、周りの子があざけ笑ったり、しらけたりする。
何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。
発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
配布したプリントなどが渡っていない。
グループ活動の際、一人だけ外れている。
ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる生徒がいる。
教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

休み時間の観察ポイント

仲のよかったグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
一人で廊下や職員室付近をうろろしている。
用がないのに職員室で過ごすことが多い。
教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。
遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

下校時の観察ポイント

下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
いつも友達の荷物を持たされている。
靴や傘等がなくなる。

その他

給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
清掃時間、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。
集団活動や学校行事に参加することを渋る。
理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

日常的な観察（家庭においていじめを見取るポイント）

何となく子どもの態度がおかしい。
沈みがちで、表情がさえない。
おどおどとして、何かに怯えている。
情緒不安定になり、いつもイライラしている。
言葉遣いが荒くなる。
友達が遊びに来なくなる。
外へ出て遊ぼうとしない。
衣服が泥まみれになって帰ってくる。
身体にアザや引っかき傷がある。
持ち物がよくなる。
家族に反抗的になり、よく八つ当たりする。
家族と口をきかなくなる。
弟や妹、ペットをいじめる。
気持ちが悪いほど親に甘える。
食欲が落ち、眠れない日が続く。
余分な金銭を要求したり、勝手に家の金品を持ち出したりする。
登校を嫌がったり、登校時に体の不調を訴えたりする。
自分の部屋に閉じこもることが多い。
日記やノート等に悩みを書き込んでいる。
学校のことを話したがる。
学校をやめたい、転校したいと言う。
自殺をほのめかす言葉を口にする。
もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う。

初 期 対 応

いじめ発覚時の対応

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡
- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
（できればペーパーで）
 - ・担任等が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。



詳細確認

いじめの内容・期間、関係した生徒、原因（動機）・背景、いじめの「四層構造」等

聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない

被害生徒から聴取

- 被害生徒と信頼関係にある教職員が行う
- ・教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れずに真実を語るように支援する。（約束したら必ず守ること）
 - ・被害生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）にしっかりと耳を傾けしながら、「いつ、どこで、誰が」など、できるだけ具体的な状況を把握する。

加害生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
- ・担任等加害生徒と信頼関係にある教職員を決め、指導の中心とする。
 - ・叱責・説諭等単発の指導に終わらせず、発達段階に応じて、いじめに関する本を読ませるなど、意図的・計画的な「支援プログラム」を実施することにより、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解する。
 - ・今後、被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、被害生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう穏やかに粘り強く説諭する。教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

加害生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
 - ・加害生徒が複数の場合は、公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
 - ・被害生徒への対応（謝罪等）について相談する。

その他

学級（周りの生徒）への指導

- ・「いじめは絶対許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる。
- ・いじめをおもしろがってはやし立てたり、見て見ぬふりをするのは、「いじめをすることと同じである」と毅然とした態度で指導する。
- ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
- ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する。
- ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・加害生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。
- ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
- ・いじめや困ったことがあった場合、どんなことでも教職員に相談できる関係をつくる。

いじめを受けている生徒が、なぜ教職員に相談することが少ないのか？

日ごろの教職員の行動パターンや思考様式を生徒が感じとり、それが相談するかどうかの判断材料になっている。

- 教職員が短絡的な解決行動に出て、いじめがより深刻化することへの警戒心
教職員に話すことが解決をもたらさないとの不信感を抱いていること
- ・告げることで、逆に自分の弱さを非難されるケース等

担任の学級経営がいじめの温床となっている場合があることを認識

- ・生徒を皮肉る言動
- ・競争のみで生徒の意欲を高めようとする手法 等

- いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応
- ・被害生徒に対して
 - 行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席 等
- ・加害生徒に対して
 - 小中**「出席停止」の措置【79 ページ参照】
 - 関係機関等への支援要請
- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校・園等
- ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合 ふれあい教育センター等
- ・恐喝・暴行等犯罪に相当する場合 警察
- ・一時保護を必要とする場合 児童相談所
- 教育委員会との連携
- ・心のケアのための支援要請
- ・**小中**「出席停止」の措置【79 ページ参照】

解消確認

被害生徒と加害生徒の事後の様子を継続的に注視し、いじめの完全解消を見極める

- ・いじめ発見後、いじめを直ちに「止めること」は最も必要なことだが、いじめた生徒に対して、「もう二度とするな」と指導し、「わかりました」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめが「なくなった」と思い込まないことが大切である。逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。いじめを『止めること』と『なくなること』は違う、との認識が重要である。

保護者を含め、被害生徒の精神的安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する

中 期 ・ 長 期 対 応

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚
 - ・子どもたちとの日々のふれあいを大切に、日常生活を把握する中で、いじめの早期発見に努める。
 - 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない（ゼロトレランス）」の考え方を共通理解
 - ・基準の明確化
 - ・生徒・保護者への周知徹底
 - ・毅然とした粘り強い指導
- 生徒・保護者等との信頼関係の構築 【30 ページ参照】
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ・**小中高**「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
 - ・**高**「仲間づくり指導講師招へい事業」の活用
 - 非行防止教室の開催
 - 指導力向上のための事例検討会の実施
 - 学校環境の整備
 - ・校舎内の落書きや掲示物の乱れなどはいじめ等の前兆 見付け次第復元【78 ページ参照】
 - 保護者との連携強化

生徒に身に付けて欲しい力

互いの違いを理解し認め合う力（おとなしい子、活発な子、障害のある子など、生徒が互いを理解し、共に認め合う力）

「これはよくないことなんだ」と判断できる力（道徳的判断力） 【知】

他者の心の痛みを感じる力（人権意識） 【情】

いじめられる子どもと周囲の子どもが「いやだ」と言える行動力 【意】



LD・ADHD・高機能自閉症等の有無の視点

LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の多くは通常の学級に在籍しているが、周囲に受け入れられ、適切な支援が行われることにより、順調に成長していくことができる。

しかし、学習面でのつまずきや対人関係がうまくとれない等、自分に自信がもてない、周囲から受け入れられない等により、いじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合があると指摘されている。

LD・ADHD・高機能自閉症等の障害により引き起こされる様々な問題が起きないように、周囲の者が十分に理解して対応していくことが重要である。

< 山口県教育委員会

「支援のための校内体制づくり～LD等の幼児児童生徒への支援～」2006年>



いじめに関するQ&A

Q 学校は、「いじめ」をどのように認識しているのか。

A いじめは、どこの学校でも起こり得るという基本的な認識のもと、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないことである」、「いじめられている子どもの立場に立った親身の指導が必要である」、「いじめ問題は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である」、さらに、「いじめは人権侵害である」と認識している。

Q いじめの加害者を特定し指導することが、なぜ難しいのか。

A いじめに同調したり、見て見ぬふりをしたりする大勢の子どもがいる。そのため、いじめを受けた子どもは、「誰も助けてくれない」「誰も先生に言ってくれない」という気持ちになる。教職員が気付きにくい理由の一つにもなっている。

したがって、いじめは集団でなされるものであることが多く、いじめの行為を実際に行った子どもだけを加害者として指導しても、解決しない場合がある。

Q いじめを訴え出ても、学校は真剣に対応してくれないという声を、保護者・生徒からよく聞く。それに対して、学校は精一杯対応しているという。なぜ、このようなことが起こるのか。

A 訴える側にとって解決するということは、毎日のように自分の身に降りかかる屈辱的ないじめが、完全になくなることである。

ところが、実際には、加害者がそこまで一気に理解し、いじめをやめることは極めて少ない。ここに、被害者の不満がくすぶる最大の原因がある。

さらに、教職員にとっては、いじめられている子どもだけでなく、いじめる子どもも含めてクラス全員が大切である。全員の長所も知っているし、悩みやストレスを抱えた家庭環境なども理解できる。そのことが、よく言えば、子どもたちを公平に見ることや発達上の観点からとらえるという力につながっている。ところが、ともすると、いじめられる親子の辛さへの共鳴力を鈍らせる結果につながる危険性がある。

Q 教職員は、いじめを生まないために、どのようなことに気を付けて学級経営を行えばいいのか。

A 教職員一人ひとりが、子どもの心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る目や感性を身に付け、高めることが大切である。

また、過度の競争主義的な手法に頼っている学級では、いじめが広がる傾向にある。

例えば、漢字や計算力の到達度チェック、忘れ物やチャイム着席などを管理的に競わせたり、結果をグラフにして教室に張り出したりするなどの手法である。これは、できない子へのいやがらせや非難を子どもたちの間で公然と発生させることにつながり、いじめを生む土壌になることが多い。例えこのような手法を使う場合であっても、できない子の辛さやその子もつ素晴らしさに対し、教職員が率先して共感を示し、できる子たちの理解を深めさせる丁寧な心配りが必要である。

また、教職員が授業中、子どもに対して「こんなことも分らないのか」など、皮肉を言う。それを後で他の子どもがはやし立てる。これは、教職員も一緒になっていじめていることに他ならない。

いじめの起こりやすい学級の状態をまとめてみると、

いつも注意されるばかりで、教職員の愛情や思いやりを受けていない。

教職員が不用意で乱暴な言葉を平気で使う。

一部の生徒のみが評価される。

何がよいのか、何をしてはならないのか、基準が明瞭でない。

あまりに規則が厳しく、窮屈な雰囲気である。

成績や班活動等において競争主義的な手法が多い。

授業が分かりにくく、進度が速すぎる。

などが挙げられる。

こうしたことから生徒の心は傷つき、様々なストレスが蓄積し、やり場のない不安、劣等感、敗北感が生まれ、それが引き金となっていじめが発生することが多い。

Q 保護者から、「いじめられているわが子に、『やられたらやり返せ!』と激励するが、性格が弱いのかできないようだ。どうすればよいか」と問われたが、どう答えるか。

A いじめられる子は、心の痛みを誰にも言えず苦しんでいる。その気持ちを共感的に理解することが大切であり、日常生活の様々な場面で本人を支え、自信を回復させながら、精神の安定を図ることが必要である。「いじめに負けるな」とか「立ち向かえ」などと叱咤激励することは、逆に本人の自信を失わせ、内にこもってしまうことがあるので、そのような言葉は避けるべきである。

Q いじめられている子にも問題があるから、いじめてもいいのか。

A いじめている子が、原因はいじめられている子にあると思っている場合が多い。いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける人間として絶対に許されない人権侵害行為であることを、徹底的に指導しなければならない。

例えば、顔・動作などの身体的特徴がいじめの理由であれば、本人には直しようもない点を攻撃されていることになるし、「わがままだ」「嘘つきだ」「人の悪口を平気で言う」などの性格や行動上の問題が顕著であっても、いじめてよい理由には決してならない。穏やかに忠告し、教え諭せばよいことである。

また、教職員は、いじめられやすいタイプの生徒がいるなどの発言や行動を、絶対にしてはならない。生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもあることを自覚する必要がある。

Q 教職員は、いじめられている子の短所について指摘すべきなのか。

A 我々は、誰にでも長所があるように、多かれ少なかれ短所も抱えている。いじめられる子もいじめめる子も、同様に短所を抱えている。いじめめる子は自分の短所は棚上げにして、いじめられる子の短所をやり玉に挙げている。

いじめの事実が浮かんだ際、本人が、「自分にはこういう短所があって、これがいじめられる理由だと思う。この短所を何とかしたい」と相談してきた場合は別であるが、そうでなければ触れるべきではない。

なぜなら、彼らはいじめを受けて孤立し、不安感や恐怖感、無力感を感じ、生きるエネルギーを失いかけている。そのような時に、「嘘つきだ」「自己中心的だ」「はっきりしない」「いい子ぶる」などという点が本当に顕著だとしても、それを告げることで、当面するいじめの解決には決してならない。

いじめは、あくまでもいじめめる側の人権意識や人間的未熟さに起因する問題である。いじめられる子に何らかの問題があったとしても、いじめてよいことには断じてならない。

もし、その子に課題があれば、何も問題のない日常生活の中で、あるいは、いじめの傷が完全に癒えた段階で、優しく助言すればいいことである。

Q いじめている子には、どのように指導すればいいのか。

A いじめは集団で行われることが多く、「みんなも同じことをしている」と思い、罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、当事者だけでなく、周りの子どもからも事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握することが必要である。相手がどれだけ深刻な苦痛を感じたか、相手の立場に立って考えさせ、二度としないという気持ちを強くもたせることを中心に指導する。

また、叱責ばかりでなく、なぜそのような行動に至ったのかという本人の背景についてもしっかりと耳を傾け、その心情を汲み取ることが大切である。

指導する際に重要なことは、教職員が「いじめはやめなさい」と言うと、子どもは「ふざけて言っただけで、いじめてるわけではありません」などとなる。このように、いじめは、いじめられている子といじめている子の間で、認識が大きく食い違うことが多い。

そのため、指導に当たっては、「親切のつもりであっても、相手はそうされることを嫌がっている。どんなにいいと自分で思っても、人が望まないことはやってはいけない」など、いじめにつながる具体的な「行為」を指摘するとともに、保護者とも共通の認識をもって、子どもの指導に当たることが重要である。

Q 周りの子には、どのように指導すればいいのか。

A 周りではやしたてる者や見て見ぬふりをする者への指導は、非常に重要である。

はやしたてたり、見て見ぬふりをすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」など、毅然とした態度で指導し、学級内にいじめを許さない雰囲気づくりが重要である。

もし、いじめを見たら、制止できないまでも、教職員に相談するよう働き掛ける。その際、その子への報復を考え、秘密を厳守しなければならない。

「いじめ」と「人間関係のトラブルやケンカ」の違い

力関係が対等な者同士のトラブルは、基本的にケンカの範疇に入る。しかし、対人関係の発達過程で誰もが経験する「人間関係のトラブル」さえ、いじめと受け取られかねない。事実、友人同士の些細なけんかをいじめとして保護者が訴えてきて、かえって事態がこじれる事例は数多くある。

友人同士による「人間関係のトラブル」は、対等の関係の中で生じる。そこには、いじめのような加害者と被害者という区別はなく、互いが当事者である。本来、こうしたトラブルは、当事者間あるいは友人の仲介等により子どもの世界の中で解決されてきた。しかし、コミュニケーション能力の不足している現在の子供たちには、解決策が見いだせないまま、力関係のバランスを崩し、次第にいじめにエスカレートさせてしまうケースもある。

< 緑川哲夫・原雅夫 「現場即応！あなたの疑問にこたえる生徒指導対応事例 80」2005年 >

自殺予告等の深刻な相談情報に対する基本的姿勢

電話・メール・手紙等による自殺予告等の深刻な相談があった場合には、生命尊重を第一として、きめ細かな対応に努める。

学校・地域等の特定ができない場合

- ・ 情報が入り次第、いじめはどの学校にでも起こり得るという考えのもとに立って、情報収集に努める。
- ・ 気になる生徒のみならず、生徒全員に目を向け、注意深く様子を観察する。
- ・ 欠席者については、保護者との連絡を十分にとりながら、本人の状況把握に努める。

学校等の特定がされている場合

- ・ 情報の収集に努め、教育委員会と密接な連携を図りながら対応する。
- ・ 本人の特定に努めるが、本人の人権には十分に配慮をする。
- ・ 行事等の実施に関わる内容が含まれる場合には、幅広く実態把握に努め、また、保護者との緊密な連携を図りながら、総合的な判断のもとに実施か、延期か、中止かを決定していく。

< 山口県教育委員会 「いじめ問題の防止・根絶に向けて」1996年 >

「一言」が子どもを変える影響力を持つ教師になるために

「一言が子どもを変える」教師の在り方 10 のポイント

どんな教師が子どもに「一言の大きな影響」を与えるのだろうか。子どもたち、父母たち、そして私が接してきた教師から私が感じてきたことを総括し、10のポイントとして整理してみた。

常日頃、温もりのあるやり取りがその子とできている

その延長線上に「一言」がある。

「何かしてくれそうな先生」という期待感をもたれている

期待の壺が子どもに用意されていると、こちらの「一言」も入りやすい。

親近感をもって子どもと接し、自分から心を開いて話したり、対応しようとしている

親近感を受け入れの心をやわらかくし、「一言」が染み込みやすい。

その子にとって意外なところにあたたかい眼差しを向けている
意外な自分を発見してくれた驚きがこちらの「一言」に輝きを添える。
子どもとのふれあいをより多くもとうと努力している
多くのふれあいが心のキャッチボールとなり、「一言」を受け入れやすくなる。
真剣さがあり、子どもの「一生懸命」や「誠実」な行為に関心を寄せ、それをよく把握している

認めてくれているという子どもの気持ち「一言」で伸びる力を引き出す。
「私を思ってくれている、分かってくれている」という思いをこちらに寄せている
その思いがこちらから発した「一言」の栄養を最大限に吸収する。

押しつけより、受け入れる姿勢がある

こちらの受け入れの姿勢は子どもの「一言」の受け入れ姿勢を大いに促す。

傾聴し、子どもの心を知ろうという意欲がある

こちらの傾聴の姿勢に子どもも傾聴の姿勢で応えようとする。

考え方が前向き、プラス思考で、心が開かれる思いがする

それにより子どもも「一言」を自然と前向きに、プラス思考で受け止める。

「一言」だけが一人歩きできる力をもっているのではない。「一言」が大きな影響力を発揮するにはその土台に「良き相互の人間関係」がなくてはならない。「一言」が投げかけられたとき、受け手の側にその「一言」をしっかりと受け入れられる心の壺が用意されている必要がある。

< 山田暁生 「子どもを変えた教師の一言」1997年 >

言ってはならないこんな「一言」!

子どもたちに対し、下記のような「一言」は絶対に言ってはならない。それは言葉の暴力であり、教職員の「いじめ」であり、人格の全否定でもある。

教職員がこのような言葉を発したとき、子どもたちにとって、その先生は先生でなくなり、信頼関係は崩壊し、取り返しのつかない事態となる。

子どもたちの世界にだけ「いじめ」があるはずがない。子どもたちは、教職員の考え方・姿勢を映す鏡であることを忘れてはならない。

二度と学校へ来るな
あきらめた方がいい、どうせ無理だよ
なんだ、こんなこともわからないのか
もうお前の面倒は見ない
これでも頑張ったのか、おい
もう手遅れです
お前には学校に来る資格なんかない

あなたは努力しても無駄なのよ
お前って本当に何をやってもダメだな
お前はいてもいなくても同じだ
あなたは頭悪いわね、何なのこれ
お前の顔など見たくない
親の顔が見たいもんだ
どうせお前だろう

< 山口県教育委員会 >

(6) 万引き < 学校へ通報があった場合 >

初期対応のポイント

- a 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- b 発生現場・警察等へ急行し、事実を確認する
- c 直接叱らず、保護者と生徒のコミュニケーションのサポート役になる
- d 万引きは犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す
- e 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない

初 期 対 応

初 動 対 応

連絡・速報及び情報管理

管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

- ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
（できればペーパーで）
 - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
 - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
（生徒指導主任または教頭）
- 保護者への緊急連絡
- ・ 店舗または警察への本人の迎えを依頼する。
（連絡がつかない、保護者が行けない場合等は、学校で対応する）
- 教育委員会への速報【120 ページ参照】
- ・ 校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
 - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

発生現場・警察等への急行

携帯電話を所持した複数の教職員で対応する。

事実確認

店舗または警察に確認

- ・ 迷惑をかけたことをまず謝罪し、事実を正確に聞き取る。
当該生徒から聴取
- ・ 生徒自身が責任を取らなければならないことを認識させる。
同行者から聴取（自校の生徒の場合）
- ・ 一人ひとりのかかわりを個別に確認する。

保護者への対応

教職員は、生徒を直接叱らず、保護者と生徒のコミュニケーションをサポートする
店舗への対応（謝罪・弁済等）について適切な助言を行う

- ・ 特に、初犯の場合、初めてだからと曖昧な説諭だけで終わらない。保護者も含めてしっかりと謝罪させることが大切である。それにより、自分の行為で周りがどれだけ迷惑するかを十分認識させることができる。
家庭での話し合いについて適切な助言をする
- ・ 叱るだけでなく、内面の理解を重視し、規範意識の高揚につながるよう接する。
（話し合いの内容：原因・背景、当該生徒の思い、行為の善悪、初犯かどうか等）
今後、学校と家庭が連携し、適切な指導を行うため、明日来校いただきたい旨を依頼する

保護者とともに自宅へ帰す

- ・ 保護者が来ることができなかつた場合は、教職員が自宅まで送り届ける。

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催(1)

情報集約

生徒・保護者への指導・支援

初期・中期対応

当該生徒からの詳細確認

詳細を聴取

- ・原因(動機) 万引きに至るまでの経緯、関係した生徒、背後関係、初犯かどうか等
- ・家庭での指導内容
万引きは犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す
家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる

集団万引き、いじめの被害者が脅かされて実行、ネグレクト等が分かった場合

個別面談やアンケート等を行い、実状を正確に把握する
必要に応じて、他の生徒にも同様の事情聴取・指導を行う
警察・児童相談所等関係機関と連携する

関係者による緊急対策会議の開催(2)

情報整理

指導方法・**高**懲戒処分等の原案決定

緊急職員会議の開催

全教職員への周知と共通理解

- ・概要をまとめた資料を用意する。
 - ・今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定

当該生徒への対応

再発防止に向けた指導・支援

- ・担任等当該生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、生徒の気持ちも理解する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

当該生徒の保護者への対応

来校を依頼し、詳細確認

- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
- ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
- ・温かい態度で接し、生徒への非難は避ける。
- ・関係生徒が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。
今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解し、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
- ・学校の指導・支援の在り方について説明する。(学校ができることとその限界についても明確にする)

連携した対応・支援

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない(ゼロトレランス)」の考え方を共通理解
- ・ 基準の明確化
 - ・ 生徒・保護者への周知徹底
 - ・ 毅然とした粘り強い指導
- 生徒・保護者等との信頼関係の構築 【30 ページ参照】
- 万引きに対する生徒の意識や現状についての共通理解

「万引き」は、初発型非行とはいえ、明らかな「窃盗罪」である。さらに、警備員等の制止を振り切り、怪我を負わせ逃亡すれば、「強盗傷害罪」等凶悪犯罪となる。換金しやすいシリーズ化された漫画本や、複数の商品を万引きしている場合は、初犯でない場合が多い。多くの場合、菓子や文具から始まり、次第に高額なものに手を出すようになる。

集団で計画的に万引きするケースも見られる。

万引きした商品が、校内で売買されることもあり、生徒の様子・噂等に十分注意する必要がある。

家庭や学校における発覚のきっかけ

- ・ 保護者が知らない持ち物、小遣いに見合わない持ち物や金銭をもっている。
- ・ 万引きが見つからなかったことを自慢している。
- ・ 品物の売買の話をしている。

非行防止教室の開催

指導力向上のための事例検討会の実施

保護者との連携強化

関係機関との連携

生徒の動向の把握

- ・ 生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
 - ・ 近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
- 学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
- ・ 管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、JR等の交通機関、生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等を、定期的に訪問し協力を要請する。
 - ・ 訪問時には、名刺等連絡先が記載されているものを渡しておく。



保護者との連携を「阻む態度」と「促す態度」

阻む態度

- × 権力的
子どもが問題を起こすと、すぐに学校に呼びつけ、「家庭では何をやっているのか」と責任を迫及する。
- × 事務的
誠意や愛情が感じられず、「こんな問題を起こされて学校は困っている」というメッセージを送る。
- × 啓発的
ものを教えてやるというように、相手を一段低く見下ろす。
- × 専門家的
余計な口出しをせず、専門家の自分たちに任せておけと伝える。
- × 独善的
学校のやり方がすべて正しく、家庭は学校に従い協力するのは当然と考える。

× 脅迫的

学校に協力しないと、進路やいろいろなところに影響が出るかもしれないという脅しのメッセージを伝える。

促す態度

礼儀正しく対応する。

大事にしているという印象を与え、かつ、威圧感を与えない。

保護者に希望を与える。

(例) 非行を黙認しているように見える保護者のケースでも、その多くは、「子どもをよくしたい」が「親の言うことを全く聞かない」、「指導することによって、家庭内のトラブルが一層増える」等から、仕方なく黙認するしかない状態にあると考えられる。その時に、「家庭で責任をもって指導してください」という対応は、学校不信・学校批判を生じかねない。保護者との連携がなければ、問題解決にはより多くの時間がかかる。そこで、「よくするために何をしたらよいか、一緒に考えていきましょう」という一言が、保護者に希望と勇気を与える。

< 「平成18年度問題行動に対する連携 中国・四国ブロック協議会」基調講演

香川大学教育学部助教授 阪根健二「問題行動に対する望ましい連携の在り方とは」>



「働く」ということ

「やりたいこと」は「出会う」ものである。最初から自分のやりたいことにこだわりすぎていると、考え方やモノの見方が狭くなって、チャンスを逃したりする。

働き始めると、矛盾したこと、理不尽なこと、やってられないこと、理解不能なこと、そんなことばかり。わけわからんことにすぐにあきらめない人にだけ、チャンスは回ってくる。

これまで大人たちは、自分のやってきたこと、ささやかな誇りを持って何に向かって働いてきたのかということを、若い人たちに伝えてこなかったのではないか。

仕事をする事、働くことの醍醐味は、そこで知らない誰かとつながることで、自分だけではわからなかった新しい発見があること。その発見とは、自分の可能性だったり、自分の存在意義だったりする。

個性や専門性なんて、何年も試行錯誤を繰り返しながら、やっとのことでなんとか身に付けるものである。

「壁にぶつかっても無理して乗り越えようなんてするな。乗り越えられるはずがない。そのかわり、壁の前でちゃんとウロウロしている」(吉本興業重役横澤彪(たけし))

真剣にウロウロしていたら、ちゃんと誰かが見ていてくれて、助けてくれる。その中でいろいろと学んでいけばいい。

失敗は忘れない方がいい。いい仕事をする人は、過去の失敗を自分のための教訓として持ち続けている。その失敗をきちんと覚えていて、笑いながら、そして大切そうに話してくれる。

働くことの意味は、自分がいかにダメなのかに直面するチャンスがあること。そしてそこにしか、自分が成長していくチャンスはない。自分が自覚していないダメな部分はまだまだある。そして、同時に、自覚していない才能も、そこにはある。

弱さを本当に自覚した人間だけが強くなれる。厳しい現実の中で、自分の無力さと戦いながら、何かのきっかけによって困難を突き抜けた、そのドラマティックな瞬間の姿が働く中にはある。

< 玄田有史 「14歳からの仕事道」2005年 >

(7) 校内での盗難 < 生徒の所有物の場合 >

初期対応のポイント

- a 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する
- b 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- c 生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する
- d 「人の物を盗むことは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- e 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない

初 期 対 応

初 動 対 応

状況確認 (1)

被害生徒から、5W1Hについて聞き取る (担任、生徒指導主任等)

- ・嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
- ・生徒のプライバシーに十分配慮し、他の生徒への聞き取りや調査等を拒否した場合は、受け入れる。
- ・持ってきていることを周りの生徒に話したのかどうかを確認する。
- ・高価な物や大金が盗難にあった場合、学校へ持ってきたことを責めない。

連絡・速報及び情報管理 (1)

管理職 (校長・教頭) への連絡

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える
(できればペーパーで)
- ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
(緊急時は、生徒指導主任 教頭 校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ)
- ・様々な情報を一元的に集約 (情報管理の徹底) し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
(生徒指導主任または教頭)

状況確認 (2)

複数の教職員で現場に向かい、状況を確認する

- ・メモ用紙・筆記用具・カメラ等記録できるものを持参し、詳細に記録する。
- ・盗難前後の被害生徒及び周辺生徒の動きと、外部侵入者の可能性について調査する。

被害生徒が、周りの生徒からの聞き取りや調査を了解している場合は、できるだけ多くの生徒から情報を収集する

- ・「犯人探し」の印象を与えないようにする。

授業担当者・盗難があった場所の管理担当者等から聞き取る

- ・盗難があったと考えられる時間に、不審な行動をとった生徒をピックアップする。(授業への遅刻、授業中教室から離れるなど)

連絡・速報及び情報管理 (2)

被害生徒の保護者への連絡

- ・盗難の事実と、現在分かっていることを伝える。
- ・学校管理下で起こったことに対して謝罪する。
- ・警察署への「被害届」の提出について意向を聞く。
管内の警察署への通報
- ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、躊躇なく管内の警察署へ協力を依頼する。
教育委員会への速報

【120ページ参照】

- ・校長の判断で、必要に応じて報告する。(TEL・FAX等)
- ・警察・報道機関が関係する (可能性がある) 場合は、できるだけ早く報告する。

警察による現場検証

生徒に混乱が生じないように配慮する

- ・「指紋採取」を求められた場合は、必ず保護者の了解を得るとともに、生徒の動揺等を考慮し、慎重に行うよう求める。

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約

- ・生徒・教職員等から集まった情報を整理する。
- ・具体的な対応策の検討
- ・被害生徒・保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を検討する。

緊急職員会議の開催

全教職員への周知と共通理解

- ・概要をまとめた資料を用意する。
- ・今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

初期・中期対応

全校生徒への指導

臨時の学級活動（ホームルーム活動）、学年集会、全校集会等の実施

日時・場所・対象生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する

学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない

盗難被害があったことの説明

- ・被害生徒のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。

指導

- ・「人の物を盗むことは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ・貴重品管理の在り方を指導するとともに、ものを大切に育てる態度を育てる。また、持参することが犯罪行為を誘引することも指導する。
- ・憶測や噂話を自重するよう指導する。
(「犯人探し」により生徒同士が疑心暗鬼となり、「うわさ」によって「いじめ」等に発展する恐れがある)

加害者が生徒であれば、「二度としないようにしよう」と思わせる指導が第一の目的
調査

- ・「犯人探し」のために実施しているのではないが、何か知っていることがあれば、話しに来て欲しいことを伝える。秘密は絶対に守ることも併せて伝える。
- ・必要に応じて、その他の被害の有無について、アンケート調査等を実施する。

疑わしい生徒への対応

個人面談の実施

- ・実施する際は、事前に保護者の了解を得る。
- ・定期面談や別の理由での呼び出し等を活用し、この件で呼ばれたことが他の生徒に分からないようにするなど、細心の注意を払う。
- ・威圧的な態度はせず、最初から犯人扱いしない。
(警察と同じスタンスの取り調べは絶対にしない。間違っていた場合、取り返しがつかないことになる)
- ・面談が長時間に及ばないよう留意する。
- ・対象者が複数の場合は、複数の教職員で同時に行う。

被害生徒・保護者への対応

被害生徒への対応

共感的理解に基づく指導・支援

- ・嫌な思いをしたことについて共感的に理解する。
 - ・できる限りの手立てを講じ、再発防止に努めることを約束する。
 - ・貴重品等は持参しないこと。どうしても持参せざるを得ない場合は担任に預けるよう指導する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

家庭訪問の実施

- 担任と管理職等複数で実施する
- 学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする
- 盗難にあった状況と学校の対応について時系列に説明し、誠意をもって対応する
- ・全校集会等の指導内容を説明するとともに、「犯人探し」のために実施したのではないことを理解してもらう。（学校は警察ではなく、教育の場である）
- ・加害生徒が判明している場合は、加害生徒に対する学校の指導方針を説明する。

加害生徒・保護者への対応

加害生徒への対応

- 加害生徒の情報が、他の生徒に伝わらないよう留意
- 再発防止に向けた指導・支援
- ・担任等加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
- ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に、役割分担を決めておく。
- ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害者の気持ちも理解する。
- 謝罪方法についての話し合い
- ・形式的なものではなく、被害者に対して真に謝罪の気持ちをもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
- 特別指導（高懲戒処分）の実施
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

加害生徒の保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
- ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
- ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
- ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
- ・被害者への対応（謝罪等）について相談する。

その他

- 関係機関等への支援要請
 - ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校・園等
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合 ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合、加害生徒の背後に虐待の可能性がある場合 児童相談所
- 教育委員会への報告書提出【119 ページ参照】

中 期 ・ 長 期 対 応

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 生徒の動向の掌握
- ・計画的な校内巡視を強化する。
- ・保健室利用の動向について、教職員間の連携を十分にとる。
- ・各授業の始まりと終わりの時刻を厳守する。
- ・遅刻者、早退者を把握する。

貴重品管理の徹底

- ・ 不必要な貴重品を学校に持ち込ませない。
- ・ 貴重品袋の活用等、管理体制を充実させる。
- ・ 学校で集金する際は、必ず朝一番に行く。(業者へ依頼する場合も)
- ・ 自己管理意識の高揚を図る。
「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない(ゼロトレランス)」の考え方を共通理解
- ・ 基準の明確化
- ・ 生徒・保護者への周知徹底
- ・ 毅然とした粘り強い指導
- ・ 非行防止教室の開催

生徒・保護者等との信頼関係の構築

【30 ページ参照】



心を育てる生徒指導 ～犯人探しが目的ではない～

1 小2学級児童全員の指紋採取

他県のある公立小学校で、落書きが発見された小学校2年生29人全員の児童の指紋を採っていた。(2001.6.11付け「朝日新聞」)

新聞報道によると、2年生の空き教室にあった運動会の応援用のポスターに、落書きが書いてあったり、足跡がついていたりした。このような落書きは他の日にもあった。そこで担任の女教師(25)は、「悪いことをすると分かるんです」と言って、子どもたちの中指をスタンプ台に押しさせて29人全員の指紋を一枚の紙に採った。こうすれば、犯人が分かるのを恐れて、落書きをした児童が名乗り出ると予測したようだ。

ところが、肝心の落書きをした児童は全く別の学年だったのだ。

保護者からの指摘で、学校側はすぐに保護者会を開催。謝罪し、指紋の紙は校長が破棄。学校長は「指紋を採るまねをしてこらしめようと考えたようだ。軽率と言わざるを得ず申し訳ない」とコメントしている。

2 何が問題なのか

ところで、この「事件」の背景は何か。

第一の問題は、「犯人の発見」に指導の軸を据えてしまったことである。つまり、問題行動が教室で発生したときの指導の押さえどころはどこなのか、ということを担任が的確に把握できていなかったことが問題なのだ。犯人が名乗り出ようが出まいが大した問題ではない。この「事件」を通して、子どもたちを一回り大きく成長させるという視点をもつべきだったのである。

第二の問題は、「脅し」による方法をとってしまったことにある。中には、このことで傷ついた子もいたはずである。指紋採取は、心の傷を考慮しない残酷な方法であったということである。生徒指導とは、そのプロセスにおいても、結果も、豊かな人間的発達や成長を促すことが最大のポイントである。子どもたちの心を傷つけてでも犯人が発見できればよいわけではない。

3 心を育てる指導を

この場面での指導ポイントは何か。それは、クラスの友達が心をこめて書き上げた運動会の応援ポスターを、誰かが故意に汚したこと、足で踏みつけるなどという心ない行為をしたことにある。そういう心ない行為に対し、汚された友だちの悲しみと辛さを共感的に受け止めさせることにある。そして今後、友達の心のこもった作品を大切に作る気持ちが全員に醸成できれば、指導は大成功といえる。

このように、心を育てる生徒指導のコツを、ぜひ全教員に習得させたいものである。

< 日本教育新聞社 「週刊教育資料 NO.724」2001年 >

リフレーミング・エクササイズ ~ 盗癖のある児童とかかわる場面で ~

リフレーミングとは

あなたが仕事のこと失敗して落ち込んだとき、友人のAさんは言いました。「もう済んだことだ。失敗は水に流して、また、やり直しをしようよ」

別の友人のBさんは言いました。「失敗してこそ、はじめて僕たちはどうしたらうまくやれるか分かるんだから、次の成功のためのよいやり方が学べた、ということだよね」さて、Bさんが言ってくれたこと、これが「リフレーミング」です。

「リフレーミング」とは、人の固定観念を変えて、自己肯定感と安心感を取り戻し、気持ちが楽になってもらうための援助です。

つまり、子どもたちの固定観念を変えるための柔軟なかかわり方であり、それができるためには、教師自身も時に陥りやすい固定観念から自由になることが求められます。

【事例】

4年生女子。低学年より盗癖があり、2年の時、万引きをしてしまった。3年になると、特別教室の小物や集金まで手を出してしまった。担任・学年主任で親を指導したが、母親は認めず、改善の兆しは見られなかった。4年になり、何かなくなると級友に疑われ、暗い雰囲気であった。担任はなるべく声をかけるよう心がけ、日に日に明るくなっていったが、そんなある日友達のマスコットを盗ってしまった。

【A】よくあるかかわり例

教員：こら、それは ちゃんのじゃないの。

児童：(黙ってうつむく)

教員：人の物を盗ってはいけません。

児童：(さっと逃げようとする)

教員：こら、待ちなさい(と手を掴む)。ちゃんと ちゃんに謝りなさい。

児童：(泣いて、さらに逃げようとする)

教員：泣いてもだめよ。ちゃんと謝りなさい。(のところへ連れて行く)

児童：(教員に促され)・・・ご・め・ん・な・さ・い・・・。

【B】望ましいかかわり例

教員： ちゃんの、盗っちゃったのね？

児童：(うなづく)

教員：手に入ってうれしかったかな？

児童：(首をかしげる)

教員：これが本当に欲しかったのかなあ？

児童：(考えながら首をかしげる)

教員：本当に欲しいのは何だろうね。

児童：(じっと考える)

教員：・・・友だちと一緒に楽しく笑ったり遊んだり・・・することじゃないのかな。

児童：(大きく頷く)

教員：(児童の手を取って)先生はね、ちゃんに幸せになって欲しいんだよ。子どもたちにはみんな幸せになって欲しいんだよ。(担任が涙を流しながら手を握る)

児童：(涙を流しながらうなづく)

【アドバイス】

【A】では、悪いことをしたという前提が、全体をわたって流れています。叱る人と叱られる人という関係が続いています。【B】の教師は、価値判断のないところからスタートしています。結果の善し悪しでなく、そこに至るプロセスに言及することで、自

然に子どもに考える機会を与えています。物を盗るということからもっと大きな目標にテーマが変わっているのがわかります。この子は、この日以来、問題行動を起こすことが少なくなり、ドリル学習を1番に終わらせるなど、生活全般に意欲的になり、現在も常に友だちと共に行動できる明るい姿を見せています。

<吉本武史 「教師だからできる5分間カウンセリング」2000年>

「持ち物検査」について

基本的な考え方

学校における教育活動は、教職員と生徒、生徒同士等の信頼関係の上に立って営まれるものであり、むやみに全校生徒一斉の「持ち物検査」を実施するなどの行為は、子どもの人格を傷付けることにつながる恐れもあるため、基本的には適切ではない。

ナイフ等の刃物により学校の安全が脅かされる恐れがある場合

学校の安全が脅かされる恐れがあり、子どもや教職員の安全確保のために校長が必要であると判断した場合には、「持ち物検査」を実施することを妨げるものではない。

その場合には、あらかじめ生徒・保護者にその目的・必要性等について説明を行い、理解を求めるとともに、例えば本人から自主的に提出させるようにしたり、一斉検査ではなく個別の検査を実施したりするなど、状況に応じた適切な方法で実施することが重要である。

法令上の記載

所持品は、現行犯でない限り「正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない（憲法第35条）」し、法律上も、令状なしにできるのは逮捕された者の凶器所持だけに限定されている（警察官職務執行法第2条）。

判例紹介

埼玉県立高校で起きた生徒間のナイフによる刺殺事件（平成元年）

「学校ないし教師がみだりに生徒の所持品検査を実施することは、生徒のプライバシー等の人格権を侵害する危険性が極めて高く、その教育効果に鑑みれば、高校教諭に事故発生の危険性を具体的に予測させるような特段の諸事情があれば格別、そうでない限りは、所持品検査を実施すべき義務まではないと解するのが相当である」と述べた。（平4.1.28 浦和地裁）

長野県立高校で2年生の男子が上級生に包丁で刺殺された事件（平成4年）

「学校側は、少年の所持品を検査するなどして、他の生徒の身体への危害を防止すべきだった」「上級生の少年を出席停止や退学処分にして、校内に暴力団的体質が影響しないよう防止すべき注意義務があったのに怠った」と述べ、学校側の過失を認めた。（平11.9.28 東京高裁）

< 山口県教育委員会 >

(8) 薬物乱用 < 学校へ通報があった場合 >

初期対応のポイント

- a 複数の教職員で発生現場・警察等へ急行し、状況を確認する
- b 警察・医療等関係機関と最大限の連携協力体制をとる
- c 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- d 薬物の使用は重大な違法行為であることについて指導する

初 期 対 応

初 動 対 応

発生現場・警察等への急行

携帯電話を所持した複数の教職員で対応する

発生現場での対応

- ・複数の教職員で対応し、生徒の行為を中止させる。
- ・当該生徒が正常な状態ではないことを念頭に、安全には十分配慮する。
- ・必要であれば身体を押さえるなど、自己の身体を守り、他者を救うための正当防衛としての行為を行う。
- ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。

教職員・周囲の者に危険が及ぶ可能性がある場合

- ・躊躇なく 110 番通報する。(現在地を的確に伝える)

明らかに体に変調をきたしている場合

- ・救急車を手配する。(119 番通報は、できれば固定電話を使用する)
- ・救急車到着後、携帯電話を所持した教職員が必ず付き添う。
- ・付き添い教職員は、管理職へ状況を逐一報告する。

状況確認

通報者・警察等から確認

当該生徒から聴取

- ・興奮状態にある場合は、無理に聞き取ることはしない。
- 同行者から聴取
- ・一人ひとりのかかわりを確認する。



連絡・速報及び情報管理

管理職(校長・教頭)・生徒指導主任への連絡

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
(できればペーパーで)
- ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
(緊急時は、生徒指導主任 教頭 校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ)
- ・様々な情報を一元的に集約(情報管理の徹底)し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
(生徒指導主任または教頭)

警察への通報

- ・学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、躊躇なく 110 番通報する。

保護者への緊急連絡

関係学校への連絡

- ・関係者に他校の生徒がいる場合は、直ちに関係校に連絡を取り、連携して対応する。

教育委員会への速報【120 ページ参照】

- ・校長の判断で、速やかに報告する。(TEL・FAX 等)
- ・警察・報道機関が関係する(可能性がある)場合は、できるだけ早く報告する。

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催(1)

情報集約

生徒・保護者への指導・支援

初期・中期対応

当該生徒からの詳細確認（警察・医療機関による対応以外の場合）

詳細を聴取

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない。
- ・原因（動機）、薬物使用に至るまでの経緯、関係した生徒、背後関係、初犯かどうか、薬物の入手先・入手方法等を確認する。
- ・生徒の生活状況や交友関係を把握する。
薬物の使用は重大な違法行為であることについて指導する
家庭・学校等への影響の大きさを十分認識させる

グループでの乱用・不良集団や暴力団との関係が分かった場合

個別面談やアンケート等により、実状を正確に把握する

必要に応じて、他の生徒にも当該生徒と同様の事情聴取・指導を行う

保護者・警察と連携して対応する

依存度が高く一人で定期的に乱用しているような場合

保護者・医療機関と連携し、治療的な対応を行う

関係者による緊急対策会議の開催(2)

情報整理

指導方法・**高**懲戒処分等の原案決定

緊急職員会議の開催

全教職員への周知と共通理解

- ・概要をまとめた資料を用意する。
今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
指導方法・**高**懲戒処分等の決定

当該生徒への対応

再発防止に向けた指導・支援

- ・担任等当該生徒と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
- ・薬物の健康への悪影響、薬物に関する誤った知識の是正等について指導する。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、生徒の気持ちを理解する。
- ・友人関係や生活習慣の改善、目的意識の高揚等について支援する。

当該生徒の保護者への対応

来校を依頼し、詳細確認

- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
- ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
- ・これまでの保護者の苦悩を理解し、ねぎらう。
- ・温かい態度で接し生徒への非難は避ける。
- ・関係生徒が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。
今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。

連携した対応・支援

- ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ・薬物の使用は重大な違法行為であることについて再度指導する。
教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

- ・学校の指導・支援の在り方について説明する。(学校ができることと、その限界についても明確にする)
- ・帰宅時間や就寝時間等家庭生活のルールを作り、健康的な生活を取り戻すよう助言する。
- ・生徒の心身の保護を第一に考えることが重要であるため、医療機関等との連携の必要性を伝える。

その他

関係機関等への支援要請

- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校
- ・一時保護を必要とする場合、生徒の背後に虐待の可能性がある場合 児童相談所
教育委員会への報告書提出【119 ページ参照】

中 期 ・ 長 期 対 応

再発防止に向けた校内指導体制の充実

「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない(ゼロトレランス)」の考え方を共通理解

- ・基準の明確化
 - ・生徒・保護者への周知徹底
 - ・毅然とした粘り強い指導
- 生徒・保護者等との信頼関係の構築 【30 ページ参照】
- 薬物に対する生徒の意識や現状についての共通理解

薬物乱用を疑わせるサイン

初期段階

- ・薬物乱用のための道具らしき物を持っている。
- ・薬物のことが話題に出るといやがる、あるいは必要以上に興味を示す。
- ・会話の中に薬物を連想させる言葉が出てくる。等

危険段階

- ・心身面
極端な体重減少、体調不良、注意力が散漫になる、記憶があやふやになる、目の焦点が合わない、舌がもつれシンナー臭がする 等
- ・態度・行動面
気分や態度が変わりやすくなる、薬物に関する話題をいやがる、活力・気力が低下してくる、成績が極端に落ちる、学校を休みがちになる、友だち関係が変わる、家族と口をきかなくなる、家に寄りつかなくなる、金遣いが荒くなる 等

「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催
指導力向上のための事例検討会の実施
保護者との連携強化

関係機関との連携

生徒の動向の把握

- ・生徒の集まる場所、出入りする場所等を把握する。
- ・近隣の学校間で、積極的な情報交換・行動連携を行う。
学校外で何かあった時は直ちに連絡が入る体制を整備
- ・管理職・生徒指導主任等が、校区内の公共機関、J R 等交通機関、大型店舗、生徒が立ち寄る学校周辺の店舗等へ、定期的に訪問し、協力を要請する。(名刺・連絡先等を渡す)

薬物の種類

シンナー

ビニール袋や空き缶などに入れ、気化したものを吸引する。急激に酩酊状態となり、依存性も強い。

乱用を続けると脳が萎縮し、意識障害、記憶力低下、幻覚・妄想などを引き起こすほか、内臓など身体全体に障害が起こる。成長期の青少年にあっては、骨や筋肉などの発育を阻害する。大量摂取で呼吸困難となり、死に至る。

覚せい剤（スピード、ヒロポン、シャブ）

一般的にアンフェタミン、メタンフェタミンの2種類の興奮剤を指す。主に静脈注射によって摂取され、一時的に気分が昂揚し、自信を増し、疲労感がとれる。

効果が薄れると激しい疲労感、憂鬱感に襲われ、連用していると耐性が上昇する。依存性が非常に強く、これが進むと中枢神経に異常をきたし、幻覚・妄想、記憶力の低下などを引き起こす。使用を止めても症状が再燃（フラッシュバック）する。また、大量に摂取すると死に至ることもある。

MDMA（エクスタシー）

覚せい剤類似の構造をもつ化学薬品を合成した麻薬の一種である。本来は白色粉末だが、多くは様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多く、抵抗感なく安易な気持ちで使用してしまう恐れがある。

興奮作用と幻覚作用を併せもち、脳や神経系を破壊するなどの悪影響がある。また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、腎・肝障害や記憶障害などの症状が現れることがある。

向精神薬

睡眠薬・鎮痛剤などの中枢神経に作用する医薬品の総称である。元々は不眠やいらいらなどをなくすための薬だが、乱用すれば麻薬となる。身体の緊張を解きほぐし、リラックスした気分をもたらす。

乱用が重なると慢性的な倦怠感が現れ、筋肉の運動機能も低下してまともに歩けなくなる。感情は不安定で妄想も現れ、突然凶暴になったり、判断力が低下したりするなど、心身への障害が生じる。

大麻（マリファナ）

大麻草（アサ）の葉を乾燥させて吸煙する。吸煙後しばらくすると、時間や空間の感覚が異常になり、意味もなく高笑いするなど訳が分からない興奮状態になることがある。

様々な脳障害、意識障害、幻覚・妄想、記憶力の低下などを引き起こす。遺伝をつかさどる染色体への悪影響も報告されている。

コカイン

南米原産のコカという木の葉を原料とした麻薬である。粉末結晶状のものを主に鼻から直接吸引する。中枢神経を興奮させる作用があり、作用が速く強烈な分、毒性も強い。気分の爽快感や多幸感をもたらされる。

幻覚・妄想などの他に、皮膚の下を虫が這い回っているような感覚に襲われる。大量摂取の結果、痙攣や呼吸困難に陥り、死に至る事故が多い。

アヘン・ヘロイン

ケシの実を原料とする麻薬である。ヘロインは、アヘンに含まれるモルヒネから作られる麻薬である。その心身への影響があまりにも強いため、現在では医療上の使用も禁止されている。静脈注射によることが多く、落ち着いた気分と多幸感をもたらす。

乱用を中断すると悪寒や嘔吐、神経過敏症など強烈な禁断症状に苦しむ。大量摂取により呼吸困難から死に至る。

(9) 男子生徒の性の逸脱行為

< わいせつ行為・のぞき・下着盗等 >

初期対応のポイント

- a 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- b 発生現場・警察等へ急行し、事実を確認する
- c 重大な犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す
- d 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない

初 期 対 応

初 動 対 応

連絡・速報及び情報管理

管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

- ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
（できればペーパーで）
 - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
 - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
（生徒指導主任または教頭）
- 保護者への緊急連絡
- ・ 発生場所または警察への本人の迎えを依頼する。
（連絡がつかない、保護者が行けない場合等は、学校で対応する）
- 教育委員会への速報【120ページ参照】
- ・ 校長の判断で、速やかに報告する。（TEL・FAX等）
 - ・ 警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

発生現場・警察等への急行

携帯電話を所持した複数の教職員で対応する

事実確認

被害者または警察から確認

- ・ 迷惑をかけたことを謝罪する。
当該生徒から聴取
- ・ 重大な犯罪行為であるという毅然とした姿勢を示す。
関係した生徒から聴取（当該校の生徒の場合）
- ・ 個別に事実関係を確認する。

保護者への対応

教職員は、保護者と生徒のコミュニケーションをサポートする

被害者への対応（謝罪・弁済等）について適切な助言をする

- ・ 保護者も含めてしっかりと謝罪させることが大切である。それにより、自分の行為で周りがどれだけ恥ずかしく、情けない思いをするかを十分認識させることができる。
家庭での話し合いについて適切な助言をする
- ・ 叱るだけではなく、行為に至った心情や背景等内面の理解を重視し、規範意識の高揚につながるよう接する。（話し合いの内容：原因・背景、当該生徒の思い、行為の善悪等）

対 応 方 針 協 議

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約

- ・ 警察へ連絡し、できる限りの情報を収集する。
生徒・保護者への指導・支援
指導方法・**高**懲戒処分等の原案決定

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
- ・概要をまとめた資料を用意する。
 - ・今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。
- 指導方法・**高**懲戒処分等の決定

初 期 ・ 中 期 対 応

基本的な対応・指導

- 非行事実並びにその問題性を認識させ、反省させる
- 自分の行動について不安や疑問をもち、心理的にも動揺していることが多いので、心のケア及び自らその問題に気付き、立ち直ることができるように指導・支援する
- 社会的・道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方等についての理解を深めさせる
- 必要に応じて、警察や医療機関・児童相談所等と連携しながら指導に当たる

男子生徒が性の逸脱行為に至るひとつのパターン

インターネット・携帯電話等による性情報への過剰なアクセスによって、偏狭な性意識を形成し、湧き上がった感情や欲望が、自己抑制されずストレートに表出されてしまう。



各家庭における取組 ～子どもたちの安全なネット利用に向けて～

- リビングなどできるだけ家族の目の届く場所にパソコンを置く。
- 子どもと一緒にインターネットを利用する時間をつくり、正しい利用の仕方について一緒に考えたり、話し合いをする。
- 子どものネット利用について常に興味をもち、利用の実態を把握する。
- 子どもと話し合いながら、利用内容や時間等について一定のルールをつくる。
- フィルタリングソフトやサービスを積極的に利用する。【66ページ参照】

(山口県生徒指導対策協議会「提言」 2006年3月)

当該生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
- ・担任等加害者と信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・生徒指導主任等が叱責や説諭を中心に対応し、担任は生徒の受容に努めるなど、生徒指導主任を中心に役割分担を決めておく。
 - ・叱責・説諭等にとどまらず、「内省プログラム」等により振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、生徒の気持ちも理解する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した
対応・
支援

当該生徒の保護者への対応

- 来校を依頼し、詳細確認
- ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。
 - ・温かい態度で接し、生徒への非難は避ける。
 - ・関係生徒が複数の場合は公平に接する。
 - ・面談予定時間を示し、厳守する。
- 今後の対応策を相談
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。(学校ができることと、その限界についても明確にする)
 - ・被害者への対応(謝罪等)について相談する。

再発防止に向けた対応

- 校内における教育相談体制の充実
- ・ 子どもたち一人ひとりを多面的に観察する中で、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
- 保護者との連携強化
- ・ きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。
- 非行防止教室の開催
- 指導力向上のための事例検討会の実施

性非行について

性非行の形態

性情報の氾濫や性に対する考え方の変化など、生徒を取り巻く社会環境が変化している一方、生徒の体格の向上や意識の変化に伴い、性的な成熟が早まる傾向にあるといわれる。ところが、それに随伴すべき社会道徳や性道徳の体得、自制心の涵養などが伴わないため、性非行に走る青少年の増加と低年齢化をもたらしている。

性非行は、その形態によって、「攻撃型性非行」、「遊び型性非行」、「利欲型性非行」、「倒錯型性非行」のおよそ4つに分類することができる。

「攻撃型性非行」とは、強姦、強制わいせつなどのように、暴行、脅迫、心身喪失などの状態などにおいて、婦女に暴行したり、わいせつな行為をしたりする性非行である。

「遊び型性非行」とは、性交等の性行為が、遊び又はその延長としてとらえられるものであり、シンナー等の薬物乱用、無断外泊、不良交遊、暴走族への加入などの問題行動と関連している。

「利欲型性非行」とは、売春行為やソープランドで働くなど、経済的利得を目的とするものである。

「倒錯型性非行」とは、のぞき、下着盗、つきまとい、カミソリや汚物、薬品等による乱暴や傷害など、通常の男女間の性行為あるいは肉体的接触を目的とせず、その代償的行為で性的満足を得ようとするものである。

このうち、近年その比重を増してきているのがインターネットや携帯電話等における出会い系サイトの利用等による利欲型性非行と遊び型性非行で、不純異性交遊がその典型であり、一部売春行為の中にも見られる。不純異性交遊は、人生の重要な要素である性というものに対する正しい理解を困難にすること、生活が乱れ、売春などへとエスカレートするおそれがあること、退学、家出あるいは薬物乱用などが伴いやすく、心身に極めて悪い影響を及ぼすこと、妊娠、性病などの事態も考えられ、そのこと自体あるいはその処理の過程が心身に悪い影響を与えることなどの点で、青少年の健全な人格形成等の大きな障害要因となりうる。

性非行と性犯罪

性非行を大きく分けると、性犯罪と非犯罪行為とになる。性犯罪には、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ等の性犯と、下着盗のように性的動機で行われる窃盗やのぞきのように軽犯罪法違反となるものなどがある。一方、非犯罪行為は、ぐ犯行為あるいは不良行為ではあるが、刑法等に触れる犯罪行為ではないもので、売春防止法で禁止されている売春、児童福祉法で禁止されている淫行、青少年保護育成条例で禁止されているみだらな性交等のほか、不純な性交や不純異性交遊などが含まれる。

警察庁の調べによると、補導された女子の性の逸脱行為のきっかけ、動機は、「興味(好奇心)から」という者が最も多くなっており、次いで「遊ぶ金が欲しくて」となっている。性非行を防止するために、学校においては、生徒の発達段階に応じて、「保健体育」「道

徳」「特別活動」などを中心に学校の教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識を与えるとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が健全な異性観をもち、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることなどを重点に、地域や学校の実態に応じて、性に関する指導を体系的かつ組織的に展開することが必要である。すなわち、すべての生徒に対して人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性にかかわる諸問題に対して、適切な意思決定や行動の選択ができるよう性に関する指導を充実することが求められる。

いわゆる性教育の充実については指導資料の作成をはじめ各般の施策がとられているが、学習指導要領では小学校高学年から保健体育等の指導内容として位置付けられている。また、青少年の問題行動に直接間接に影響を与えるものとして、青少年を取り巻く地域環境の問題があり、有害な地域環境に対しては、適切な教育的措置を講ずる必要がある。家庭、学校、職場及び地域社会が緊密な連携の下に、一体となって青少年の健全な成長を妨げる俗悪な出版物や映画、享乐的な施設等、有害な地域環境を排除し、好ましい環境に浄化していくため、関係業界の自粛、自制を求めるとともに、地域ぐるみの青少年育成活動が展開される必要がある。なお、風俗営業等適性化法では、学校や図書館、児童福祉施設等の周囲200m以内の区域では風俗関連営業を営むことを禁止している。

< 生徒指導研究会 「詳解 生徒指導必携 改訂版」2006年 >

性の商品化とメディア

今日、性を描いたメディアは巷に溢れ、性産業は益々多様化している。今や私たちは、高度消費社会の中で、性をも消費している。これが、性の商品化である。

性の商品化は、直接的なものと同接的なもの（化粧・エステ・ダイエットのように性的魅力を増すために身体に加える人工的な操作）に分類される。直接的な性の商品化は、さらに性的表象の商品化と性的サービスの商品化に分類される。メディアによる性情報の流通は、性的表象の商品化の一形態である。

性の商品化を問題にする中で、性を描いたメディアの多くで女性が「モノ」化され、男性に「見られる」存在として描かれていることが、しばしば指摘されてきた。

例えば、東京都女性文化局「性の商品化に関する研究」（1990年）では、コミック雑誌332冊が分析された。その結果、

女性は見られる性として扱われている

男性が女性に性暴力を振るう場面が多い

男性は生理的動機、女性は動機が曖昧で性行為を行い、ともに快感を得るといふ男性の一方的視点から描かれている

などが明らかにされた。

「有害」図書指定を受けたコミックには、

男はセックスを通して成長する

女はセックスを通して慈悲を与える

二種類の女（本命の女と遊び相手の女）が存在する

などのセックス観が描かれている。

しかし、近年の青少年の性をめぐる状況や、「性の自己決定」論が言われる現状を考えると、ただ性描写の多いメディアを青少年に見せないようにするだけでは意味がない。性の商品化は、単に「よい、悪い」の次元のみでとらえるべきではない。むしろそれを通して私たちの日常生活における男女関係をとらえ直す必要があるだろう。

< 「最新教育キーワード137」2001年 >

(10) 女子生徒の性の逸脱行為 ＜出会い系サイトを介したいわゆる「援助交際」・売春等＞

初期対応のポイント

- a 児童買春において、生徒は「被害者」であることを念頭に置いて対応する
- b 生徒・保護者の意向を踏まえた上で、生徒のプライバシーに十分配慮し対応する
- c 対応は女性教職員が望ましい
- d 相談を受けた教職員が一人で抱え込まない
- e 医療機関への受診、警察への通報等具体的な提案を行い、同意を得るよう働きかける
- f 警察・少年サポートセンター・医療機関等と連携して対応する

関係法令

児童福祉法 (S23.1.1施行)

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(中略)

6 児童に淫行をさせる行為

生徒は被害者

売春防止法 (S32.4.1施行)

第2条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

売春やその相手方となることは禁止されているものの、それ自体は犯罪とはされていない。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(「児童買春・児童ポルノ法」 H11.11.1施行)

主な内容： 児童(18歳未満の者)に対し対償を供与し、又は供与の約束をして、性交等行うことを禁止

児童ポルノを頒布・販売・製造等することを禁止

生徒は被害者

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

(いわゆる「出会い系サイト規制法」 H15.9.13施行)

主な内容： 「出会い系サイト」を利用して児童(18歳未満の者)を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止

児童の「出会い系サイト」の利用禁止

「出会い系サイト」の掲示板に書き込みをして、性交の相手やお金を目的の交際を求めること(不正誘引)を禁止

生徒は被害者 or 犯罪者

発覚のきっかけ

生徒自らが相談に来て発覚する場合

妊娠・性感染症等を心配して養護教諭に相談した。

出会い系サイトで知り合った男にしつこくつきまとわれ、困っていると相談があった。

本人以外から情報が入り発覚する場合

知り合った相手に会いに行くべきか相談を受けた友人が、担任に相談した。

本人の行動がエスカレートしていくのを心配した友人が、生徒指導主任に相談した。

保護者から生徒の深夜徘徊や無断外泊の相談を受けた。

警察が生徒を喫煙・深夜徘徊等で補導・指導する中で、出会い系サイトによる児童買春被害に度々あったことが分かり、連携・協力して継続的に見守る必要があることから、学校に連絡が入った。

初期対応

状況等の把握

生徒自らが相談に来た場合

面談の時間をもち、詳細を聞き取る

- ・相談を受けた教職員が中心となるが、女性教職員が望ましい。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。(月経の遅れ、本人が自覚する妊娠・性感染症の可能性としての体の変調、ストーカー被害等)
- ・頭ごなしに生徒の行動や考えを否定せず、原因や背景、至るまでの経過、保護者への相談の有無等について聞き取る。
- ・児童買春において生徒は被害者であることから、生徒のプライバシーや話したくないことについては十分配慮する。

留意点

- ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、生徒から信頼されたその教職員の存在を組織として受け止め、対応に当たることが必要である。
- ・相談を受けた教職員一人で対応できる部分と、他の教職員の介入を受け入れることが必要である部分について本人に説明し、納得させた上で支援を行う。
- ・保護者への連絡、医療機関の受診を勧める、警察へ通報する等、具体的に提案し同意を得るよう働きかける。
- ・同意を得るためには、どんなことがあっても、最後まできちんとかかわり続けてくれるという信頼を得ることが大切である。

面談後、保護者に生徒の考えや状況を連絡する

- ・家族に隠しておきたいと考える生徒も多いことから、本人の心情を十分考慮し、保護者に対して理解と配慮を求める。

保護者から相談を受けた場合

面談の時間をもち、詳細を聞き取る

- ・担任・養護教諭・生徒指導主任等が面談の中心となるが、女性教職員が望ましい。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。(深夜徘徊、無断外泊、月経の遅れ、妊娠・性感染症の可能性、ストーカー被害等)
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、原因や背景、至るまでの経過等について聞き取り、保護者や生徒の非難は避ける。

留意点

- ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、生徒から信頼されたその教職員の存在を組織として受け止め、対応に当たることが必要である。
- ・相談を受けた教職員一人で対応できる部分と、他の教職員の介入を受け入れることが必要である部分について保護者に説明し、了解を得た上で支援を行う。
- ・医療機関の受診を勧める、警察へ通報する等、具体的に提案し同意を得るよう働きかける。
- ・同意を得るためには、どんなことがあっても、最後まできちんとかかわり続けてくれるという信頼を得ることが大切である。
- ・教職員に隠しておきたいと考える生徒も多いことから、保護者の意向を踏まえた上で、生徒からの聞き取りについて考慮する。

連絡及び対応方針協議

管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える
(できればペーパーで)

関係者による緊急対策会議の開催

生徒・保護者・教職員からの情報を集約する
生徒・保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する

関係機関との連携

- 必要に応じて、関係機関等に支援を要請する
- ・妊娠・性感染症等の可能性等が認められる場合 医療機関
 - ・犯罪性が認められる場合 警察・少年サポートセンター
 - ・入学直後及び逸脱行為に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校
 - ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合 ふれあい教育センター等
 - ・一時保護を必要とする場合 児童相談所

初期・中期対応

基本的な対応・指導

対応・指導の方向

- ・いわゆる「援助交際」等の問題性・危険性を認識させ、反省させる。
(犯罪行為となり得ること・凶悪犯罪につながる可能性があること・性的関係をもつことの心身のリスク等)
 - ・心理的不安を解消させる。
(自分の行動について不安や疑問をもち、心理的にも動揺していることが多いので、心のケア及び自らその問題に気付く、立ち直ることができるように指導・支援する)
 - ・社会的・道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方等についての理解を徹底させる。
- 留意点
- ・「男女交際」については、一般論としての指導だけでなく、生徒の実態に応じた個別な対応が必要である。
 - ・「性的関係をもつ」ことのハードルは教職員が考えるほど高いものではない。「自分だけではない」という安心感や「人に後れをとりたくない」という誤った価値観、簡単に金品が手に入ることへの期待感や楽しさなどから安易に性的関係をもってしまうことに、真正面から反対する必要がある。
 - ・単なる叱責や説諭に終わらず、いわゆる「援助交際」等に至った心情や背景に迫り、自己の課題や家庭における問題点を考えさせる。
 - ・薬物乱用とのかかわりの有無を確認する。
 - ・他の生徒が関係している場合もあるので、交友関係・人間関係等にも十分注意を払いながら指導する。

「いわゆる「援助交際」は誰にも迷惑をかけているわけではない」と言う生徒に対しての指導

人間の尊厳や正しい人間関係を失わせ、自分を傷つけ、人生を大切にしていない行為であることを理解させる。

人は生きていく上で必ず社会とかかわりをもつものであり、またそうしないと生きていくことはできない。迷惑をかけていないと思うことは独りよがりな考え方であること、社会のきまりを破れば必ず人に迷惑をかけることに気付かせる。

教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

再発防止に向けた対応

校内における教育相談体制の充実

- ・ 子どもたち一人ひとりを多面的に観察し、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。保護者との連携強化
- ・ きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。

関係機関との連携

性的犯罪被害に理解のある産婦人科医等、地域の関係機関を調べ、養護教諭等が情報を集約して保管する

「出会い系サイト」による犯罪から自分の身を守るための3つのNO！

見ない>

興味があっても、「出会い系サイト」は見ない

「出会い系サイト」の広告メールが届いても誘いに乗らない

「出会い系サイト」からのメールが届かないようにするための対策をする

書き込まない>

知らないアドレスから来たメールには返信しない

「出会い系サイト」には、絶対に書き込みしない

絶対会わない>

「出会い系サイト」、「チャット」等、インターネット上で知り合った者とは絶対に会わない

< 警察庁 「気持ちのスキ間に入り込む 出会い系サイトのワナ」2005年 >

携帯電話が子どもにもたらす弊害

子どもが違法・有害情報にさらされていること

インターネット上にはわいせつな情報、暴力的な情報、犯罪に巻き込む情報など様々な違法・有害情報が存在する。子どもたちは携帯電話を通じて、いつでもどこでもインターネット上の情報に直接的に接することができるため、子どもは保護者や教員の知らない間にこれらの情報にさらされることとなっている。

【違法情報】児童ポルノ画像、覚せい剤の販売に関する情報等の情報自体が違法であるもの

【有害情報】違法情報には該当しないが、子どもの健全育成上有害と見られる情報

子どもが非行・犯罪を犯したり、犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていること

ア 違法・有害情報により子どもが重大な影響を受ける危険性

携帯電話により、子どもが違法・有害情報に接することが容易になるとともに、不特定の人と容易に結びつくことが可能となっている。その結果、子ども自身が重大な影響を受け、逸脱行為や犯罪に走る契機となることが懸念されている。

< 逸脱行動の例 >

- ・ 子どもたちが、性暴力を肯定する描写に触れ、「皆やっている」、「被害者も喜んでいる」等と認識し、現実世界で性犯罪を犯すこと
- ・ 子どもたちが、家出サイトに掲載されている家出の体験談などをきっかけに

家出をしたり、ひったくり等の共犯者を募集する書き込みをきっかけに非行少年グループを形成して犯罪を敢行したりすること

- ・ 子どもたちが、自殺の方法に関するサイトなどをきっかけにオーバードーズ（薬の過剰摂取）リストカット等の危険な行為に走ること
- ・ 誰もが援助交際をやっているという情報や避妊等に関する誤った情報が子どもたちの中で広がるとともに、現実の情報であると錯覚して模倣する子どもも出てくること

イ 出会い系サイトなどを通じて子どもが福祉犯被害に巻き込まれるおそれ

子どもを対象とする犯罪を大人が携帯電話を介して仕掛けることにより、子どもが児童買春や児童ポルノ製造等の深刻な被害に遭っている状況がある。

いわゆる出会い系サイト規制法により18歳未満の子どもによる出会い系サイトの利用防止対策がとられているが、利用の際の年齢確認は基本的に自主申告であるため、子どもが18歳以上と偽って簡単に利用できる状況にある。また、迷惑メールの80%が出会い系サイトの宣伝であり（総務省資料「通信・放送の現状」平成18年1月20日）子どもが興味半分でアクセスする危険性も高い。このほか、ゲーム、掲示板、チャット等出会い系サイト以外のものも、見知らぬ人との出会いの機会を提供している。

ウ 子どもの携帯電話の悪用による被害の深刻化

子どもが携帯電話を容易に用いることにより、相手の気持ちを考えずに誹謗中傷等をメールで仲間内に瞬時に配信して相手を深く傷つけたり、トラブルを起こしたりすることがある。また、子どもたちが他の子どもに暴行し、その状況を携帯電話のカメラで撮影してメールで配信した事例に見られるように、携帯電話によって被害画像が瞬時に配信され、被害が拡大・深刻化することがある。

子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること

携帯電話は、いつでもどこでも利用できるため、使いすぎの弊害がある。特に、メールのやり取りが延々と続くなど過度にのめり込む結果、携帯電話に振り回される「メール依存」の状態に陥ることもある。これらにより、子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されている。

< 懸念される子どもの行動例 >

- ・ 食事中や懇談中にも携帯電話を利用し続ける。
- ・ 携帯電話がないと落ち着かない、携帯電話を抱いて寝る、携帯電話が止められた途端にパニックになる。
- ・ 携帯電話の利用に過度に時間がとられた場合、睡眠時間が減るなど生活が不規則になるほか、戸外での遊びや友だちと直接会話をすることなど多様な活動を行わなくなる。
- ・ メールによりすぐ連絡がとれるため、人との連絡において即応を求める。
- ・ 些細なことで友だち関係を解消するなど、人間関係において短絡的な思考を行う。
- ・ 校則で携帯電話の持ち込みが禁止されていても持ち込む。見付かっても黙認されることもあり、携帯電話を持っていない子どもや持ってこない子どもが不公平感や不満を募らせる。

< バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会

「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告書」2006年 >

インターネットの有害情報から子どもたちを守るために

保護者としてなすべきこと（フィルタリングソフトの活用）

子どもたちを有害情報から守るために、保護者がお子さんと一緒にインターネットを利用することが一つの方法です。特に、お子さんの場合は、保護者とのコミュニケーションが図れるチャンスだけでなく、お子さんがどのようなことに興味・関心を抱いているかを知るなど、子育ての上で貴重な情報源となることも考えられます。しかし、お子さんの自立を促すためには、いつまでも一緒に活動することはできないため、被害防止の一方法として、フィルタリングソフトを利用することが考えられます。

フィルタリングソフトとは

フィルタリングソフトとは、子どもたちにとって好ましくないインターネット上の有害情報を自動的に遮断するソフトである。（ただし、フィルタリングソフトを利用しても防御できない情報もある）

フィルタリングソフトの利用

フィルタリングソフトには、無料のものからプロバイダが提供するものまで、様々なものがあり、代表的なものは、パソコンにインストールするものである。詳しくは、財団法人インターネット協会のホームページで説明している。

フィルタリング情報ページ～フィルタリングでインターネットをもっと楽しく～

URL <http://www.iajapan.org/rating/>

参考となるホームページ

インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集（教師・保護者版）

URL <http://www.iajapan.org/rule/rule4child/a-index.html>

情報通信白書 for Kids 「総務省」

URL <http://www.kids.soumu.go.jp/>

著作権 Q & A シリーズ「社団法人著作権情報センター」

URL <http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>

トラブルなどについての相談窓口

契約先の I S P（インターネットサービスプロバイダ）

山口県警察サイバー犯罪相談窓口

TEL : 083-922-8983 Email : hightech.soudan@police.pref.yamaguchi.jp

山口県消費生活センター（相談専用）

TEL : 083-924-0999

< 山口県教育委員会 >

(11) 家出

初期対応のポイント

- a 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する
- b 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- c 保護者に対して、「家出人搜索願」を早めに提出するよう勧める
- d 警察等関係機関と最大限の連携協力体制をとりながら、搜索する
- e 保護者の意向を踏まえた上で、生徒のプライバシーに十分配慮し、行動する

初 期 対 応

初 動 対 応

連絡・速報

管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
（できればペーパーで）
- ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
（緊急時は、生徒指導主任 教頭 校長にこだわらず、できるだけ早く校長へ）
- ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
（生徒指導主任または教頭）

関係学校への連絡

- ・同行者がいることが分かっている場合は、連絡を取り合いながら対応する。
- 教育委員会への速報【120ページ参照】
- ・校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）
 - ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する。

情報収集（チェックポイント）

保護者との連絡・情報交換（電話・家庭訪問または保護者来校）の際のポイント

- （ ・家庭訪問には、携帯電話を所持した複数の教職員が向かう。）
- ・互いが入手している情報を整理する。

書き置きはあったか

携帯電話は所持しているか、着信状況はどうか

- ・家出直前のメール等のやり取りによって、家出先・相手が特定できる可能性がある。
- 所持金はいくらか、通帳の持ち出しはあるか
- ・所持金の額によって、交通機関の利用や行動範囲、家出期間等を推定できる。
- 所持品・服装はどのようなか
- ・下着や着替えの数によって、家出期間を推定できる。
- ・服装や靴・鞆などは、搜索する際の重要なポイントとなる。

自転車を使用しているか

最近の交友関係や興味・関心はどうだったか

行き先等の心当たりはないか

警察署へ「家出人搜索願」を提出したか

- ・「家出人搜索願」を提出できるのは、保護者、その他の親族、現に監護している人のみである。
- ・最寄りの警察署・交番・駐在所等で受け付けている。
- ・提出時には、印鑑・家出人の写真を持参する。

友人・知り合い等からの情報収集の際のポイント

家出をした生徒の保護者の許可を得た上で、聞き取りを依頼したか

居場所を知っていないか、心当たりはないか

携帯電話への連絡・着信はないか

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約

- ・生徒等から集まった情報を整理する。
- ・最近の学校生活や交友関係の変化、家庭に関する悩みの有無など、思い当たる背景について、担任・部活動顧問・養護教諭等から情報を収集する。

具体的な対応策の検討

- ・「家出人搜索願」が提出されていない場合は、状況により、保護者へ提出を勧める。
- ・保護者の意向を踏まえた上で、搜索方法を検討する。
- ・常に、最悪のことを想定しながら対応策を検討する。

搜索

搜索チームの編成

- ・放課後等の時間を活用し、教職員による搜索チームを編成する。

<例>	18:00 ~ 19:00	対応可能な教職員全員
	19:00 ~ 20:00	当該学年教職員中心
	20:00 ~ 21:00	教頭・担任・生徒指導主任等
	21:00	搜索終了 その日の状況を保護者に連絡

- ・発見した時の連絡方法を決めておく。
- ・搜索が長期になる場合も想定し、教職員の健康面（疲労や消耗度）に十分注意を払って編成・計画する。

基本的な搜索方法

- ・保護者の協力のもと、できるだけ最近の写真を用意する。
（保護者の了解が得られれば、A4判程度に拡大した顔写真を学校で印刷し、駅や店舗など立ち寄りが見られる場所に配布する。また、裏面には本人の特徴・連絡先等明記し、情報があれば連絡してもらうことを依頼する。なお、事後の回収も徹底する）
- ・立ち寄りが見られる場所をピックアップし、方面あるいは特定の場所等具体的に分担を決めて探す。
- ・複数の教職員で行動するとともに、全員が必ず携帯電話を持つ。
- ・車で移動しながら広域を搜索するチームと、自宅周辺を搜索するチームに分かれる。
- ・情報集約担当（生徒指導主任等）を置き、搜索の経過を逐一報告する。
- ・管理職は、その日の搜索終了時間を決め、情報集約後、保護者・教育委員会等に報告する。

搜索上の留意点

- ・保護者の意向を踏まえた上で、生徒のプライバシーに十分配慮し、行動する。
- ・携帯電話に本人が出なくても、電話・メールを送り続ける。
（着信履歴・留守番電話・メールにより、家族や友人が心配している気持ちを伝えることができる。ただし、家出したことを責めるような言葉は絶対に使わない）
- ・自転車で家を出ていれば、最寄りの駅、バス停（長距離バス・高速バスも）等の付近を搜索し、自転車が発見されれば、運行時間を確認し、教職員を配置する。
- ・保護者には、必ず一人は家を離れないよう依頼する。
- ・家の近くに帰り、様子をうかがう行動を取る生徒も多いことを考慮する。

関係機関との連携

管内の警察との連携

- ・家出が長期に渡る場合や犯罪・事故等が考えられる場合は、管内の警察へ詳細を連絡し協議する。
（携帯電話を持っている場合は、生死にかかわる等の特別な場合に限り、警察と携帯電話会社との連携のもと、位置が特定できる場合もある）

最寄りの駅との連携

- ・駅員に顔写真を提示するなど、目撃情報を収集する。
（見かけたとの情報があれば、行き先・目的・心当たりの絞り込み等、搜索のための情報が得られる）

帰 宅 後 の 対 応

当該生徒への指導・支援

- ・帰宅直後は、まず、家庭での時間を優先し、ゆっくり休ませる。
 - ・担任を中心に、生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラーなどが協力して、指導及び心のケアに努める。
 - ・原因・背景を十分考慮し、継続して指導に当たる。
 - ・多くの人に心配や迷惑をかけたこと、自分だけの問題では済まないことを理解させる。
(特に、保護者の様子を詳しく伝え、親子の絆が強まるよう配慮する)
 - ・必要に応じて、関係機関等に支援を要請する。
 - 入学直後及び家出に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合 出身学校・園等
 - 知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合 ふれあい教育センター・児童相談所等
 - 犯罪にかかわった可能性がある場合 警察
 - ケガ等が認められる場合 医療機関
 - 一時保護を必要とする場合 児童相談所
 - ・必要に応じて、特別指導(高懲戒処分)を実施する。
当該生徒の保護者への助言
 - ・無事帰宅し安心したこと、帰ってきたことが何よりもうれしいことを伝え、最初は、決して叱らない。
 - ・その後、多くの人に心配や迷惑をかけたことについて、きちんと叱る。
 - ・家出という行為を責めるのではなく、生徒の内面を理解することが最も重要である。
(家庭での話し合いの内容：家出の原因・背景・目的、当該生徒の思い、行為の善悪等)
 - ・迷惑をかけた関係機関へのお礼・謝罪等を依頼する。
(生徒自身にも責任を取らせる)
- 他の生徒への指導
- ・当該生徒を特別視することなく、普段どおり接するよう指導する。
教育委員会への報告書提出【119 ページ参照】

再 発 防 止 に 向 け た 対 応

校内における教育相談体制の充実

- ・子どもたち一人ひとりを多面的に観察し、心の変化を敏感に感じ取り、変化を見取る。
保護者との連携強化
- ・きめ細かな連絡、保護者会や学校だよりの充実等を通して、信頼関係の一層の構築に努める。

子どもの話を聴くときは

1 子どもの世界を教えてもらう

子どもの言うことによく耳を傾ける。十分聴くことによって、子どもの抱えている問題が分かってくるし、子どもとの信頼関係がつくられる。大切なことは信頼する人にしか語らない。

2 聴くための十分な時間をつくる

十分に話を聴くためには、それだけの時間が必要である。中途半端に聴いたのでは、子どもは悩みや辛さを口にできずじまいになり、失望感を抱いたり、いらいらが募ったりして、かえって逆効果になることがある。腰を据えて、じっくり話を聴こう。

3 話を聴くときには、あいづちを忘れない

うなづいたり、返事をしたり、時には相手の言っていることを繰り返す。そうすることによって、子どもは話を聴いてもらっている、自分のことを分かってくれていると感じる。

4 子どもの話を妨げない

子どもの話をさえぎったり、批判したり、まとめたりしてはいけない。子どもの話を最後まで聴く姿勢が重要である。そうすることによって、子どもは自分の悩みや苦しみ、ことばに表せない辛さをはき出すことができる。それを知って初めてその子が抱えている問題が理解できる。

5 話を聴くときに、相手の目の動きに注意する

子どもは聴き手を見ながら話すことは余りない。しかし、時々、それも大切なところで聴き手の目を見る。同意を求めるとき、承認を求めるとき、話を終えたいとき、そうした相手の目のサインを見落としてはいけない。

相手の目を見ながら、しかも、相手にできる限り気楽に話をさせる雰囲気をつくる。そうすることによって、子どもは、自分にだけ注意を向けてくれていると思い、話しやすくなる。

6 話を聴くときには、目の高さを合わせる

大人が子どもと話をするとき、どうしても視線が上から見下ろす形になり、子どもは、大人の視線に威圧感を感じて、話がスムーズにできにくくなる。そのようなことにならないよう、大人が膝を少し曲げたり、しゃがんだりして、子どもの目の高さに視線を合わせると、子どもは話がしやすくなる。

7 声の調子を変えない

声の高さや大きさは話し手の心理的、精神的な態度を表現すると言われている。いらいらしたりすると自然に声が大きくなり、トーンが高くなる。相手に不安感を与えないように注意する。

8 相手の立場に立ち、共感をもって対応する

相手（子ども）の問いかけに答えるとき、ややもすると「なぜ？」「どうして？」という言葉をはさんで、問いかけに問いを返すような形になりやすい。このような答え方をすると、相手（子ども）は問い詰められたと感じたり、叱責されているように受け取ったりして、話を進みにくくする。

例えば、「心配で、不安だけど、どうしたらいいのですか？」と聞かれたならば、「心配で、不安なの？」と問いかけの肝心な部分を繰り返し、相手（子ども）と一緒に答えを考えるのがよい。

9 問題の原因を決めつけない

問題の原因を、単純に「子どもの性格のためだ」「親が悪い」などと決めつけても何の解決にもならない。子どもを取り巻いている状況を広い視野でとらえて考えると、解決の糸口が見つかりやすい。

10 問題を解決するのは、子ども自身である

的確な援助があれば、問題は子ども自身で解決できる。常に、問題は必ず乗り越えることができると話して安心させる。

<兵庫県教育委員会 「学校防災マニュアル（改訂版）」2006年>

(12) インターネット上の誹謗中傷等

初期対応のポイント

- a 被害生徒から詳細を聞き取るとともに、書き込みの実際を確認する
- b 生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する
- c 掲示板等管理者へ、書き込みの削除を依頼する
- d 誹謗中傷、他人批判、個人情報の書き込み等を、絶対に行わないよう指導する
- e 被害生徒は、校内でいじめを受けている可能性があるという視点をもつ

初 期 対 応

初 動 対 応

状況確認

- 被害生徒から、詳細を聞き取る（担任、生徒指導主任等）
- ・ 掲示板・チャット等の名称、書き込みを知ったきっかけ、被害内容、いつから何回、心当たり、保護者へは相談したか、周りの生徒は知っているか 等
 - ・ 嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
 - ・ 他の生徒への聞き取りや調査等を拒否した場合は、生徒のプライバシーに十分配慮し、受け入れる。
- 掲示板・チャット等を開き、書き込みの実際を確認する
- ・ 必ずプリントアウトしておく。

連絡・速報及び情報管理

- 管理職（校長・教頭）への連絡
- ・ 5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
（できればペーパーで）
 - ・ 危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
 - ・ 様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
（生徒指導主任または教頭）
- 保護者への連絡
警察への通報
- ・ 生命の危険や爆発物の予告等、学校だけで対応することが困難と校長が判断した場合は、躊躇なく110番通報し、協力を依頼する。
- 教育委員会への速報【120ページ参照】
- ・ 校長の判断で、必要に応じて報告する。（TEL・FAX等）

対 応 方 針 協 議

関係者による緊急対策会議の開催

- 具体的な対応策の検討
- ・ 被害生徒・保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を検討する。

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
- ・ 概要をまとめた資料を用意する。

具 体 的 な 対 応

被害生徒・加害生徒への対応

被害生徒の心のケア、加害生徒に対する再発防止に向けた指導・支援を行う
 ・下記の削除依頼等の対応が長期化する恐れがあるため、生徒への対応を最優先する。

警察への相談

山口県警察本部サイバー犯罪対策室へ相談する（相談窓口：083-922-8983）

掲示板等管理者への対応

管理者に申し入れて、不適切な書き込みを削除してもらう

- ・削除できるのは、個人情報や書き込みや名誉毀損罪に該当する書き込み、著作権を侵害する書き込み等が行われた場合で、管理者に申し入れれば、管理者の判断で削除することができる。（プロバイダ責任制限法：H14.5.27 施行）
- ・掲示板等には、管理者へメールできるようにリンクが設定されているので、被害生徒・保護者または校長名で削除を依頼する。

< 「管理者宛削除メール」文例 >

掲示板管理者 様

貴殿が管理・運営されております「 掲示板」におきまして、本校生徒や教職員の個人が特定できる誹謗中傷や卑猥な内容が書き込まれており、該当生徒は、現在登校することが困難な状態になっています。自由な発言の場とはいえ、あまりにもモラルを欠いたその内容は、目に余るものがあると考えております。

この掲示板の現状は、本校生徒への不安を募らせるばかりであり、本校が教育活動を進めていく上で大きな支障になると判断いたします。このことについて、山口県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しましたところ、学校から管理者様宛に、メール送信または電話連絡を取るようとの指示を受けました。

つきましては、本校生徒の置かれている状況を御賢察の上、「 掲示板」における本校関係の書き込みの削除と、掲示板の閉鎖をお願いいたします。

山口県 立 学校長

民事訴訟を起こし、裁判に勝訴した上で削除する

- ・管理者に対して民事訴訟を起こす。ただし、民事訴訟を起こすためには、掲示板等の書き込みをそのままにしておく必要があるため、被害生徒の精神的苦痛や書き込みが続くことにもなる。また、弁護士を雇わなければならない、判決ができるまで時間がかかる等の制約があるため、現実的ではない。

注意点

- ・掲示板等を作ることに限っては法的な制限はない。
- ・誹謗中傷するような書き込みをする方が悪い、学校が情報モラル教育をしっかりすれば防げるはずだなどの管理者側の言い分もあるので、お願いをするという姿勢に徹する。
- ・削除依頼が必ずしも実現できるわけではないことを認識する。期待をもちすぎるあまり生徒への対応が滞り、真に必要な措置が遅れ、生徒・保護者との関係悪化、報道機関からのバッシング等につながりかねない。

全校生徒への指導

指導日時・場所・対象生徒・指導内容等を事前に十分協議する

- ・学級ごとに行うのか、学年で行うのか、全校生徒を集めて行うのか。
- ・被害生徒のプライバシーや人権に配慮しながら実施することを確認する。

具体的な指導

- ・誹謗中傷、無責任な他人批判、卑猥な書き込み等絶対に行わない（自分が言われて嫌なことは書かない）。名誉毀損に問われることもある。
- ・掲示板等への電話番号等の個人情報の書き込みやアンケートへの回答は行わない。
- ・被害にあった場合は、該当掲示板等の URL や内容を書き留めて（できれば印刷して保管）、一人で悩まずに、できるだけ早く学校・保護者に相談する。

- ・ 仕返しや返信をしない。ちょっとした誤解や行き違いが、トラブルをエスカレートさせてしまうことがある。
- ・ 憶測や噂話を自重する。
- ・ 必要に応じて、その他の被害の有無について、アンケート調査等を実施する。
学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない

中 期 ・ 長 期 対 応

再発防止に向けた取組

情報モラル及び危機回避教育の充実

- ・ 「山口県ケータイ安全教室」の活用（「NTTドコモ中国」が協力）

メール・ネット掲示板・ブログ等書き込む時の約束

人を傷つけるようなことを書かない

相手の人が見ていることを考えて、マナーを守る

名前・住所・電話番号などの個人情報が推測されるようなことを書かない

（インターネットに書き込んだ情報をもとに、住所や通っている学校などの個人情報を探し当てられてしまうことがある）

困った時は、家族・先生に相談する

（株式会社NTTドコモ 「ケータイ安全教室」2006年）

体験的な活動を通じた人間関係づくりの充実

- ・ 小中高「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
- ・ 高「仲間づくり指導講師招へい事業」の活用
保護者への啓発と連携

各家庭における取組 ~子どもたちの安全なネット利用に向けて~

リビングなどできるだけ家族の目の届く場所にパソコンを置く。

子どもと一緒にインターネットを利用する時間をつくり、正しい利用の仕方について一緒に考えたり、話し合いをする。

子どものネット利用について常に関心をもち、利用の実態を把握する。

子どもと話し合いながら、利用内容や時間等について一定のルールをつくる。

フィルタリングソフトやサービスを積極的に利用する。【66ページ参照】

（山口県生徒指導対策協議会「提言」 2006年3月）



インターネット上でのコミュニケーション

参加するときの基本的なルールとマナー

掲示板やチャット、メーリングソフトに参加するときは、運営方針や利用ルールを守りましょう。

自分の発言には責任をもちましょう。ウソを書いたり、本当かどうかわからないことを正しいことのように書いたりしてはいけません。

掲示板やチャット、メーリングソフトに書きこむときには、注意深く言葉を選んで、相手を傷つけないように心がけましょう。乱暴な言葉、きたない言葉、人をののしるような言葉を使ってはいけません。人の悪口を書いたり、いやがらせをしたりするのもやめましょう。

発言するときの注意

掲示板やチャット、メーリングソフトで発言するときは、いきなり書きこまないで、他の人の発言をよく読んでから発言するようにしましょう。

掲示板やチャット、メーリングソフトでイヤなことを書かれたり、意見が食いちがったり、ケンカになったりしたら、いったん書きこみをやめて、時間をおくようにしましょう。

自分で調べればすぐにわかるようなことを質問しないようにしましょう。質問するときは、言葉を選んで、ていねいに質問しましょう。返事やアドバイスをもらったら、きちんとお礼をいしましょう。

顔が見えないからといって、年齢や性別、名前などについてウソをついて、掲示板にいやがらせや人の悪口を書いたり、人をだましたり、おどかしたり、意味のない文字を大量に書いたりしてはいけません。

掲示板の発言には、内容がひと目でわかるような件名をつけましょう。

個人情報やプライバシーに注意

掲示板やチャット、メーリングソフトで、住所や電話番号、学校名、家族の名前や家族構成などの個人情報を書きこんではいけません。聞かれても答えてはいけません。

掲示板に、自分の家族の写真をのせてはいけません。

自分の個人情報が、掲示板などに書きこまれていたり、自分や家族の写真が勝手にのせられていたりするのを見つけたら、先生や親にすぐに知らせてください。

誘われても会わない、会おうと誘わない

掲示板やチャット、メーリングソフトで知り合った人から会おうと誘われても、先生や親の許可がないかぎり、勝手に会ってはいけません。もしどうしても会う必要があるときには、親などにいっしょにきてもらいましょう。

<財団法人インターネット協会

「インターネットにおけるルールとマナー こどもばん 公式テキスト」2005年>

教師の「表現作法」

学校にいる者として、分かりやすいこと、受け入れられやすい話し方や文章は大事なことである。

私は学校にいるとき、自分に次のような「表現作法」を課していた。ちなみに作法とは、「礼にかなった立ち居振る舞いの仕方 物事を行う方法、やり方」と辞書にはある。「表現作法」とは、私が話したり書いたりするときの心得、心すべきやり方・方法ということになる。それは、

- 1 楽しんで話せ、楽しんで書け
- 2 快く響くリズムを心掛けよ
- 3 考えながら話せ、話しながら考えよ
- 4 書きながら考え、考えながら書け
- 5 話し言葉に句読点をつけよ
- 6 コミュニケーションはフェイス・トゥ・フェイスであることを忘れるな

というものであった。教師はこういう自分流の「表現作法」を持つべきではあるまいか。

<「月刊生徒指導」2006年10月号 山形大学講師 関根正明「自分のこととして考える」>

(13) **小**学級崩壊 < 周囲の教職員による気付き >

対応のポイント

- a 情報収集に努め、できるだけ早期に学級や児童の実態を把握する
- b 学級担任を非難するのではなく、学級崩壊を全校的な危機としてとらえ、組織的に支援する
- c 教職員全体で、児童の何気ない言動に注目し、誉めるなど、児童が自信をもつようなかわりを積み重ね、教職員と児童の信頼関係の回復をめざす
- d 情報を共有しながら、保護者やスクールカウンセラー・関係機関との緊密な連携を図るとともに一体となって取り組む

いわゆる「学級崩壊」(学級がうまく機能しない状況)とは

子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合

(「学級経営研究会」(文部省より研究委嘱)による：2000年3月)

観察のポイント

< 第1段階 >

担任が話をしている時に私語が多くなる。

教室が汚れている。(ゴミ等の散乱、黒板の落書き、掲示物の乱れ等)

< 第2段階 >

教職員の注意に従わない、反抗するといった状態が継続している。

休み時間が終わっても教室に入らない児童がいる。

< 第3段階 >

授業中、頻繁に大声が聞こえたり、勝手に立ち歩いたりする様子が目立ち、授業が成り立たなくなっている。

学級担任に元気がなく、休みがちになる。

初 期 対 応

連絡及び状況等の把握

管理職(校長・教頭)・学年主任等への相談

当該学級の状況について、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝え、相談する(できればペーパーで)

状況等の把握

管理職・学年教職員等による学級の状況把握

- ・どのような行動が問題になっているか
- ・そのような行動をとっている児童は誰か、その中心は誰か
- ・中心となる児童に同調しているのは誰か
- ・そのような行動を制止できる児童はいるか
- ・いつ、どんな時にそのような行動をとるか(他の教職員の授業でも同じか) 等

抱え込んでしまった教職員への対応

- ・本人は、「自分のせいでこうなってしまった」と自分を責めている場合が多いので、学年団等で、つらい思いを共感的に聞く。
- ・きちんとしている児童をしっかり誉めるなど、具体的な対応方法について助言する。
- ・必要に応じて、カウンセラー等専門家にも支援を求める。
- ・状況によっては、体調を理由に休みを取るなどの方法も考慮する。

留意事項

- ・管理職は、「学級担任一人の責任ではない」ことを全教職員に告げ、「学級担任を全教職員でバックアップしていく」ことを確認する。
- ・授業中に大声を上げる等の行動については、その言動の背景にある情緒不安定の要因やLD・ADHD・高機能自閉症等の有無などについて、関係機関との連携のもと、可能な限り、初期の段階で確認するよう努める。

原因等の分析と対応策の検討

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約

学級担任自らの反省や児童の不満等を整理する

- ・今後の対応のためにも、学級担任が自己点検し、自らの実践を多面的に整理しながら振り返ることが必要である。
- ・ただし、学級担任の責任追及の場とならないよう、十分配慮する。

今後の対応策の検討と役割分担を行う

学校側だけでなく、児童自身の問題や家庭の教育方針等も検討する

必要に応じて、スクールカウンセラー・教育委員会等にも出席を依頼する

- ・平成18年度からスクールカウンセラー未配置校を「準対象校」と位置付けており、予め指定したスクールカウンセラーに相談できる体制を構築している。

初 期 ・ 中 期 対 応

具体的な対応

教職員間の連携による対応

当該学級の授業の工夫・改善

- ・分かりやすい授業、達成感のある授業づくりに努める。
- ・チーム・ティーチング等、教頭を含めた他の教職員と連携した指導を行う。
- ・学年での合同授業や交換授業等を、可能な限り組み込む。
- ・状況に応じて教科担任制を導入するなど、より多くの教職員が学級にかかわるようにする。

当該学級の児童(特に中心となって騒ぐ児童)への指導・支援

- ・学級担任以外の複数の教職員(養護教諭・教育相談担当等)が、教育相談を通して不満や悩みを理解し、指導を行う。

留意事項

- ・学級担任と児童の好ましい人間関係づくりを支援する。
- ・当面の目標だけでなく、長期的な見通しを立てながら、具体的な対応策を考える。
- ・状況の見極めや実践の振り返りは、管理職が中心となって組織的に行う。
- ・サポートする教職員の授業時数や時間割等について、過度の負担とならないよう十分配慮する。

学級担任自身の対応

学級担任と児童との話し合い

- ・問題点の確認、改善の方針、教職員を含めた学級内の約束事の確認等を行う。
- ・必要に応じて、学年主任等が立ち会う。

保護者・PTAとの連携

臨時の授業参観・学級懇談会を開催し、現状説明、問題点の確認、具体的な対応策の提示、保護者への協力依頼等を行う

定期的な授業参観を実施し、学校側の対応と児童の変容を確認してもらう

保護者の不安の除去及び学校の教育効果の一層の向上が期待できる

留意事項

- ・関係児童の保護者と事前に協議し、関係児童のプライバシー保護について十分配慮する。

再発防止に向けた校内指導体制の充実

- 「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない(ゼロトレランス)」の考え方を共通理解
- ・ 基準の明確化
 - ・ 児童・保護者への周知徹底
 - ・ 毅然とした粘り強い指導
-) 児童・保護者等との信頼関係の構築 【30 ページ参照】
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践
- ・ 「人間関係づくり実践プロジェクト」の活用
 - 指導力向上のための事例検討会の実施
 - 学校環境の整備
 - ・ 校舎内の落書きや掲示物の乱れなどは学級崩壊の前兆 見付け次第復元【78 ページ参照】

学級経営の工夫・改善

信頼関係の回復

- ・ 児童一人ひとりのよさや努力点等を見取り、誉め、学級活動に生かすなど、児童が自信をもてる対応を積み重ねる。
- ・ 児童観の見直しや短所を長所にとらえる(例：頑固 意志が強い)ような実践を工夫するとともに、実践内容を全教職員が共通理解できる場や時間を常時設定する。

学級集団の把握とは

- ・ 児童一人ひとりの特性の理解
- ・ 児童が学級の中でどのような役割や立場にあるかなど、学級集団との関係の理解
- ・ 担任の実践を児童がどのように受け止めているのかの理解

学習指導法の工夫・改善

- ・ 問題解決的な学習や体験的な学習等を積極的に取り入れ、学習意欲の向上を図る。
 - ・ 小集団活動による児童同士の間関係の安定化を図る。
 - ・ 感受性や活動意欲を高めるため、教室環境を改善する。
 - 道徳・特別活動の重視
 - ・ 自己中心的な活動の自粛と周囲との協調性を高めるための活動を実践する。
 - ・ 自主的な活動の推進と学級全体の連帯感を高めるような活動を充実する。
- 「学級崩壊」を経験した一般児童の心のケア

P T A と の 連 携

- P T A 主催による学級づくり研修会等の開催
- ・ 学級崩壊を保護者と協力関係を進めるよい機会であると考え、改善後も連携を継続する。

学級担任がいつでも相談できる校内の雰囲気づくり

- 学年団や管理職との間でいつでも話し合える人間関係の構築
- ・ 教職員間での「声掛け運動」を実践する。



ベストを尽くす ～速やかな行動と丁寧な対応が必要～

今、すぐやれること・・・手を抜かない

危機管理とは、「今、すぐやれること」からのスタートなのである。解決が困難でも、解決のために動き出す。そして、動きながら解決の方策を見出していく。

危機対応は、問題発生に対して、すぐ立ち上がることであり、決して手を抜かないことである。

大クレーム時代・・・すぐ回答を欲しが

現代社会は大クレームの時代だという。昔だったらこの程度の子どものトラブルに保護者が乗り出して苦情を言うことがなかったのに、というベテラン教師がいる。

しかも、クレームする人間は、すぐ回答が来るものと思い、いらいらしながら待っている。遅れることが次のクレームになる。

事故対応もクレーム対応も、教師や学校は迅速に動いて解決を見出す努力が必要である。そして、一つの事故やクレームの背景に同じようなたくさんの事故やクレームを生じる可能性を考えて、その根本的な処置を見出すことである。

クレーム処理・・・対応は迅速に、そして丁寧に

学校にクレームが来た場合、事実を確認して、素直に詫げる。保身のために弁解することなどは、かえって不信感のもとになる。

また、必要があれば、学校としてアカウンタビリティ（説明責任）を学校通信等で行う。問題処理を先延ばしにして、問題を拡大させてからでは、かえって問題処理が難しくなるのである。

【学校・教師と保護者の衝突 3つの要因】

学校・教師の原因	保護者の受け取り
保護者への誠意の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・最初から学校・教師に対する不信感がある ・話をよく聞いてくれない ・約束を守らない、自分の都合を押しつける
保護者への説明のまずさ	<ul style="list-style-type: none"> ・親や子どもをバカにしたような言い方をする ・納得できる説明でない ・説明内容が難しすぎて理解できない
保護者との感情的な対立	<ul style="list-style-type: none"> ・言い訳ばかりで信頼できない ・学校に言うよりも教育委員会へ電話する ・何を言っても通用しない、話してもムダ

< 高階玲治 「見てわかる学校の危機管理マニュアル」2001年 >



割れ窓理論

「割れ窓理論」は、軽微な犯罪も軽微な段階から徹底的に取り締まる事で凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できる、とする環境犯罪学上の理論で、アメリカで考案された。

「割れ窓理論」は、治安が悪化するまでには、次のような経過を辿るとしている。

一見無害な秩序違反行為が野放しにされる（例：建物の1枚の窓ガラスを割られたまま放置しておく）と、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない」というサインとなる。それによって、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、重大な犯罪が起こりやすい環境を作り出す。すると、

軽犯罪が起きるようになる。そして、

住民の「体感治安」が低下し、秩序維持に協力しなくなる。それがさらに環境を悪化させる。しまいには、

凶悪犯罪等が多発するようになる。

< 文部科学省・警察庁

「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」2006年 >

(14) 小中出席停止

対応のポイント

- a 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる
- b 教育委員会と緊密な連携をとり、指導を尽くしているか、出席停止措置後に期待される教育的効果はどうかなどについて、慎重に協議・検討する
- c 生徒・保護者の意見聴取の機会を十分に用意する

出席停止に関する法令

学校教育法

第26条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

市町村教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

留意点

「出席停止制度」が「懲戒」と異なる点は、

- ア 出席停止制度の趣旨が、当該子どもの懲戒にあるのではなく、他の子どもの学習権の保障にあること
- イ 出席停止制度の対象が、その子ども本人ではなく、その保護者に対してその子どもの就学を停止するために行われるものであること
- ウ 出席停止制度の命令権者は、校長又は教員ではなく、市町村教育委員会であること

出席停止は就学義務にかかわる重要措置のため、市町村教育委員会の権限とされている。

ただし、教育委員会はその事務を校長に専決（補助執行）させ、または、教育長を通じて校長に委任することができる。

出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとされているので、各学校は当該教育委員会規則を確認する必要がある。

なお、本マニュアルでは、出席停止の権限が市町村教育委員会にあることを前提に記述している。

- エ 出席停止制度の対象となる学校が、公立の小・中学校に限られていることなどである。

事前の周知及び校内における継続的な指導

事前の説明等

- ・学校においては、すべての保護者等に対して、生徒指導に関する基本方針等の説明会など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、理解を促す。

個別の指導計画

- ・校内に生徒指導に関するチームを編成し、問題行動の顕著な生徒に対する指導計画を検討する。
- ・深刻な問題行動を起こす生徒については、個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、一定期間、校内において他の生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが考えられる。
- ・なお、特別な指導の実施に当たっては、保護者に実施の意義の理解を図り、協力を依頼する。

サポートチームの編成

- ・学校が問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にする。実情に応じて、サポートチームなど、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たる。

校内検討委員会の設置

特別な指導の効果や当該生徒の変容、保護者の姿勢等について多角的な評価を行う

出席停止を想定する場合は、当該教育委員会にこれまでの指導の経過及び特別な指導の実施状況、当該生徒の変容等について報告するとともに、期間中の当該生徒や他の生徒への指導・援助に関する検討を行う

事前の手続き

保護者及び生徒への警告

- ・当該生徒の反省や保護者の責任の自覚を促すことを目的として、学校と教育委員会が警告の実施について検討を行い、警告が必要と判断した場合には、教育委員会又は校長が保護者及び生徒に対して出席停止に係る事前警告を行う。

意見の聴取

- ・当該生徒による問題行動が繰り返され、各市町教育委員会において出席停止を措置しようとする場合、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。
- ・なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであり、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

教育委員会への上申

- ・警告後も改善が図られない場合、職員会議等において全教職員の共通理解を踏まえ、校長が教育委員会への上申を行う。
- ・なお、その際、当該生徒に関する個別の指導記録を添付する。

措置の決定

- ・出席停止の措置の決定は、各市町教育委員会において、問題行動の態様及び学校の実情等を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で措置する。
- ・出席停止を保護者に命ずるに当たっては、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- ・なお、出席停止を命じた趣旨や、個別の指導計画の内容など今後の指導の方針について、十分に説明することが必要である。

期間中の対応

市町教育委員会及び保護者の責務

- ・各市町教育委員会は出席停止を措置する場合、学校の協力を得ながら、当該生徒に対する出席停止期間中の指導計画を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りに努めることが必要である。
- ・出席停止期間中においては、当該生徒に対して保護者が責任をもって指導に当たることが基本であり、教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが重要である。そのために、事前の手続き等において、個別の指導計画の内容について十分説明し、理解と協力を求めるとともに、必要に応じて、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助を行うことが適当である。

当該生徒に対する指導

出席停止期間中の指導内容（例）

- ・規範意識や社会性、目的意識を培うこと
- ・学校や学級の一員としての自覚をもたせること
- ・学習面において基礎・基本を補充すること
- ・悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ること

家庭の監護に問題がある場合など

- ・関係機関とのサポートチームを組織し、適切な役割分担のもとに生徒及び保護者への指導や援助を行う。
- ・教育センターや社会教育施設等を活用し、教科の補充指導、自然体験活動、教育相談などのプログラムを行う。
- ・地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験などの体験活動を行う。

他の生徒への指導と保護者への協力依頼

事実の説明

- ・関係する生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、措置に至る一連の事実について説明し、他の生徒の動揺が起らないように配慮する。
- ・また、当該生徒が再び登校してきた場合に円滑な受け入れができるよう、友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる。

学校の秩序の回復

- ・学校全体の問題点や課題、あるべき学校の姿等を全生徒に周知するとともに、教職員が取り組む事柄や生徒の努力点について、学校全体の共通理解を図る。
- ・特に、当該生徒と関係の深い生徒に対して、生活指導を充実すると同時に、全体指導や個別指導、授業などを通して、生徒の自己存在感や有用感を高める指導を工夫する。

全校の保護者への協力依頼

- ・秩序回復への学校の姿勢について周知に努め、保護者の協力を得ながら今後も学校運営を行っていくことについて協力を依頼する。

期間後の対応

受け入れ態勢の整備

- ・当該生徒の状況やかかわり方について、全教職員の共通理解を徹底するとともに、中心にかかわる教職員の役割分担を明確にする。
- ・学校復帰後に当該生徒が疎外感をもたないように、事前に他の生徒に十分指導する。
- ・出席停止の期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強化しながら、将来に対する目的意識の醸成など、適切な指導を継続していくことが大切である。

指導要録等の取り扱い

出席停止の措置を行った場合における指導要録取り扱い上の留意点

- ・「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」の欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他の所定の欄（例えば「備考」など）に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなる。
- ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入する。
- ・対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するよう注意することが必要である。



「叱る」生徒指導あれこれ

三つ叱って 五つ誉め 七つ教えて 子は育つ

子どもの成長に伴う宮参りの奇数にちなんだ諺で、子どもの教育において、「叱る」「誉める」「教える」の三拍子揃うことが大切

教職員への真剣な願いを込めたある中学生の詩

「先生、聞いてください、ぼくらの悩みを、不平を、不満を、

先生、話してください、あなたの青春や夢や希望を、

先生、叱ってください、ぼくらの過ちやサボリや反抗を、

先生、教えてください、わかるまで、果てしない人生のつらさ、厳しさを、」

<上寺久雄 1978年「父親の出番 - その教育的役割」>

「叱る」と「怒る」の違い

叱る：子ども中心 子どもの過ちをただす肯定的メッセージ

怒る：自分中心 教職員自身の激しい怒りの感情の発散、ストレス解消
罪を叱って人を叱らず

「人の悪口はよくない」「いじめは絶対に許されない」

×「人の悪口を言うあなたは悪い子だ」「いじめたあなたは最低の人間だ」

顔で叱って心で泣いて

教職員に叱られ気落ちした子どもの気持ちに共感し、叱りながらその子の心の痛みを共有することが大切

<「月刊生徒指導」2004年12月号

兵庫教育大学教授 上地安昭 「カウンセリングを活かした「叱る」生徒指導実践」>

(15) 懲戒処分 < 高停学・小中高訓告 >

対応のポイント

- a 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる
- b 指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する
- c 生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する

懲戒に関する法令

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則

第13条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に
 応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。



学校種による懲戒の及ぶ範囲

校 種	退 学	停 学	訓 告
公立小・中学校	×	×	
国・県・私立小・中学校		×	
高等学校・中等教育学校			

「訓告」とは、校長自らが児童生徒に注意を与え将来を戒めること

問題行動等の事実確認

- 当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる
- 当該問題行動等について、当該生徒・関係生徒から事実確認を行う
- ・複数の教職員で行う。
- ・当該生徒に対する指導を行うとともに、思いや意見・弁明にもしっかり耳を傾ける。
- ・事実については、当該生徒・関係生徒に自書させる。
- ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認する。
- ・供述の強要や体罰等絶対に行わない。
- 当該生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う
- ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聞く。
- 生徒が逮捕・補導された場合は、保護者・警察等と連携して対応する【97 ページ参照】

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

- 生徒・保護者・教職員からの情報を集約する
- 処分及び指導内容の原案を作成する

緊急職員会議の開催

- 全教職員へ周知し、共通理解を図る
- 処分及び指導内容を決定する

- ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
- ・これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「停学・訓告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する。
- ・処分等が単なる制裁にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮するとともに、立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
- ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。

留意点

- ・対応方針を協議する段階で、長期に渡って家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間）させるなど、処分決定までの時間をかけ過ぎない。ただし、処分決定までに時間を必要とする場合は、保護者の理解を求めた上で、若干の日数に限定して家庭に留め置く措置を行うことができる。なお、その日数は、指導方針が決定した後、停学の期間に含める。
- ・形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明の付かない判断は行わない。

停学・訓告の通告

- 生徒・保護者に対して、校長が停学・訓告を通告する
- 資料をもとに、停学・訓告に至った経過・理由を明確に説明する
- 生徒・保護者の悩みや不安をしっかりと受け止め、指導・助言等を行う
- 生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する
- ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
- ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
- ・必要であれば、再度、職員会議等で審議し、校長が最終決定する。

当日の手順

- 1 生徒・保護者来校
 - ・できるだけ他の生徒の目に触れない時間帯を設定する。
 - ・申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 生徒指導主任または担任による来校依頼理由の確認
 - ・問題行動の事実及び来校依頼に納得しているか、再度確認する。
- 3 校長による処分通告
 - ・校長室・応接室等、適切な場所で行う。
 - ・生徒・保護者を、長時間立たせたまま一方的な申し渡し等を行うことは慎む。
 - ・氏名確認、問題行動の事実確認、処分の通告は起立して行う（ここまでは、できるだけ短時間で行う）が、生徒・保護者の弁明及び意見表明、処分決定の理由や今後の指導に関する説明等については、校長・生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 4 生徒指導主任・担任等による指導計画・内容等の詳細説明
 - ・上記の「3 校長による処分通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、生徒と保護者が分かれて話をすることも必要である。
 - ・停学期間中の指導方法（家庭謹慎とするのか、登校指導とするのか）については、家庭状況を十分考慮した上で計画する。

保護者への対応・姿勢

わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える

停学の解除

停学期間中の指導

あらかじめ立案した計画に従って指導する

- ・問題行動に対する指導はもとより、学習の遅れへの支援に十分配慮する。
- ・停学期間中に定期考査・就職試験・大学入試等がある場合は、教育的配慮をもって対応する。

保護者と連携して、効果的な指導を工夫する

いたずらに、停学期間を延ばさない

停学の解除

教職員全体で十分な討議をし、校長が決定する

生徒・保護者に対して、校長が通告する

当日の手順

- 1 生徒・保護者来校
 - ・できるだけ他の生徒の目に触れない時間帯を設定する。
 - ・申し渡しまでの待機場所は、応接室等、適切な場所を用意する。
- 2 校長による解除通告
 - ・校長室・応接室等、適切な場所で行う。
 - ・解除の通告は起立して行うが、今後の学校生活の在り方の指導等については、校長・生徒・保護者ともに着席した状態で行う。
- 3 生徒指導主任・担任等による指導・励まし等
 - ・上記の「2 校長による解除通告」終了後、別室で行うことが望ましい。また、必要に応じて、生徒と保護者が分かれて話をすることも必要である。

保護者への対応・姿勢

わざわざ来校いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える

停学解除後の指導

解除後も継続的な指導・支援を行う

- ・学校での生活の様子等について、保護者への定期的な連絡を欠かさない。
- 学習や部活動等学校生活に意欲的に取り組むよう、多くの教職員が声を掛けるなど、指導の充実を図る

進学・就職等の明確な進路目標をもたせる

再発防止に向けた校内指導体制の充実

「寛容の名のもとに曖昧な指導をしない(ゼロトレランス)」の考え方を共通理解

- ・基準の明確化
 - ・生徒・保護者への周知徹底
 - ・毅然とした粘り強い指導
- 生徒・保護者等との信頼関係の構築
- 非行防止教室の開催

【30 ページ参照】



学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。
<文部科学省「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」2007年>

(16) 高中途退学

< 問題行動等による自主退学勧告・懲戒退学 >

対応のポイント

- a 当該問題行動等の事実及びこれまでの指導経過の詳細等について細部まで確認するとともに、資料にまとめる
- b 指導を尽くしているか、「自主退学勧告」・「懲戒による退学」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する
- c 生徒・保護者の意見・弁明の機会を十分に用意する

退学に関する法令

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則

第13条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、(中略)次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

第62条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

山口県立高等学校等の管理に関する規則

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由を聞かなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出させなければならない。

問題行動等の事実確認

当該問題行動等以前の指導経過について、詳細を時系列でまとめる

当該問題行動等について、当該生徒・関係生徒から事実確認を行う

- ・複数の教職員で行う。
 - ・当該生徒に対する指導を行うとともに、思いや意見・弁明にもしっかり耳を傾ける。
 - ・事実については、当該生徒・関係生徒に自書させる。
 - ・すべての事実に矛盾がないよう、細部まで確認する。
 - ・供述の強要や体罰等は絶対に行わない。
- 当該生徒・保護者同席の上で、再度事実確認を行う
- ・保護者へ事実関係の説明及び確認を行うとともに、意見・弁明を十分に聞く。
- 生徒が逮捕された場合は、保護者・警察等と連携して対応する【97ページ参照】

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

生徒・保護者・教職員からの情報を集約する
処分及び指導内容の原案を作成する

緊急職員会議の開催

全教職員へ周知し、共通理解を図る
処分及び指導内容を決定する

- ・教職員全体で十分時間をかけて討議し、校長が決定する。
- ・立ち直りの可能性を最大限に考慮する。
- ・必要に応じて、再度の事情聴取や意見聴取を行う。

「自主退学勧告」を決定する場合

これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「自主退学勧告」以外に教育的な指導方法はないか、慎重に協議・検討する

「懲戒退学」を決定する場合

これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、「懲戒による退学」以外に方法はないか、慎重に協議・検討する

「懲戒による退学」については、学校教育法施行規則13条第3項の各号に該当するか慎重に検討する

特に、同条第3項第一号における「改善の見込がない」ことが大前提となるため、「改善の見込」についてあらゆる事情や可能性を勘案して、慎重に検討する

留意点

- ・対応方針を協議する段階で、長期に渡って家庭に待機（「自宅待機」などと呼ばれる指導措置・処分を保留した期間）させるなど、処分が決定するまで時間をかけ過ぎない。
- ・形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明の付かない判断は行わない。

「自主退学」の勧告

生徒・保護者に対して、校長が自主退学を勧告する

資料をもとに、自主退学勧告に至った経過・理由を明確に説明する

自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを説明する

自主退学勧告を拒否した場合の処分（停学または懲戒退学）を説明する

生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する

- ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
- ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
- ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる。

生徒・保護者の回答の期限を設定する

「懲戒退学」の通告

事前に教育委員会に相談する

生徒・保護者に対して、校長が懲戒退学を伝える

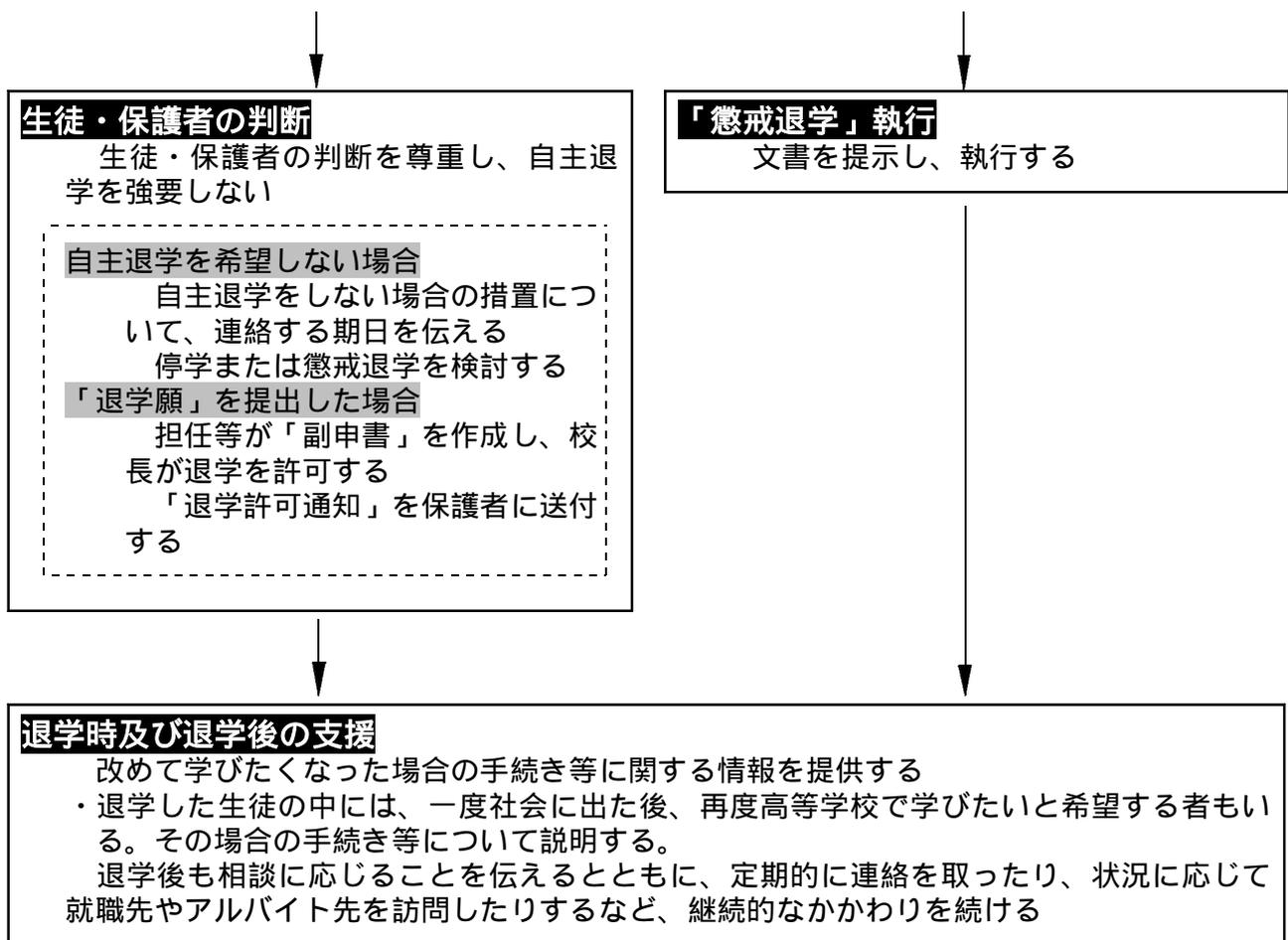
資料をもとに、懲戒退学に至った経過・理由を明確に説明するとともに、指導を尽くしたことを示す

懲戒退学は、生徒の法律上の権利を剥奪して学校外に排除する処分であり、自主退学と異なることを説明する

生徒・保護者の弁明及び意見表明の機会を十分に用意する

- ・弁明内容について、あらゆる角度から検討を行う。
- ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認する。
- ・弁明が妥当であれば、在学を継続させる措置を検討する。

生徒・保護者の希望によっては、弁明及び意見表明のために、数日の期間を与える



「体罰」に係る判例

生徒指導中生徒傷害致死事件（1996年6月25日 福岡高裁判決）

体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者の人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊厳を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、教師の指導が困難を加えつつある現状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならない。

【詳細】

被告人は、生徒の間で体罰を加えることの少なくない教師として受け止められていた事情が窺われ、平成7年6月14日にも、被告人が同校の一女生徒に対し教科書を持ち帰っているかどうかの確認をするためにカバンの中を見せろと追いつ追いつ、足を引っ張って階段を引きずり降ろす等の暴行を加えるという事件を起こしたことが認められるのに、また再び今回の事件を生ぜしめたものである。高校生に対する生活指導を含め教育の現場においては当然のことながら対象者の人格の完成度が低い故に多大の忍耐力が要求されることは多言を要しないところであり、生徒に対する懲戒権について定めた学校教育法11条がただし書で体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者の人格の尊厳を著しく傷つけ、相互の信頼と尊厳を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、問題生徒の数が増え問題性もより深化して教師の指導がますます困難の度を加えつつある現状

を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならないことはいうまでもない。ましてや、生徒が反抗的態度を取ったからと言って、教師が感情的になって暴行を振るうことは厳に戒められるべきことである。

体罰生徒慰謝料請求事件（1996年9月17日 東京地裁判決）

戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。

【詳細】

学校教育法第11条は、校長及び教員が学生、生徒及び児童に対して懲戒を加えることを認める反面、体罰を加えることを禁止している。戦前、わが国において、軍国主義教育の一環として、体罰を用いた国家主義思想の強制がなされ、これによって民主主義と自由な論議の芽が摘み取られていったのであり、その反省として、昭和22年に制定された右学校教育法により、教育の場において体罰を懲戒手段として用いることを禁止することとしたことは、当裁判所が改めて述べるまでもない歴史的事実である。しかし、戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させ解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。しかも、前記一認定の被告乙川の原告花子に対する体罰は、その態様を見てみると、教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかな優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というには値しない行為である。

< 生徒指導研究会 「詳解 生徒指導必携 改訂版」2006年 >

(17) 高中途退学 < 自らの申し出 >

初期対応のポイント

- a 直ちに面談の時間をもち、生徒が思い悩んでいる進路について共に考える
- b 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- c 担任が一人で抱え込むことなく、組織的に対応する
- d 慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する

退学に関する法令

学校教育法施行規則

第62条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

山口県立高等学校等の管理に関する規則

第20条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由を聞かなければならない。

2 疾病により休学又は退学を許可しようとするときは、医師の診断書を提出させなければならない。

初動対応

状況等の把握

直ちに面談の時間をもち、生徒本人から、下記の内容について聞き取る

なぜ退学したいのか
いつから退学を考えていたのか
保護者には相談したのか、保護者の賛同は得られているのか
退学後の具体的な進路をどう考えているのか
将来をどう見通しているのか
家庭環境（経済状況）はどうか 等

- ・頭ごなしに生徒の考えを否定せず、生徒が思い悩んでいる進路について共に考える。
- 欠席している場合には、家庭訪問等を実施し、直接話を聞く
- 生徒の面談後、直ちに保護者に生徒の現時点での考えや状況を話すとともに、保護者の考えを聞く
- 家庭において十分な話し合いをするよう要請する

対応方針協議

管理職（校長・教頭）への連絡

5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える
（できればペーパーで）

関係者による緊急対策会議の開催

生徒・保護者・教職員からの情報を集約する
生徒・保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
- 今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

当該生徒・保護者への指導・支援

基本的な対応

担任任せにせず、組織的に対応する

- ・担任等が一人で抱え込むことなく、管理職や学年主任等、他の教員に当該生徒との話し合いの状況を報告・相談し、助言を受けながら対応する。
- ・副担任・部活動顧問・進路指導担当等、できるだけ複数の教員が生徒と面談する。
- ・生徒理解に基づき、学習・進路・生徒指導・部活動等様々な観点から支援する。
生徒の将来の自立を支援することを基本とする
慰留を第一とし、学業を全うするよう粘り強く指導する
中学校と連携する
- ・必要に応じて、生徒理解を深めるための情報交換や指導方法を相談し、退学しないよう説得を依頼するなど、緊密に連携する。

消極的な理由の場合

< 怠学、友人関係、経済的理由等 >

- ・退学が本人のためにならない事例が多いことを踏まえて指導する。
- ・退学した後、自立(社会的・経済的・精神的)できるかどうかについて考えさせる。
- ・生徒自身が、明確な目的意識をもち、将来を見通した在り方生き方について考えることができるよう、学習・進路の両面から支援する。
- ・自己存在感や有用感をもつことができるよう、積極的な声掛けや指導に努める。
- ・経済的な理由による場合は、奨学金や授業料減免措置等についての情報を提供する。
- ・休学について検討する。

積極的な理由の場合

< 将来に対する明確な展望 >

- ・将来の明確な進路の展望(具体的な職業・進学先等)があり、保護者も合意・賛成している場合には、退学することも進路の一つの選択肢として尊重し、支援する。
- ・保護者と十分に話し合いを重ね、進路変更の方向性を整える。
- ・必要に応じて、進路変更先(希望する企業・学校等)の情報提供を行ったり、雇用主や新たな進学先の学校と連絡を取ったりするなど、積極的に支援する。

退学許可

退学が許可されるまでの流れ

生徒または保護者からの退学の申し出

学校の対応 : 慰留を第一に粘り強く対応

保護者へ「退学願」を手交または郵送

学校の対応 : 粘り強く慰留または退学後の進路相談

保護者が「退学願」を提出

学校の対応 : 本人の将来を最優先した情報提供や助言

担任等が「副申書」を作成

校長が退学許可

「退学許可通知」を保護者に送付

退学時及び退学後の支援

改めて学びたくなった場合の手続き等に関する情報を提供する

- ・退学した生徒の中には、一度社会に出た後、再度高等学校で学びたいと希望する者もいる。その場合の手続き等について説明する。
退学後も相談に応じることを伝えるとともに、定期的に連絡を取ったり、就職先やアルバイト先を訪問したりするなど、継続的な関わりを続ける

(18) 児童虐待

初期対応のポイント

- a 虐待は子どもの立場でとらえ、子どもにとって有害かどうかで判断する
- b 疑わしいと感じたら、複数の教職員で確認する（早期発見の努力義務）
- c 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- d 抱え込むことなく、早期に関係機関（市町および児童相談所）に通告する（通告義務）
- e 疑わしい場合でも通告する（誤認であっても責任は問われない）
- f 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

関係法令

児童虐待の防止等に関する法律（H12.11.20施行 H16.10.1改正）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 ……身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。身体的虐待
- 二 ……わいせつな行為をすること又は……わいせつな行為をさせること。性的虐待
- 三 ……保護者としての監護を著しく怠ること。ネグレクト
- 四 ……著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、……著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。心理的虐待

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第5条 学校、……学校の教職員……児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

虐待の種類

身体的虐待

打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコによる火傷 等

性的虐待

性的ないたずらやわいせつ行為、性的暴行、性的行為の教唆 等

ネグレクト

衣食住の世話をせず放置、重大な病気になっても医者に連れて行かない、家に閉じこめている、保護者以外の同居人が虐待などを行っているにもかかわらず放置している 等

心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、脅かしたり、無視したりすることにより子どもに心理的な傷を負わせる、児童の目の前で配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）が行われる 等

発見のきっかけ

虐待を疑わせるサイン

子どもの状況

- ・不自然な傷が多い、不自然な時間の徘徊が多い、衣服や身体が非常に不潔である、常に空腹状態である、傷や家族のことに不自然な答えが多い、性的なことで過度に反応したり不安を示したりする、理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い 等
- ・転入生の場合は、転出先の学校から情報を得る。

親の状況

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい、子どもが怪我をしたり病気になっても医者に見せようとしにくい 等

初期対応

初動対応

虐待の事実確認と通告までの流れ及び情報管理

- 1 虐待が疑われると感じた教職員は、担当教職員に相談する
 - ・生徒指導主任等、情報を集約する担当職員を決めておく。
- 2 担当教職員は管理職へ報告する
- 3 管理職は関係教職員（担任・部活動顧問・養護教諭等）に多面的な情報収集を指示する
- 4-1 関係の教職員で当該児童を観察する。可能であれば、担任等本人と信頼関係がある教職員が状況を聞いてみる。ただし、必ずしも事実確認をする必要はない
- 4-2 不登校等の場合は、家庭訪問等を実施して本人の状況を確認する
 - ・長期欠席もしくは断続的な欠席の場合は、保護者から明確な説明を求める。
 - ・病気の場合は、医師の診断を求める。既に通院している場合は、医療機関との連携を。この場合、医師の守秘義務に配慮し、直接訪問し事情説明を行う。
 - ・保護者が家庭訪問等を拒否するなど、本人との面会を拒む場合は、「立入調査」の必要あるかどうか、児童相談所に相談する。
- 5 管理職（校長・教頭）への連絡
 - ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（できればペーパーで）
 - ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（生徒指導主任または教頭）
- 6 職員会議等で通告について審議
 - ・虐待の事実が確認できなくても、疑わしければ通告する方向で検討する。

通告

管内の関係機関への通告

- ・学校（校長）から市町の福祉担当課及び児童相談所へ通告する。または民生委員・児童委員等を介して市町の福祉担当課及び児童相談所へ通告する。
- ・緊急を要する状況（「いま危険」）があると校長が判断した場合は、管内の警察への通報を優先する。
- ・事実が確認できなくとも、疑われることがあれば通告する。
- ・できるかぎり「通告書様式」を利用して通告する。

・市町の福祉担当課・児童相談所は、虐待している保護者等には通告者名を明かさない。

速報及び保護者との関係

教育委員会への速報【120 ページ参照】

- ・関係機関に通告した場合、必ず報告する。(TEL・FAX等)
- ・警察・報道機関が関係する(可能性がある)場合は、できるだけ早く報告する。
必要に応じて児童・保護者への支援

関係機関との連携

安全確認

- ・市町と児童相談所は、通告後 48 時間以内に子どもの安全確認を行うので、要請があれば協力する。
「ケース会議」に出席
- ・通告後 72 時間以内に開催されるケース会議(市町または児童相談所が開催)に出席し、情報交換を行う。
- ・ケース会議における対応方針・役割分担等、全教職員へ周知徹底する。
継続的な見守り
- ・通告後も関係機関との緊密な連絡に努め、必要に応じて学校での様子を報告する。
- ・関係機関と連携し、学校として支援可能な事柄に全力を注ぐ。

中期・長期対応

虐待児童への対応

共感的理解に基づく指導・支援

- ・学校は、安心して生活できる安全な場所であることを伝える。
- ・子ども自身の自己有用感を高める支援を行う。
- ・よい行いや努力していることを認め、褒める。
- ・虐待から身を守る方法を共に考える。

教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

虐待を受けたために遅れた学業支援及び自立のための支援

転校した場合は、転学先との情報連携

連携した対応・支援

虐待児童の保護者への対応

家庭訪問または保護者来校

- ・担任や教育相談係、スクールカウンセラー等による面談の機会を増やし、積極的に精神面でのサポートを行う。
- ・信頼関係の構築を第一に考える。
- ・子どもの行動や表現を理解できるように支援する。
- ・関係機関等の情報を提供し、積極的に活用できるように支援する。

虐待が生じる背景例

- ・自尊心が低い、キレやすい、親自身の虐待経験、依存症他精神疾患等
- ・育てにくい子ども、発達遅れ、親子別々に生活し愛着不十分等
- ・夫婦の不和、再婚による気兼ね、仕事や経済的問題、身内の援助が得にくい、社会的に孤立等

学校における虐待対応について

虐待対応の必然性

福祉対応の限界と予防的観点の強化に伴い、学校の対応力は必然の要請である。

また、すべての子どもに均一に関与できるシステム（主として「発見」と「通告」の問題）は、学校教育だけである。

学校における対応の大原則

学校現場においては、虐待とは非常に緩やかで広い範囲のとらえが必要であること
生徒指導上のあらゆる現象の背後に虐待の可能性を考えておく必要があること
学校は治療機関ではなく、「完全な隔離と個別対応」は不可能であること

学校生活における虐待の影響のあらわれ

大人との安定した人間関係が困難（愛着障害）

- ・ 心理的な引きこもり、愛着関係の回避
- ・ 親愛と攻撃を混在させ、極度の甘えと功利的態度が示される
- ・ 一貫性のない不安定で混乱した態度（乖離的障害）

パワーゲーム的な対人関係

食べ物や持ち物に対する尋常ではない固執

硬く、修正困難に思われるほどの社会的態度

- ・ 攻撃への無抵抗
- ・ 経験から学ぶことの困難さ
- ・ 強度にパターン化した行動やパニック

< 「平成18年度生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修」 講義
山梨大学 玉井邦夫 「学校における子ども虐待への対応」 >

しつけか虐待か

しばしば虐待者は「これが我が家のしつけの方法だ」と言い、「しつけか虐待か」という二者択一に我々を誘い込む。

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと信じていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません」

（1994 小林美智子：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（H17）」より）

どの程度からが虐待かという明確な線引きがあるわけではないが、「虐待（の疑い）」と認識することで、その家庭への支援が始まると理解されたい。「虐待」より広い意味の「マルトリートメント（不適切なかかわり）」という言葉も使われる。

< 山口県健康福祉部

「みんなでネットワーク～子ども虐待に関わる援助関係者の連携マニュアル～【改訂版】」2006年 >

(19) 警察による逮捕・事情聴取等にかかわること

初期対応のポイント

- a 警察へ急行する
- b 管理職及び生徒指導主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- c 警察・施設等関係機関と最大限の連携協力体制を取る
- d 生徒のプライバシーや人権に十分配慮する

初動対応

連絡・速報及び情報管理

管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
（できればペーパーで）
- ・危機対応はトップダウンが基本である。正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
- ・様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。
（生徒指導主任または教頭）

保護者への緊急連絡

教育委員会への速報【120ページ参照】

- ・TEL・FAX等により、第1報を入れる。（「巧遅」より「拙速」を優先する）
- ・警察・報道機関が関係する（可能性がある）場合は、できるだけ早く報告する
PTA会長等への連絡

ケース別対応

現行犯逮捕の場合

携帯電話を所持した複数の教職員で警察へ急行する

可能な範囲で事実の把握に努める

- ・逮捕後は拘置され、登校できなくなる。【117・118ページ参照】

事情聴取のために警察から任意で呼ばれた場合

携帯電話を所持した複数の教職員で警察へ急行する

登校している場合は、授業等に支障が生じないように配慮を求める

可能な範囲で事実の把握に努める（できれば、教職員の同席を求める）

事情聴取のために警察が来校する場合

事情聴取について、保護者に了解を得ることを、警察に対して依頼する

聴取を受けることはもとより、時間・場所等、他の生徒に分からないよう十分配慮する

教職員が必ず同席する

対応方針協議

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約

生徒・保護者への指導・支援

緊急職員会議の開催

全教職員への周知と共通理解

- ・概要をまとめた資料を用意する。
- ・今後の対応策の検討と役割分担
- ・今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

施設への入所・送致等の措置がとられた場合
(児童相談所・鑑別所・少年院・児童自立支援施設(山口県立育成学校)等)

当該生徒への対応

施設職員との連携を密にし、当該生徒の現状把握や理解に努める
積極的に施設を訪問し、面接等を通して、立ち直りのための指導・支援に努める

当該生徒の保護者への対応

連携を密にし、協力して継続的な指導・支援に努める

学校における出欠等の扱い

小・中学校

児童相談所一時保護	出席扱い(不登校生徒など、再登校に向けた入所と判断される場合) 事故欠(問題行動等による措置など、自己責任を問われると判断される場合)
鑑別所送致 少年院送致	事故欠 就学義務猶予(保護者の申請による) ・少年院に指導要録の写しを送付する。
児童自立支援施設	小 山口市立大内小学校(氷上分教室)へ転校手続き 中 山口市立大内中学校氷上分校へ転校手続き

高等学校

鑑別所送致	事故欠
少年院送致	事故欠

なお、生徒・保護者の意向を踏まえながら、今後の処遇について検討する。

学校復帰に向けた対応

関係者による緊急対策会議の開催

情報集約
当該生徒・保護者への指導・支援の在り方
他の生徒・保護者への説明・対応の在り方
警察・保護司等との連携に関すること

緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通理解
- 概要をまとめた資料を用意する。
- 今後の対応策の検討と役割分担決定
- 今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

当該生徒の受け入れ

特別指導・高懲戒処分等の実施
問題行動の背景への共感的理解と解消のための指導・支援
適切な進路指導による目的意識の醸成
体験的な学習やグループ活動を重視した人間関係づくりの工夫

当該保護者への支援

当該生徒に対する指導・支援の内容を説明し、協力体制を築く

全校生徒・保護者への対応

- 全体指導
- 日時・場所・対象生徒・指導内容・役割分担等を事前に十分協議する。
 - 当該生徒のプライバシーや人権に配慮しながら、正確な情報提供に努める。
 - 憶測や噂話を自重するよう指導する。

(20) 保護者・地域からの苦情等への対応

対応のポイント

- a 担当にこだわらず、すべての教職員が積極的に対応する
- b 苦情や訴え等にしっかりと耳を傾け、誠意をもって対応する
- c 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める
- d 学校の状況や事実を丁寧に説明し、必要に応じて、毅然とした態度で指導方針や願いを伝える
- e 管理職に報告・連絡・相談を必ず行い、学校全体で組織的に対応する
- f 記録を残し、課題等を明らかにして、今後の指導や教育活動の改善に生かす
- g 個人情報の取り扱いについて、十分に留意する

苦情等への対応

電話で対応する場合

- 対応者の決定
- ・担当にこだわり、たらい回しにすることなく、電話を受けたものが積極的に対応する。
- 基本的対応
- ・名前と肩書き・担当等を伝える。
 - ・相手の名前・所属等を尋ねる。ただし、匿名を希望される場合は、快く了承する。
 - ・真摯な態度で苦情や訴え等に耳を傾け、謝罪すべきことはしっかりと謝罪する。
 - ・話の途中で反論せず、時間を区切らず最後まで粘り強く聞き取る。
 - ・必ず詳細な記録を取る。
 - ・十分に話を聞いた後、学校の状況や事実を丁寧に説明し、必要に応じて、毅然とした態度で指導方針や願いを伝える。
 - ・基本的にはその場で約束をせず、校内で検討後伝える。
 - ・学校が対応したことについて、後日連絡する旨を伝える。
 - ・必要に応じて、管理職へ転送する。
 - ・貴重な意見をいただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、今後とも忌憚なく意見をお願いしたいことを伝える。

来校者に対応する場合

- 来校したい旨の連絡を受けた際の対応
- ・相手の名前・所属等を必ず確認する。
 - ・来校の目的・話の内容等の概略を聞く。
 - ・相手の都合を聞き、対応日時を後ほど連絡することを伝える。(連絡先と連絡可能時間の確認)
- 対応方針等の検討
- ・目的・内容を吟味し、管理職のリーダーシップのもと、説明内容を検討する。
 - ・状況に応じた適切な対応者(複数)を決定する。
 - ・応接室など、失礼のない場所を用意する。
- 基本的対応
- ・複数の教職員(管理職と担当者等)で対応する。
 - ・わざわざ御足労いただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝える。
 - ・名前と肩書き・担当等を伝える。
 - ・記録を取ることを了解を得る。
 - ・真摯な態度で苦情や訴え等に耳を傾け、謝罪すべきことはしっかりと謝罪する。
 - ・話の途中で反論せず、時間を区切らず最後まで粘り強く聞き取る。
 - ・十分に話を聞いた後、学校の状況や事実を丁寧に説明し、必要に応じて、毅然とした態度で指導方針や願いを伝える。
 - ・学校が対応したことについて、後日連絡する旨を伝える。
 - ・貴重な意見をいただいたことへのお礼やねぎらいの言葉を伝えるとともに、今後とも忌憚なく意見をお願いしたいことを伝える。

対応後の留意点

- 全教職員に周知徹底し、改善すべき点は直ちに検討・対処し、信頼回復に努める
生徒に対しては、苦情等の内容をできるだけ具体的に伝え、規範意識を高めたり、社会性を育てたりする指導の絶好の機会と捉える
記録を残し、課題等を明らかにして、今後の指導や教育活動の改善に生かす
個人情報の取り扱いには、十分に留意する

問題が複雑化した場合

基本的な対応

- ・できるだけ早期に校長が対応する。
(校長は最後の砦ではなく、早い段階から積極的に対応するよう心掛ける)
- ・記録を時系列に整理したペーパーをもとに説明し、曖昧な発言や言い訳は厳に慎む。
- ・物による証明や人による証言など、事実をもとに対応する。
- ・相手に共感することを目に見える形で表し、誠意をもって粘り強く対応する。
- ・法的な根拠を踏まえて対応する。
- ・教育委員会と連携し、組織的に対応する。

関係機関との連携

連携が必要な場合

学校の指導体制では解決が困難な場合
より専門的な判断が必要と考えられる場合
専門機関と連携した方が効果が期待される場合
学校の要因以外に解決しなければならない課題がある場合
命や安全に関わる問題等、緊急な援助を必要とする場合

連携を図る際の留意点

- ・連携の必要性和学校側が考えている連携先を提案するが、連携先へ連絡するかどうかについての決定は、相手に委ねる。
- ・援助の一環としての連携に努め、指導の放棄と受け取られないようにする。
- ・個人情報保護をはじめ、生徒や保護者の人権を侵害することのないよう留意する。



「聴き上手」とは ~言葉の中身や意味ではなく気持ちを聴きましょう~

カウンセリングでは、無意識的に音を取るという「聞く」態度ではなく、意識的に、言葉はもちろん、その言葉の奥に隠されているであろう内的世界にある無言の言葉まで「聴き」取ろうとする態度が要求されます。

昔から、日本人は「聞く」ことが美德とされ、「沈黙は金、雄弁は銀」とか「一度語る前に二度聞け」という諺や、ついには「あうんの呼吸」という表現までされるようになりました。「喋り過ぎた」という反省はありますが、「聴き過ぎた」という謝罪は、それこそ「聞いた」ことがありません。

カウンセリングは「傾聴」だとよく言いますが、クライアントの伝えたいことを懸命に真剣に「聴く」ことから、両者の人間関係の確立がスタートするのです。

「聴く」という文字は、「耳偏に14の心」と書きます。クライアントの沢山の思いを、真摯に、相手の気持ちを押し量りながら「聴く」という意味です。

< 社団法人 青少年育成国民会議

「青少年の健やかな成長のために 必携・少年補導委員の手引き」2005年 >

(21) 緊急保護者会の開催

開催のポイント

- a 開催のねらいを全教職員で共通理解する
- b できるだけ早い時期に開催するとともに、すべての家庭に確実に連絡する
- c 説明原稿及び質問に対する想定問答を準備する
- d 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める
- e 今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す

開催のねらい

学校が直接説明を行うことにより保護者の理解を得るとともに、誤った情報や不正確な噂が広がることを防止する

問題に対する学校の方針を伝えるとともに、保護者の意見や要望を聞き、学校運営の改善に生かす

問題の早期解決を図るため、生徒の心のケア等家庭における対応についてのレクチャー及び協力を依頼する

信頼関係の構築

P T Aとの協力関係の在り方

危機発生時のP T Aの基本的スタンスは、「学校に全面的に協力する」というよりも、「保護者として何ができるかを自ら考えた上で、学校と協力できるところは協力する」ととらえる方がよい。

開催に向けた流れ

- 1** 事件・事故等の正確な事実確認
 - ・ 事情聴取・家庭訪問・関係機関等を通じて、5 W 1 Hを迅速に確認する。
 - ・ 時系列に従って状況を記録するとともに、原因・背景等をできる限り把握する。
- 2** 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の集約と、職員会議及びP T A役員会開催等に向けた協議を行う。
- 3** 緊急職員会議の開催
 - ・ 事件・事故等の状況を周知し、具体的な対応方針等に関する意志統一を図る。
 - ・ 緊急P T A役員会の開催を決定する。(P T A会長・副会長への連絡)
- 4** 緊急P T A役員会の案内文書の送付
 - ・ P T A会長と校長の連名とする。
- 5** 緊急P T A役員会の開催
 - ・ 状況説明及びP T Aとしての対応の在り方等について協議する。
 - ・ 緊急保護者会の開催を決定する。(日時・場所・対象保護者の範囲等)
 - ・ 保護者会当日、P T A役員が学校の立場に立ちすぎると、保護者の反発を呼ぶことがあるので注意することを確認する。
- 6** 教育委員会への連絡と協力依頼
 - ・ 緊急保護者会の開催決定について、教育委員会に連絡する。
 - ・ 必要に応じて、教育委員会関係者の支援・同席を依頼する。

事前準備

日時

- ・事件・事故後、できるだけ早期に開催する。
- ・昼間は働いている保護者が出席しにくいので、夕方から夜間にかけて開催することが望ましい。
- ・休日の開催も考慮する。

会場

- ・広さ・照明・放送機器や冷暖房の必要性等を考慮する。
(「広さ」については、両親共に来校することも考慮する)

保護者への案内

- ・電話連絡または保護者宛文書(PTA会長と校長の連名)により案内する。
(緊急の場合、1軒1軒連絡することが望ましい。電話による連絡網では行き渡らないことがある)
- ・関係者のみで話し合う機会とするため、葉書を送付し、受付で提出してもらう方法もある。

<「保護者宛案内文書」文例>

平成 年 月 日

保護者 様

立 学校
PTA会長
校 長

緊急保護者会の開催について(御案内)

平素から、本校教育に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、この度校内で発生しました の件につきまして、保護者の皆様には大変御心配をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

学校では、これまで、規範意識を育てるとともに、子どもたちの心に寄り添ったきめ細かな相談体制の充実に努めてきたところではありますが、今回の件が起りましたことは、学校の力不足と痛感しているところであります。

このため、学校といたしましては、今回の出来事についての詳細とその後の経過、今後、このようなことを二度と起こさないための対応策等について御説明させていただくとともに、保護者の皆様から、本校の指導の在り方等について御意見をいただく機会をもちたいと考えております。

つきましては、下記のとおり緊急の保護者会を開催いたしますので、御多忙の折誠に恐縮ですが、御出席いただきますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日(曜日)午後7時から8時まで
- 2 場 所 本校体育館
- 3 内 容 概要説明及び今後の取組等について
質疑応答
スクールカウンセラーによる「心のケアについての研修会」
その他
- 4 その他 恐れ入りますが、上履きを御用意ください。
報道関係者へは非公開としております。

・配付資料

・校長の説明原稿及び質問に対する想定問答

(生徒のプライバシーに関する内容を説明する必要がある場合には、必ず当該生徒の保護者の了解を得る。必要に応じて、教育委員会へ相談する)

・必要に応じて、湯茶・ペットボトル等の飲み物の用意

留意事項

- ・子どもを家に残すことが心配な家庭、乳幼児を抱えた家庭等のために、託児を引き受ける等配慮を必要とする場合がある。(託児担当者の決定、託児場所の用意)

保護者会当日

役割分担(例)

保護者会

司会(教頭) 事案によっては、PTA会長等が行う方が望ましい場合もある。

あいさつ(PTA会長)

説明(校長) 必要に応じて、生徒指導主任・学年主任が補佐する。 記録(教務主任)

周辺関係

受付(学級担任) 駐車場・警備(生徒指導部) 救護(養護教諭)

進行次第(例) 校長は、保護者の入場を迎える、事前に着席しておくなどが望ましい。

(1) 開会行事

・PTA会長あいさつ

(2) 概要説明等

事件・事故等の概要

事件・事故等に対する学校の対応

校長の所見

今後の対応策

保護者への協力依頼

(3) 質疑応答・協議

(4) スクールカウンセラーによる「心のケアについて」の研修会

(5) 閉会行事

・校長あいさつ

説明・質疑応答の際の留意点

- ・最初に、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
 - ・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。
 - ・当該生徒やその保護者の個人の責任を問うことはしない。
 - ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
 - ・保護者に協力を依頼する際は、資料等をもとに、具体的に示す。
 - ・背景や原因にかかわることは慎重に発言する。
(たとえば、早い段階で「いじめはなかった」と断定しない)
 - ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。
- 開催中の留意点
- ・全教職員が参加する。
 - ・学校への苦情に終始しないよう進行する。
(苦情が出るのは当然であるが、後半は、これから生徒のために共に何ができるかについて、今後の対応策や建設的な意見を引き出すよう努める)
 - ・発言が、必ずしも保護者全体の意見を代表しているとは限らない場合もあることを認識する。
 - ・保護者会の内容・発言は、マスコミに伝わるという前提で話す。
- 終了後の個別対応
- ・教職員は、保護者が気軽に話しかけられる位置に立ち、質問・相談等に誠意をもって対応する。

事後対応

欠席した保護者への資料配布

記録の分析と要望の集約

- ・今後の対策会議や職員会議における協議の資料とする。

学校が提示した対応策の早期実施

保護者からの要望の実現に向けた検討

- ・改善できる点は直ちに検討・対処し、信頼回復に努める。

危機時のストレス反応

生死にかかわるような深刻な危機ほど、被害者の心に大きな傷を残す可能性が高い。危機への対応を万全に行えば、その傷は最小限に食い止められ、被害者は癒される。しかし、心のケアが十分になされずに放置されると、トラウマ（心の傷）が生じ、心理的障害を引き起こす危険性が高い。PTSD（心的外傷後ストレス障害）がそれである。

睡眠障害

過覚醒、夜が怖い、暗闇が怖い、一人で寝られない、悪夢、夜驚等

食欲障害

食欲不振、過食、嘔吐等

退行的行動

幼稚化、甘え、指しゃぶり、身体接触、夜尿、短気、反抗、暴力等

心身症

頭痛、発疹、腸障害、便秘、喘息、無月経・月経困難、心気症等

学校への不適応症状

不登校、無関心、無気力、集中力の欠如、仲間からの引きこもり、日課を課すことの困難、学習拒否、暴力等

< 上地安昭 「教師のための学校危機対応実践マニュアル」2003年 >

心の傷を広げないために（二次被害の防止）

被害者が更に傷つく身近な人の言葉や態度

教職員の言葉

「どうしてそこに行ったの」（性犯罪被害にあった少女に）

「泣かないで、頑張るのよ」（親を亡くした子どもへ）

「気にしすぎ」「考えすぎ」（いじめ被害を訴えた親へ）

家族の言葉

「いじめなんか、あなたが弱いからでしょ」（いじめ被害）

知人や友人の言葉

「元気そうでよかった」（家族を殺害された人へ）

「もっと頑張らないと」「そんなに頑張らないで」

「早く忘れなさい」

「もっとひどい被害にあった人がいるんだから」

「御両親が一番辛いですね」（亡くなった方の兄弟へ）

「（亡くなった子の他に）兄弟がいてよかったね」

周りの人の態度

・哀れみの視線 ・いわれなき偏見 ・興味本位の話しかけ ・うわさを流す

< 大久保恵美子 「犯罪被害者支援の軌跡」2001年 >

(22) 重大事案発生時の報道機関への対応

対応のポイント

- a 学校における報道対応窓口を一本化する
- b 学校が主体的に、誠意をもって対応するとともに、正確な情報を積極的に公開する
- c 正確な受け答えをするために、説明資料・想定問答等を準備する
- d 背景や原因にかかわることは慎重に発言する
(たとえば、早い段階で「いじめはなかった」と断定しない)
- e 取材が殺到することが考えられる場合には、記者会見を設定する
- f 取材記録・新聞記事等を一元的に集約し、保存する

基本的な対応の在り方

ポイント1

報道機関の背後には、多くの県民・国民の目や耳があることを意識し、感情的に反発したり取材を拒否したりすることなく、学校が主体的に、誠意をもって対応する。

- ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には率直に認め、そこを出発点として、今後の指導や教育活動の改善に生かし、信頼回復に努める。

ポイント2

個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。

- ・「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための「情報管理」が重要となる。
- ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。不明なことは「現段階では分からない」と答える。
(特に、背景や原因にかかわることは慎重に発言する。たとえば、早い段階で「いじめはなかった」と断定しない)
- ・すべての報道機関に公平に情報を提供する。
- ・守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つと、「隠蔽体質」「責任逃れ」という印象を与えることにもなり、子ども・保護者の信頼を失い、その後の対応・指導に支障をきたす。

ポイント3

電話・来校による取材・問い合わせ等の対応窓口を一本化する。

- ・管理職等の担当教職員を選び、全教職員に周知徹底する。
- ・必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。

留意事項

正確な受け答えをするために、メモ・資料・想定問答等を準備する
教育委員会と連携して対応する

- ・人的支援を必要とする場合は依頼する。
校内での取材条件(制限事項)を決め、報道関係者に伝える
- ・取材時間・場所、校内における立ち入り禁止場所・撮影禁止場所の指定、生徒への直接取材の自粛を依頼するなど、教育活動に支障をきたさないよう配慮する。
- ・制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
取材記録・新聞記事等を一元的に集約し保存する

記者会見の開催

ねらい

正確な情報を公平に、積極的に公開することで、噂や間違った情報を払拭し、二次被害を防止する

開催手順

1 日時・場所等の決定

教育委員会へ連絡・相談し、決定する

開催時間

- ・校内で開催する場合は、生徒への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯（平日であれば17時以降）を設定する。
- ・可能であれば、報道の締め切り時間を配慮して決定する。

< 午前の場合 > 9 : 30 までに開催 昼のニュース・夕刊で報道可能
< 午後の場合 > 15 : 30 までに開催 夜のニュース・朝刊で報道可能

開催場所

- ・事案発生当日の場合は学校で開催するようになるであろうが、後日の場合には、教育委員会等に会場を移すことも考慮する。

2 報道機関への連絡

管内の幹事社（新聞社と放送局を分けてある場合が多い。いずれかの報道機関に問い合わせると分かる）へ電話・FAX等で連絡する（特定の報道機関だけに連絡しない）

3 事前準備

校長説明資料・配付資料（できれば）・想定問答

役割分担（例）

受付（社名・記者名・連絡先の記入）：事務室

司会：教頭 説明：校長 記録：教務主任

助手（メモ渡し、データ等の確認手配）：生徒指導主任

教育委員会の関係者への同席依頼

- ・記者会見の際の説明・回答等の役割分担を決めておく。

4 記者会見

進行次第（例）

（1）概要説明等

事件・事故等の概要

事件・事故等に対する学校の対応

校長の所見

今後の対応策

（2）質疑応答

説明・質疑応答の際の留意点

- ・最初に、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
- ・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。
- ・当該生徒やその保護者の責任を問うことはしない。
- ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
- ・質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。
- ・予想しなかった質問や、学校として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。「確認した後でコメントさせてほしい」と即答を避けることも必要である。
- ・背景や原因にかかわることは慎重に発言する。
（たとえば、早い段階で「いじめはなかった」と断定しない）
- ・意見・感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。
- ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。
- ・失言や事実と異なる話をした場合は、その場で素直に陳謝・訂正する。

5 記者会見終了後の対応

個別対応

- ・報道機関によって話す内容を変えない。

資料編



資料 1 生徒指導に係る法令

法律	条文	項目	内容
教育基本法	1条	教育の目的	人格の完成
	2条	教育の目標	幅広い知識と教養、自主・自律の精神、生命の尊重、伝統と文化の尊重等
学校教育法	11条	学生・生徒等の懲戒	教育上必要があると認めるときは懲戒可、体罰は禁止
	26条	児童の出席停止	出席停止の措置
学校保健法	12条	出席停止	伝染病に係る出席停止の措置
学校教育法施行規則	4条	学則の必要記載事項	入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
	13条	懲戒	教育上必要な配慮、退学・停学及び訓告
	61条	転学・転籍	教育上支障がない場合は転学許可
少年法	1条	この法律の目的	少年の健全育成、保護処分、成人の刑事事件への特別の措置
	2条	少年、成人、保護者	少年とは満20歳未満の者
	3条	審判に付すべき少年	罪を犯した少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年等
刑法	36条	正当防衛	自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずした行為は不処罰
	41条	責任年齢	14歳未満の行為は不処罰
	108条	現住建造物等放火	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役
	109条	非現住建造物等放火	2年以上の有期懲役
	174条	公然わいせつ	6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
	176条	強制わいせつ	暴行又は脅迫を用いたわいせつ行為、6月以上10年以下の懲役
	177条	強姦	3年以上の有期懲役
	182条	淫行勧誘	3年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	199条	殺人	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役
	204条	傷害	15年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	205条	傷害致死	3年以上の有期懲役
	208条	凶器準備集合及び結集	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	222条	脅迫	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	235条	窃盗	10年以下の懲役又は50万円以下の罰金
236条	強盗	5年以上の有期懲役	

	240条	強盗致死傷	負傷の場合は無期又は6年以上の懲役、死亡の場合は死刑又は無期懲役
	249条	恐喝	10年以下の懲役
	254条	遺失物等横領	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料
	261条	器物損壊等	3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料
売春防止法	3条	売春の禁止	売春及び相手方となることの禁止
	5条	勧誘等	6月以下の懲役又は1万円以下の罰金
児童福祉法	1条	児童福祉の理念	心身の健やかな誕生・育成、生活の保障、愛護
	4条	児童	満18歳未満、分類（乳児・幼児・少年）
	25条	要保護児童発見者の通告義務	発見者は福祉事務所又は児童相談所に通告義務
	34条	禁止行為	児童に淫行をさせる行為
児童虐待防止法	2条	児童虐待の定義	保護者が監護する児童に対して、暴行・わいせつ・減食・放置・暴言等を行うこと
	5条	児童虐待の早期発見等	学校・教職員等は、発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めること（早期発見の努力義務）
	6条	児童虐待に係る通告	発見者は福祉事務所又は児童相談所に通告義務
未成年者喫煙禁止法	1条	未成年者の喫煙禁止	満20歳未満禁止
	3条	親権者等の処罰	科料
未成年者飲酒禁止法	1条	未成年者の飲酒禁止	満20歳未満禁止
	3条	親権者等の処罰	科料
道路交通法	19条	軽車両の並進の禁止	並進の禁止
	68条	共同危険行為等の禁止	2台以上連ねて通行・並進し、交通の危険又は他人に迷惑を及ぼす行為の禁止
軽犯罪法	1条	拘留又は科料	刃物等携帯、迷惑行為、火遊び、悪戯電話、露出、のぞき、儀式妨害、不法侵入等
労働基準法	56条	最低年齢	使用者は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで使用禁止（例外規定あり）
	61条	深夜業	使用者は、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時の間使用禁止（例外規定あり）
民法	821条	居所の指定	子は親権を行う者が指定した場所に住むこと
国家公務員法	100条	秘密を守る義務	職務上知り得た秘密の漏洩禁止
地方公務員法	34条	秘密を守る義務	職務上知り得た秘密の漏洩禁止
	60条	罰則	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金

資料2 生徒指導に係る通知等（文部省・文部科学省）

（1）生徒指導全般

16.10.5	<p>児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）</p> <p>命を大切にする教育の充実</p> <p>学校で安心して学習できる環境づくりの一層の推進</p> <p>情報化社会の中でのモラルやマナーについての指導の在り方の確立</p>
17.10.4	<p>新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム（中間まとめ）</p> <p>学校で安心して学習できる環境づくりの一層の推進（特に、生徒指導の組織体制の整備・関係機関との連携の強化等について）</p> <p>情報化社会の中でのモラルやマナーについての指導の在り方の確立（特に、有害環境対策等の推進について）</p> <p>命を大切にする教育等の充実（特に、社会性を育む教育等の充実について）</p> <p>家庭教育への一層の支援の充実</p>
18.6.5	<p>児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について</p> <p>生徒指導上のきまり及び指導の基準をあらかじめ明確化しておくこと</p> <p>指導基準について、あらかじめ児童生徒・保護者等に対して周知徹底すること</p> <p>指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、全ての教職員間の共通理解のもと、一貫性のある、粘り強い指導を行うこと</p> <p>きまり等を守れない児童生徒の問題行動や非行等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけない事はしてはいけない」と、毅然とした粘り強い指導を行うこと</p>

（2）問題行動・非行等

10.3.10	<p>青少年によるナイフ等を使用した事件に関する文部大臣緊急アピール 子どもたちへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人を傷つけること、まして命を奪うことは、絶対に許されない ・ ナイフを持ち歩くのはもうやめよう ・ 学校に持ってくるのもやめてほしい <p>保護者、学校関係者、そしてすべての大人たちへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 凶器を持ち歩くような危険な行為をしないよう、家庭で断固とした指導をしてほしい ・ 命の大切さを繰り返し繰り返し子どもたちに教えてほしい ・ 未来に向かって生きていく子どもたちを、皆で声をかけあって、育ててゆこう
13.4.13	<p>少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について（別添：『心と行動のネットワーク』～「心」のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ～）</p> <p>児童生徒の「心」のサインを見逃さず、問題行動の前兆を把握すること</p> <p>学校と関係機関との間で単なる情報の交換（「情報連携」）だけではな</p>

	く、相互に連携して一体的な対応を行うこと（「行動連携」）が重要であること
16.5.11	<p>学校と関係機関等との行動連携を一層推進するための取組について</p> <p>学校が関係機関等と組織的・継続的に連携していくための生徒指導体制の整備が必要であること</p> <p>教職員一人一人が関係機関等との連携の重要性について認識することが必要であること</p> <p>そのためには、</p> <p>学校において、地域の人材を活用して生徒指導の機能を強化させること</p> <p>地域のネットワークを活用して関係機関等との日常的な連携を図ること</p> <p>学校と関係機関等からなる「サポートチーム」を形成して、問題行動等への効果的な対応を行うこと</p>

(3) いじめ

8.7.26	<p>いじめの問題に関する総合的な取組について</p> <p>(別添：いじめの問題に関する総合的な取組について～今こそ、子どもたちのために我々一人一人が行動するとき～)</p> <p>いじめの問題に関する基本的認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと ・ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと ・ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること ・ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること ・ 家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること <p>いじめの問題の解決に向けた具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの立場に立った学校運営」「開かれた学校」を基本姿勢とすること ・ いじめる児童生徒に対して適切な指導が必要であること ・ いじめられる児童生徒を徹底して守り通すこと
18.10.19	<p>いじめの問題への取組の徹底について</p> <p>いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること</p> <p>いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること</p> <p>いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと</p> <p>学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること</p> <p>「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を</p>

	<p>通じて、児童生徒一人一人に徹底すること</p> <p>いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切に作る教職員の意識や、日常的な態度が重要であること</p>
--	---

(4) 不登校

15.5.16	<p>不登校への対応の在り方について</p> <p>不登校に対する基本的な考え方</p> <p>学校における取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が不登校とならない、魅力あるよりよい学校づくりのための一般的取組 ・ きめ細かく柔軟な個別・具体的な取組
---------	---

資料3 生徒指導に係る山口県作成資料一覧

(1) いじめ

8.3月	<p>いじめへの対処と根絶のために ~ アンケートの結果を踏まえて ~</p> <p>(山口県いじめ問題対策協議会)</p>
8.10月	<p>いじめ問題の防止・根絶に向けて ~ 今こそ、学校で取り組むべきこと ~</p> <p>(山口県教育委員会)</p>
8.10月	<p>リーフレット「思いやりと勇気」 (「思いやりと勇気」作成委員会)</p>
8.10月	<p>保護者啓発資料「いじめゼロを目指して」 (山口県教育委員会)</p>

(2) 不登校

14.11月	<p>不登校の理解と対応 心うけとめて (山口県教育委員会)</p>
16.1月	<p>山口県不登校対策会議報告書 ~ 子どもたちの健やかな成長のために ~</p> <p>(山口県不登校対策会議)</p>
17.3月	<p>不登校の未然防止と不登校児童生徒の社会的自立の支援に向けて</p> <p>(山口県教育委員会)</p>
18.3月	<p>効果的な不登校対策に係る「実践事例集」 (山口県教育委員会)</p>

(3) 児童虐待

18.3月	<p>みんなでネットワーク(子ども虐待防止に関わる援助関係者の連携マニュアル)【改訂版】</p> <p>(山口県健康福祉部)</p>
-------	--

(4) 特別支援教育

18.3月	<p>支援のための校内体制づくり ~ LD等の幼児児童生徒への支援 ~</p> <p>(山口県教育委員会)</p>
-------	---

資料4 学校メンタルサポート事業

目的

学校だけでは解決困難な問題行動や学校内外で突発的に発生した重大な事件・事故への緊急対応や中・長期的で継続的な対応のための人的支援
 児童生徒や教職員の精神的ケアのための学校支援
 学校の体制づくり、二次被害の防止等に関する助言・援助

緊急支援

問題行動への支援

(例)
 暴力行為が頻発
 授業が成立しない状況

心の安定のための支援

(例)
 事件・事故等により精神的に不安定で、カウンセリングが必要

学校全体の危機への支援

(例)
 校内での殺傷事件や死亡事案等の重大な事件・事故が発生

派遣要請

派遣要請

学校メンタルサポートチーム（関係機関の専門家で編成）
 [精神科医、臨床心理士、児童福祉司、教員OB、警察、行政職員等]

CRTの判断により
 出動

派遣

派遣

問題行動等対応チーム

心のケア対応チーム

クライシス・レスポンス・チーム(CRT)

【支援内容】

学校の指導体制への指導・助言
 周囲の児童生徒の安全確保
 保護者への指導・助言

【派遣要請の方法】

(公立小・中)学校 市町教委
 (県立学校)学校 学校安全・体育課

実態調査、調整後の近日対応

問題行動の早期解決
 学校教育機能の回復

【支援内容】

児童生徒のカウンセリング
 教職員へのコンサルテーション
 教育相談体制への助言

【派遣要請の方法】

(公立小・中)学校 市町教委
 (県立学校)学校 学校安全・体育課

実態調査、調整後の近日対応

児童生徒の心の安定
 教育相談体制の強化

【支援内容】

教職員のサポート
 ケアプランの策定支援
 被害者と家庭への心理教育

【派遣要請の方法】

公立学校は教育委員会からCRT
 情報センターへ

TEL : 0835-26-1152
 話し中の場合 0835-22-2044

即日の緊急対応(3日間限定)

二次被害の未然防止
 学校教育機能の回復

CRT撤退後の支援

中・長期的な支援

アフターケアチーム

CRT撤退後、継続的に子どもや教職員への支援を行うため、学校、市町教委からのアフターケアチーム派遣要請に対し、県教委が適切な専門家等を派遣する。

資料5 山口県における青少年相談機関一覧

(1) 相談機関(少年相談全般)

名称・電話番号	所在地	摘要
下関市青少年補導センター (0832-31-1237)	〒750-8521 下関市南部町1-1	ヤングテレホン下関 (0832-31-7838) 月～金8:30～16:30 (年末年始・祝日を除く)
宇部市青少年育成センター (0836-29-4725)	〒755-0047 宇部市島1-4-55	ヤングテレホン宇部 (0836-33-7830) 月～金8:30～17:00土 8:30～12:00 (年末年始・祝日を除く) 電子メール相談アドレス kodomo-y@aurora.ocn.ne.jp
山口市青少年センター (083-934-2866)	〒753-0074 山口市中央5丁目14-22	山口市教育相談室 山口(083-922-3749) 月～金8:30～17:00 (年末年始・祝日を除く) 小郡(あいあいテレホン) (083-973-5670) 月～金9:00～17:00 (年末年始・祝日を除く)
防府市青少年育成センター (0835-23-1500)	〒747-0026 防府市緑町1-9-2 文化福祉会館内	ヤングテレホン防府 (0835-24-3232) (0120-783-474) 月～金8:15～17:00 (年末年始・祝日を除く)
岩国市青少年育成センター (0827-43-0901)	〒741-0081 岩国市横山3-1-11 教育センター内	ヤングテレホン岩国 (0827-43-0900) (0120-22-7830) 月～金8:30～17:00 (年末年始・祝日を除く)
光市青少年センター (0833-72-2245)	〒743-0011 光市光井9丁目18-4 光市教育委員会内	ヤングテレホンひかり (0833-72-3749) (0120-72-3749) 月火木金8:30～19:00 水8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く)
柳井市青少年育成センター (0820-22-4499)	〒742-0022 柳井市柳井津495 しらかべ学遊館内	ヤングテレフォン柳井 (0820-22-4499) (090-8995-5050) 火曜日をのぞく8:30～20:00 ただし火曜日が祝日の場合は翌水曜日が 休み(年末年始を除く)
周南市青少年育成センター (0834-22-8331)	〒745-8655 周南市岐山通1-1	周南市元気子ども24時間ホットライン (0834-31-2400) (年中無休)
山陽小野田市青少年育成センター (0836-82-1205)	〒756-8601 山陽小野田市日の出1-1-1 市役所内	ヤングテレホンさんようおのだ (0836-84-2000) 月～金8:30～17:00 (年末年始・祝日を除く) 電子メール相談アドレス youngtel@city.sanyo-onoda.lg.jp
平生町青少年育成センター (0820-56-5320)	〒742-1102 平生町大字平生村178 平生町中央公民館内	
下松市社会教育課 (0833-45-1870)	〒744-8585 下松市大手町3-3-3 下松市教育委員会	ヤングテレホン下松 (0833-43-4976) 月～金8:30～17:00 (年末年始・祝日を除く)

(2) テレホン相談

名称・電話番号	所在地	相談内容
心の健康電話相談 (0 8 3 6 - 5 8 - 5 5 7 0)	〒755-0241 宇部市大字東岐波字東小沢4004-2 精神保健福祉センター	心の健康全般
おやこほっとライン (0 8 3 - 9 3 2 - 3 9 3 9)	〒753-0214 山口市大内御堀922-1 中央児童相談所	子育ての悩み、児童虐待 子どもに関することは何 でも
子どもいじめ110番 (0 8 3 - 9 2 3 - 2 2 6 4)	〒753-8501 山口市滝町1-1 教育庁学校安全・体育課	子どものいじめについて
ふれあいテレホン 教育相談 (0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 0) (0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 1) いじめ相談 (0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 0 2)	〒754-0893 山口市秋穂二島1062 県教育研修所	子どもの教育、養育
すくすくテレホン (0 8 3 - 9 3 3 - 4 8 8 8)	〒753-8501 山口市滝町1-1 教育庁社会教育・文化財課	乳幼児の子育て
ヤングテレホン・やまぐち 中部少年サポートセンター (0 1 2 0 - 4 9 - 5 1 5 0) (0 8 3 - 9 2 5 - 5 1 5 0) 東部少年サポートセンター (0 1 2 0 - 4 8 - 5 1 5 0) (0 8 2 7 - 2 3 - 5 1 5 0) 西部少年サポートセンター (0 1 2 0 - 6 2 - 5 1 5 0) (0 8 3 2 - 2 2 - 5 1 5 0)	〒753-8504 山口市滝町1-1 山口県警察本部生活安全部少年課 〒740-0018 岩国市麻里布町6-15-20 岩国警察署内 〒750-0016 下関市細江町2-3-8 下関警察署内	非行、いじめ、 虐待、犯罪被害等
子どもの人権110番 (0 5 7 0 - 0 7 0 - 1 1 0)	〒753-0088 山口市中河原6-16 山口地方法務局	子どもの人権相談
警察総合相談室 (# 9 1 1 0) または (0 8 3 - 9 2 3 - 9 1 1 0)	〒753-8504 山口市滝町1-1 山口県警察本部警察県民課	犯罪等による被害の未然 防止に関する相談
思春期ほっとダイヤル (0 8 3 5 - 2 2 - 8 8 0 3)	〒747-8511 防府市大字大崎77 県立総合医療センター	思春期における健康不安・性について (夏休み期間のみ開設)

(3) ファックス相談

名称・電話番号	所在地	相談内容
ふれあいファックス FAX番号 (0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 5 8)	〒754-0893 山口市秋穂二島1062 教育研修所	子どもの教育、養育

(4) メール相談

名称・電話番号	所在地	相談内容
ふれあいメール アドレス soudan@center.ysn21.jp	〒754-0893 山口市秋穂二島1062 教育研修所	子どもの教育、養育

(5) 児童相談所

名称・電話番号	所在地	相談内容
中央児童相談所 (083-922-7511)	〒753-0214 山口市大内御堀922-1	児童福祉に関する 相談
岩国児童相談所 (0827-29-1513)	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	
周南児童相談所 (0834-21-0554)	〒745-0836 周南市慶万町2-13	
下関児童相談所 (0832-23-3191)	〒751-0823 下関市貴船町3-2-2	
萩児童相談所 (0838-22-1150)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	

(6) 健康福祉センター(保健所)

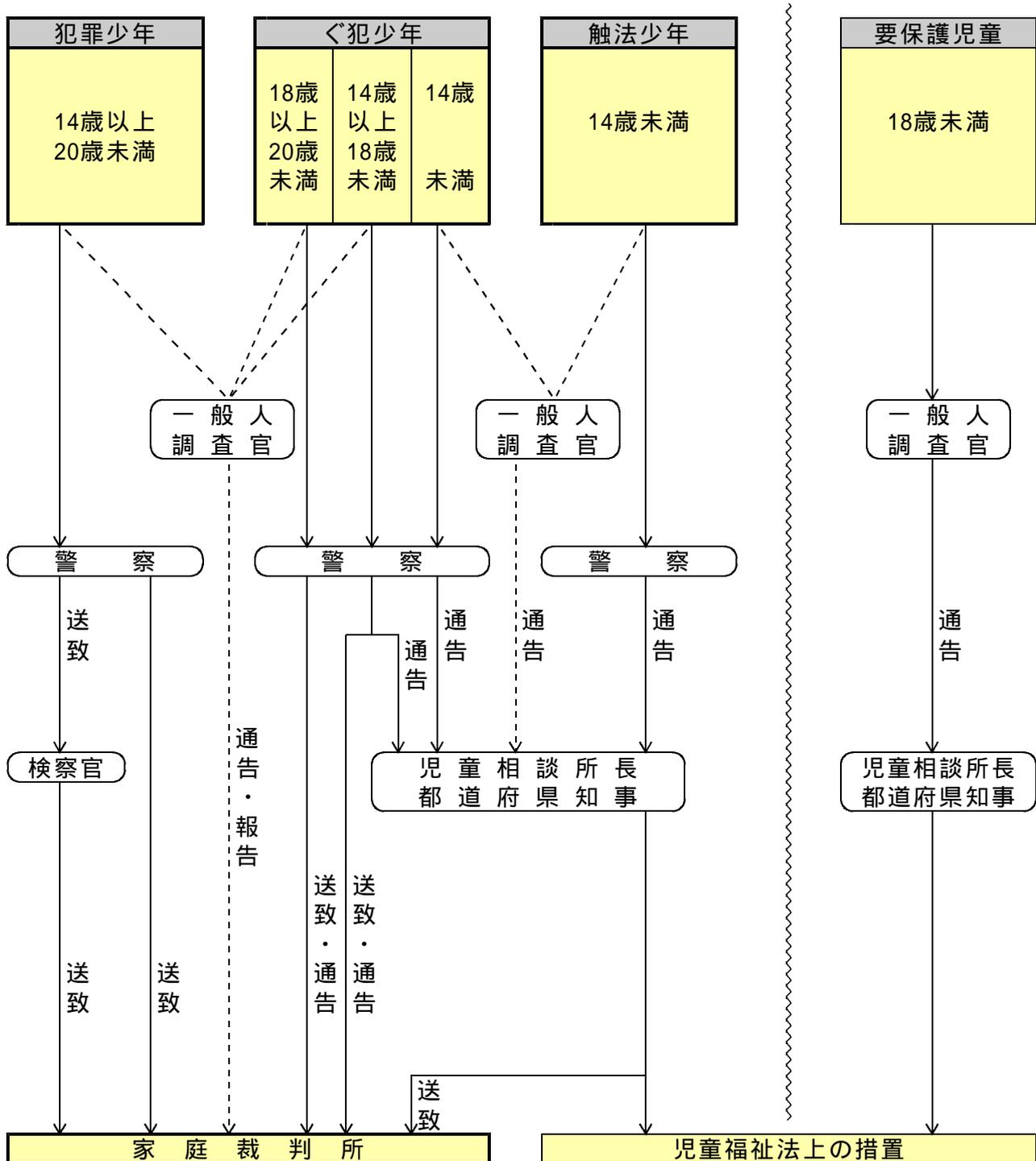
名称・電話番号	所在地	相談内容
岩国健康福祉センター (0827-29-1512) 保健環境部：岩国環境保健所	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 同上	心の健康、精神障 害、母子、知的障 害など
柳井健康福祉センター (0820-22-3631) 保健環境部：柳井環境保健所	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1 同上	
周南健康福祉センター (0834-33-6421) 保健環境部：周南環境保健所	〒745-0004 周南市毛利町2-38 同上	
防府健康福祉センター (0835-22-3740) 保健環境部：防府環境保健所	〒747-0801 防府市駅南町14-28 同上	
山口健康福祉センター (083-934-2525) 保健環境部：山口環境保健所	〒753-8588 山口市吉敷3325-1 同上	
宇部健康福祉センター (0836-31-3200) 保健環境部：宇部環境保健所	〒755-0031 宇部市常盤町2-3-28 同上	
長門健康福祉センター (0837-22-2811) 保健環境部：長門環境保健所	〒759-4101 長門市東深川1344-1 同上	
萩健康福祉センター (0838-25-2663) 保健環境部：萩環境保健所	〒758-0041 萩市江向531-1 同上	
市立下関保健所 (0832-31-1426)	〒750-0006 下関市南部町1-6	

(注)「家庭児童相談室」は各市の福祉事務所に設置

(7) その他

名称・電話番号	所在地	相談内容
山口県教育相談室 (0 8 3 - 9 3 3 - 4 5 3 1)	〒753-8501 山口市滝町1-1 教育庁教育政策課	教育全般
山口家庭裁判所 (0 8 3 - 9 2 2 - 1 3 3 0)	〒753-0048 山口市駅通り1-6-1	非行、家庭
山口保護観察所 (0 8 3 - 9 2 2 - 1 3 3 7)	〒753-0088 山口市中河原6-16 山口地方合同庁舎2号館	非行、精神障害
山口少年鑑別所 (0 8 3 - 9 2 2 - 6 5 1 8)	〒753-0074 山口市中央4-7-5	教育、家庭、非行
山口県精神保健福祉センター (0 8 3 6 - 5 8 - 3 4 8 0)	〒755-0241 宇部市東岐波東小沢4004-2	心の健康、精神障害など

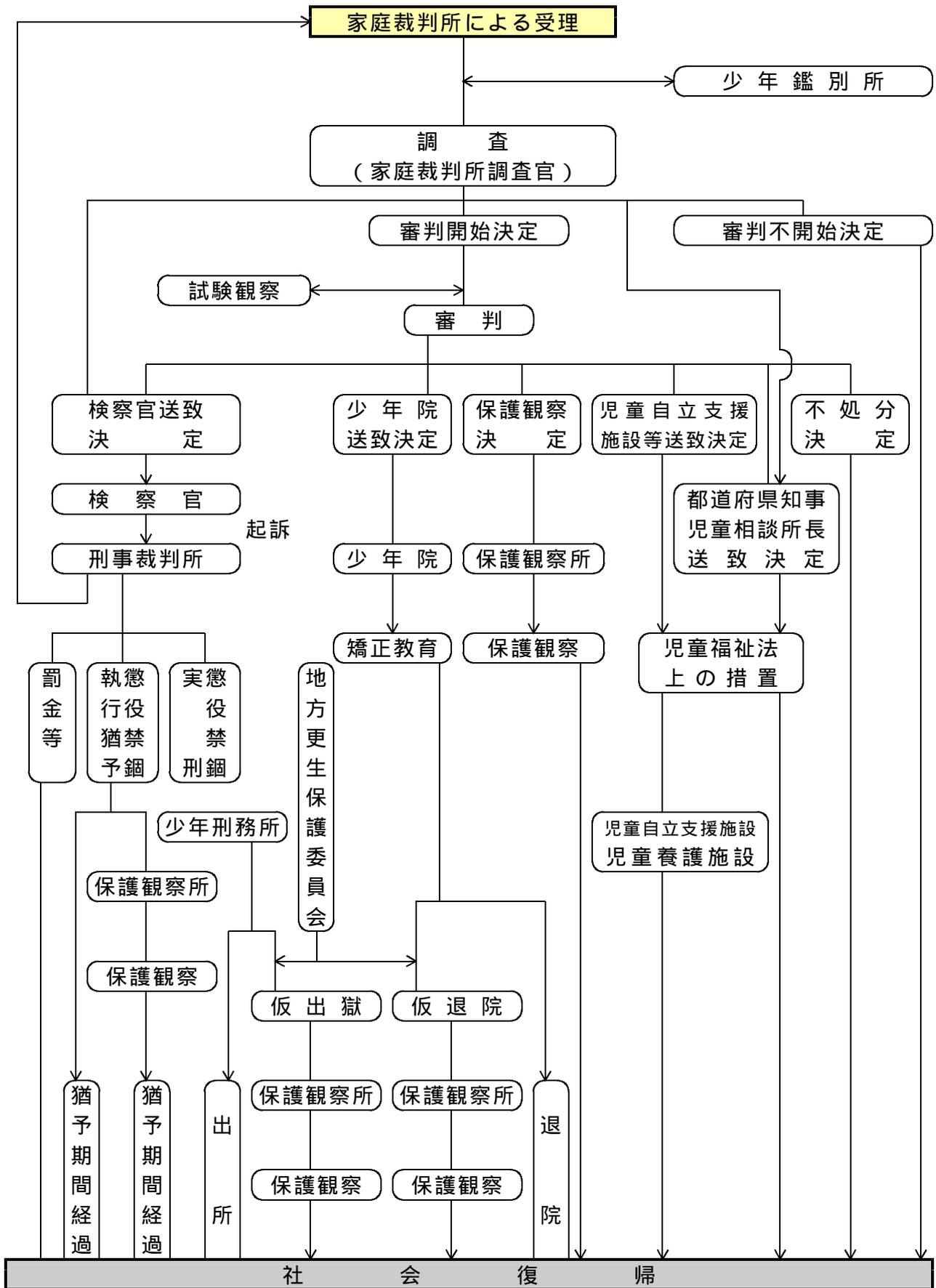
資料6 非行少年発見から家庭裁判所送致まで



保護者がいないか、又は保護者に監護させることが不適当な者に限る。

- 犯罪少年：罪を犯した14歳以上から20歳未満の少年
- 触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 非行少年：犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
- 不良行為少年：非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

資料7 家庭裁判所における調査・審判から社会復帰まで



資料 8 生徒指導に関する事故報告について

- (1) 事故報告を要する児童生徒の問題行動等の内容
- 刑法犯に関するもの
 - 強盗、強姦、放火、傷害、恐喝、窃盗 等
 - 特別法犯に関するもの
 - 覚せい剤・毒劇物（シンナー等）の使用 等
 - 暴力行為に関するもの
 - 対教師暴力、生徒間暴力（関係児童生徒や傷害の程度が大きいもの）、対人暴力、器物損壊 等
 - 危険な遊び等
 - 生命の安全に影響があるもの、入院加療を要するもの、失火 等
 - 性被害、暴力被害
 - 被害防止の立場から情報提供の必要なもの
 - 自殺
 - 未遂を含む
 - 家出
 - 自殺等生命の危険につながる恐れがあるもの、3日以上になるもの

(2) 「事故報告」様式

平成 年 (第 年) 月 号 日			
山口県教育委員会 教育長 藤井俊彦様	小・中学校は記入しない	立 学校 校長	印
学 校 災 害 ・ 事 故 報 告 書			
1 件名			
2 (被害・被災者) 学年・氏名(性別)・保護者氏名			
3 (加害者)			
4 発生日時			
5 発生場所			
6 概要(できるだけ箇条書きが望ましい)			
7 被災・傷病の程度			
8 学校が行った指導措置及び今後の対策等			
9 関係機関が行った指導措置等			
10 その他の参考事項 (本人について特記すべき事項、保護者の意見、事故の場合は現場の略図等)			

(注) 「親展」扱いで送付のこと

(3)「速報」様式

学校災害・事故報告（速報）

教育委員会・県立学校名				発信者			
発信日時	平成	年	月	日()	午前・午後	時	分
1 件名							
2 被害者 (被災者)	学校名	学年	性別	氏名	保護者氏名		
		年	男・女				
(備考) 受診した病院名、傷病の程度等							
3 加害者	学校名	学年	性別	氏名	保護者氏名		
		年	男・女				
4 発生日時							
5 発生場所							
6 事故等の概要							
7 学校・教育委員会の措置							
8 その他	(報道関係の取材の有無等)						

資料9 各学校における緊急連絡先一覧の作成について

(1) 留意事項

校長室・職員室・事務室・保健室・体育教官室・プール管理室等の電話近くに備え付ける。

個人情報には十分配慮し、児童生徒や外部からの訪問者等の目に触れないよう留意する。

(2) 緊急連絡先一覧(例)

緊急連絡先	電話番号
校長	携帯電話(自宅電話)
教頭	携帯電話(自宅電話)
事務長	携帯電話(自宅電話)
市町教育委員会	各課の電話番号
県教育委員会	各課の電話番号
県教育委員会緊急連絡 (24時間体制で対応) 児童生徒関係 教職員関係 火災・自然災害関係	090-4894-2786(学校安全・体育課) 090-5705-9072(教職員課) 090-6842-6766(教育政策課)
P T A 会長	携帯電話(自宅電話)
P T A 副会長	携帯電話(自宅電話)
学校評議員	携帯電話(自宅電話)
同窓会長	携帯電話(自宅電話)
学校医	携帯電話(自宅電話)
スクールカウンセラー	携帯電話(自宅電話)
近隣の警察署	083 - -
近隣の交番・派出所	083 - -
近隣の消防署	083 - -
近隣の医療機関	083 - -
近隣の児童相談所	083 - -
近隣の学校・園等	083 - -
近隣の駅(J R 等)	083 - -
通学バス会社	083 - -
防犯システム業者	083 - -
自動販売機設置業者	083 - -

参考資料・文献等

- 『子どもを変えた教師の一言』山田暁生著（1997 学事出版）
- 『学校の危機管理ハンドブック』「学校の危機管理」研究会編（2000 ぎょうせい）
- 『教師だからできる5分間カウンセリング』吉本武史編著（2000 学陽書房）
- 『見てわかる学校の危機管理マニュアル』高階玲治編著（2001 東洋館出版社）
- 『犯罪被害者支援の軌跡』大久保恵美子著（2001 少年写真新聞社）
- 『最新教育キーワード137』（2001 時事通信社）
- 『週刊教育資料 NO.724』（2001 日本教育新聞社）
- 『教師のための学校危機対応実践マニュアル』上地安昭編著（2003 金子書房）
- 『[生徒指導・進路指導]実践チェックリスト』秦政春編（2004 教育開発研究所）
- 『月刊生徒指導 必ず役に立つ問題行動防止ハンドブック』奥野真人著（2004 学事出版）
- 『月刊生徒指導 法律・判例で考える生徒指導』坂田仰著（2004 学事出版）
- 『月刊生徒指導 12月号』（2004 学事出版）
- 『現場即応！あなたの疑問にこたえる生徒指導対応事例80』緑川哲夫・原雅夫編著
（2005 学事出版）
- 『14歳からの仕事道』玄田有史著（2005 理論社）
- 『チェックリスト 子どもの安全と危機管理』学校安全対策研究会編（2005 第一法規）
- 『インターネットにおけるルールとマナー こどもばん 公式テキスト』
（2005 財団法人インターネット協会）
- 『青少年の健やかな成長のために 必携・少年補導委員の手引き』
（2005 社団法人 青少年育成国民会議）
- 『気持ちのスキ間に入り込む 出会い系サイトのワナ』（2005 警察庁）
- 『詳解 生徒指導必携 改訂版』生徒指導研究会編（2006 ぎょうせい）
- 『月刊生徒指導 10月号』（2006 学事出版）
- 『学校危機対応 教職員ハンドブック 全国版』（2006 全国CRT連絡協議会）
- 『生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書～規範意識の醸成を目指して～』
（2006 国立教育政策研究所生徒指導研究センター）
- 『児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）』
（2006 文部科学省・警察庁）
- 『バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告書』
（2006 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会）
- 『みんなでネットワーク～子ども虐待に関わる援助関係者の連携マニュアル～【改訂版】』
（2006 山口県健康福祉部）

各都道府県作成・提供資料

- 『生徒指導のてびき』（2001 広島県教育委員会）
- 『高等学校生徒指導資料 改訂 生徒指導ハンドブック』（2002 神奈川県教育委員会）
- 『児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料』（2002 栃木県教育委員会）
- 『生徒指導実践の手引き』（2004 滋賀県教育委員会）
- 『学校防災マニュアル（改訂版）』（2006 兵庫県教育委員会） 他多数

問題行動等対応マニュアル

～児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～

発行年月 平成19年（2007年）2月

編集 山口県教育庁学校安全・体育課

発行 山口県教育委員会